

こどもをまもろう みんなでまもろう



こども性暴力 防止法の 解説資料



事業者向け

こどもまんなか
こども家庭庁

令和8年3月

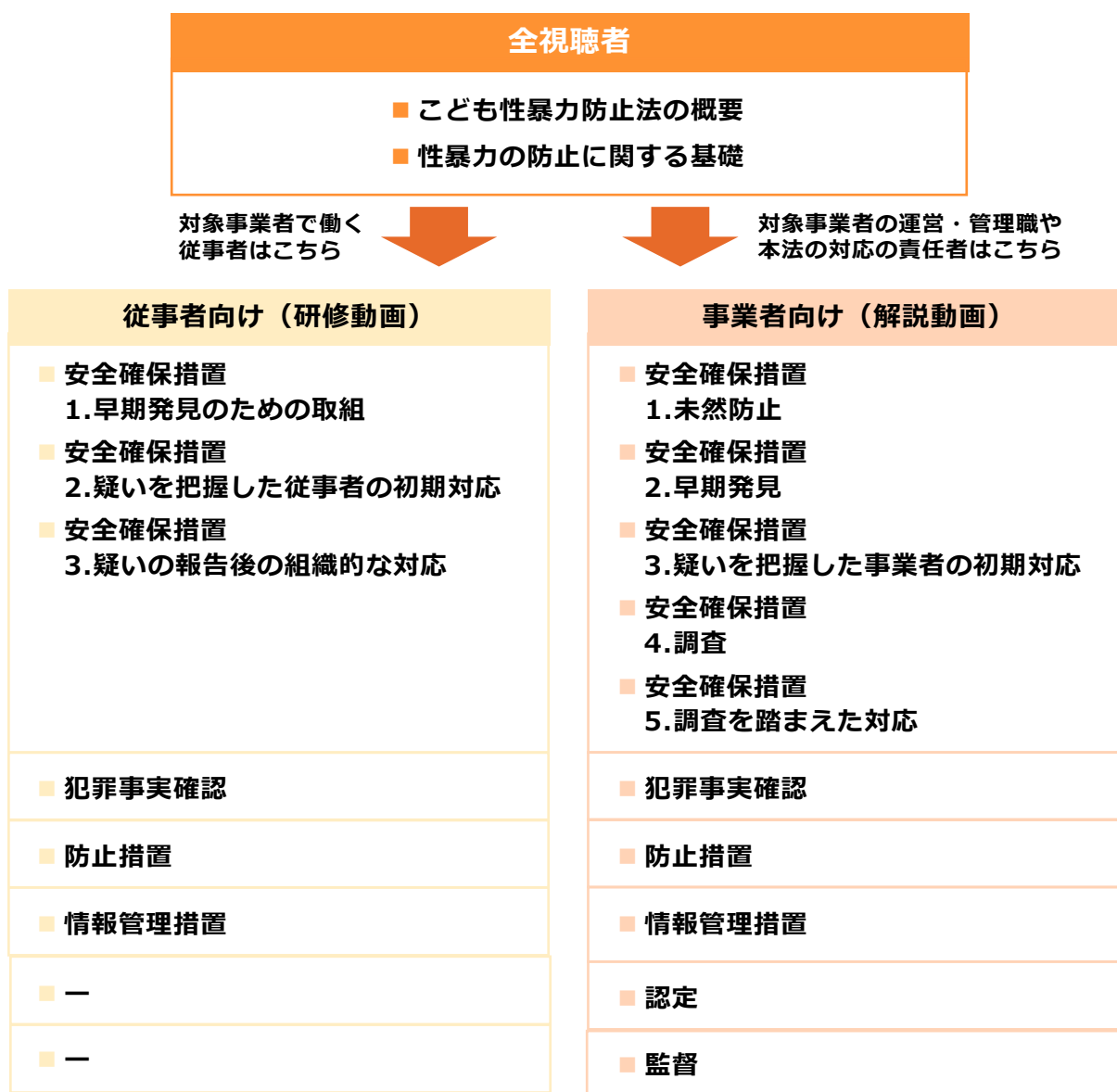
はじめに

教育・保育などの子どもに接する場での子どもへの性暴力を防ぎ、子どもの心と身体を守るため、2024年6月「子ども性暴力防止法」が成立し、2026年12月に施行されます。

本資料は、子ども性暴力防止法の対象事業者向けに、法で求められる義務を実際に現場で行う方の制度理解を促し、必要な手続や措置を適切に実施していただくため、子ども家庭庁が作成した解説動画の内容を説明し、制度の詳細を示すガイドラインの情報やコラムなどによる補足するものです。解説動画と併せてご活用ください。

研修動画及び解説動画は以下の図のように構成されています。本資料ではこのうち、全視聴者向け動画、解説動画について取り上げています。

研修動画及び解説動画の全体像



※ その他、従事者が子どもと接する業務に従事するに当たり、理解しておくことが最低限必要な内容を網羅した「要点動画」も作成・提供しています。

※ その他、性暴力の発生時の対応、防止措置と労働法制等を踏まえた留意点及び情報管理措置の詳細に関する解説動画及び資料も作成・提供しています。

目次

第1章 こども性暴力防止法の概要

1. 法の背景・趣旨	8
2. 性暴力とは？	15
3. 対象事業者	16
4. 求められる取組：安全確保措置	18
5. 求められる取組：情報管理措置	23

第2章 性暴力の防止に関する基礎

1. こどもに対する性暴力の特性	27
2. こどもの権利を踏まえた対応	30
3. 「性暴力」と「不適切な行為」	31
4. ケーススタディ	37

第3章 安全確保措置 1.未然防止

1. 服務規律などの整備・周知	45
2. 施設・事業所環境の整備	46
3. 従事者に対する研修	48
4. 教育・啓発（対こども、保護者）	51

第4章 安全確保措置 2.早期発見

1. 早期発見の重要性	58
2. こどもに対する日常観察	59
3. 面談・アンケート	61
4. 報告・対応ルールの策定	63
5. 相談窓口の設置・周知	65

第5章 安全確保措置 3.疑いを把握した事業者の初期対応

1. 性暴力の疑いの発覚直後の対応	71
2. 被害にあったこどもの安全確保	80
3. 保護者への連絡・説明	81

目次

第6章 安全確保措置 4.調査

1. 調査	85
-------	----

第7章 安全確保措置 5.調査を踏まえた対応

1. 方針決定	97
2. 加害者への防止措置	98
3. 被害にあったこどもの保護・支援	99
4. 被害にあったこどもの保護・支援の具体的対応	100
5. 関係者への対応・支援	101

第8章 犯罪事実確認

1.犯罪事実確認のフローと手続の流れ	107
2.犯罪事実確認の期限など	115
3.「いとま特例」	117
4.犯罪事実確認に関する留意点や必要な対応	122

第9章 防止措置

1.事業者が講じるべき防止措置の概要	127
2.防止措置の内容	128
3.労働法制を踏まえた留意点	130

第10章 情報管理措置

1. 情報管理措置の全体像	142
2. 情報管理措置の内容	143
3. 漏えいなどへの対応	148
4. ケーススタディ	151
5. 罰則	158

目次

第11章 認定

1. 認定の概要	162
2. 認定の基準	164
3. 認定申請の手続	169
4. 認定事業者の公表・届出	173
5. 認定事業者マークの表示	174
6. 認定の取消し	177

第12章 監督

1. 監督の概要	182
2. 監督が行われる事項	188
3. 監督の流れ	191

第13章 参考資料

1. 参考資料	195
2. 用語集	196

第1章 こども性暴力防止法の概要



こども性暴力防止法の施行に当たり、なぜこどもへの性暴力防止が求められるのか、性暴力とは何かを学びます。また、こども性暴力防止法の措置において、特に重要なポイントを分かりやすく紹介します。

本章で学ぶこと

1. 法の背景・趣旨
2. 性暴力とは？
3. 対象事業者
4. 求められる取組：安全確保措置
5. 求められる取組：情報管理措置

第1章 こども性暴力防止法の概要

法の背景・趣旨

性暴力はこどもの心身の発達に深刻な影響を及ぼし、こどもの人権を著しく侵害する極めて悪質な行為であり、断じて許されるものではありません。学校や保育所、習い事といった、こどもたちを対象に教育・保育などを行う事業は、こどもたちとの間で「支配性・継続性・閉鎖性」のある特別な関係が生じます。



学校
(幼稚園、小中高など)



児童福祉施設
(保育所など)



認定こども園



習いごと
(学習塾、スポーツクラブなど)

支配性 : 指導など通じて、強い立場に立つ

継続性 : 業務の中で繰り返しこどもと接する

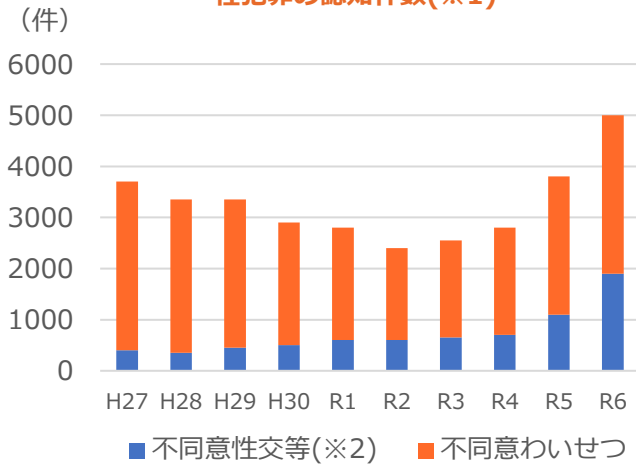
閉鎖性 : 保護者などの目が届かない

こうした関係の中で、こどもたちを性暴力から守るためには、特別な注意が必要です。そのために成立したのが「こども性暴力防止法」です。2026年12月からの本制度の施行により、こどもに対して教育・保育などを行う対象事業者(以下、「事業者」という)は、こども家庭庁の定めたルールに従って、性暴力を防止するための取組が求められることになります。

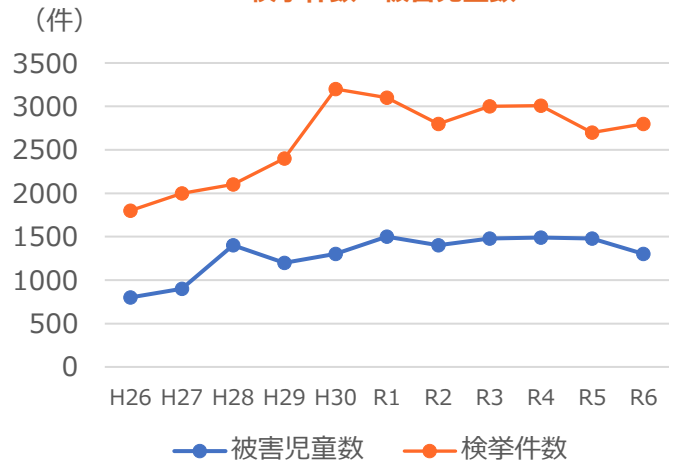
コラム

こどもに対する性犯罪・性暴力の現状

こどもが主な被害者となった
性犯罪の認知件数(※1)



児童ポルノ犯罪の
検挙件数・被害児童数



※ 警察庁提供資料をもとに作成

(※1)「こども」は20歳未満の者をいう

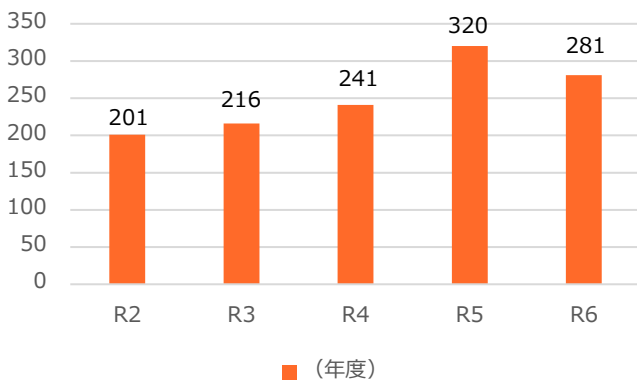
(※2)不同意わいせつ及び不同意性交渉等は、令和5年7月12日以前は強制わいせつ及び強制性交等

コラム

公立学校の教育職員の懲戒処分などの状況

- 「性犯罪・性暴力など」を理由として懲戒処分などを受けた公立学校の教育職員は、近年、毎年**200人以上**になります。

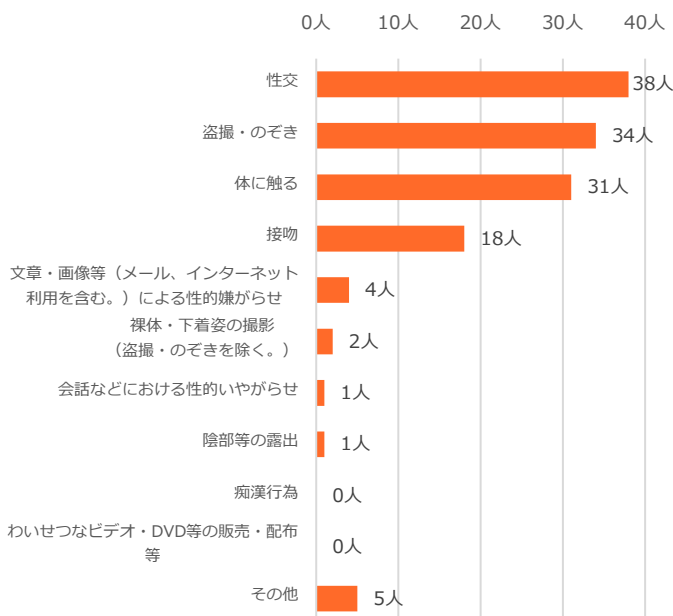
性犯罪・性暴力などによる懲戒処分などの推移
(教育職員) (過去5年間)



- ※ 文部科学省、「令和6年度公立学校教職員の人事行政状況調査について」、2-5-3. 性犯罪・性暴力などによる懲戒解雇処分などの推移(教育職員)(過去5年間)を基に作成
- ※ 令和2年度調査より幼稚園(幼稚園型認定こども園含む。)の教育職員についても調査の対象
- ※ 「性犯罪・性暴力など」とは、児童生徒性暴力等又は性犯罪・性暴力及びセクシュアルハラスメントをいう。
- ※ 「児童生徒性暴力等」とは、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」第2条第3項に該当する行為をいう。

- 令和6年度において、こどもへの性暴力などを理由として懲戒処分を受けた教育職員によるこどもへの性暴力などの内容や場面は様々です。

こどもへの性暴力等の内容(令和6年度)



- ※ 文部科学省、「令和6年度公立学校教職員の人事行政状況調査について」、2-5-1. 性犯罪・性暴力等に係る懲戒処分等の状況(教育職員)(令和6年度)を基に作成
- ※ こどもへの性暴力などは、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」第2条第3項に該当する行為である「児童生徒性暴力等」を指します。

コラム

こどもに対する性犯罪・性暴力の現状

■ 2025年中に報道されたこどもの性被害報道の一部

1月	<ul style="list-style-type: none"> 元教え子とわいせつな写真を交換したとして中学校教諭を停職処分 インターネットゲームで知り合った女兒に裸の写真を送らせたなどとして保育士の男が逮捕
2月	<ul style="list-style-type: none"> 障害者施設利用者の小学生にわいせつな行為をしたとして障害者施設職員を逮捕 学童保育施設で児童や女性職員を盗撮したなどとして元教室長を書類送検 スポーツ施設で女子中学生にわいせつ行為をしたとして、不同意わいせつ容疑で施設の指導員を再逮捕
3月	<ul style="list-style-type: none"> 女子小学生にわいせつな行為をしたとして不同意わいせつの疑いで小学校教諭の男を逮捕 勤務する高校の女子生徒に対して校外でわいせつな行為を繰り返したとして高校教諭を懲戒免職処分
4月	<ul style="list-style-type: none"> 放課後等デイサービス事業所の利用男児に性的暴行を加えたなどとして事業所の元職員を逮捕
5月	<ul style="list-style-type: none"> ソフトボールチームの教え子だった少年複数人にわいせつな行為をしたなどとして、不同意性交や不同意わいせつなどの罪で元コーチを起訴 温泉浴場の脱衣所で男子児童や生徒の裸を撮影し、販売する目的で児童ポルノを製造した疑いで元幼稚園職員を逮捕 女子生徒にSNSを使って私的なメッセージを送り、自家用車内でわいせつな言動もしたとして、学校臨時的任用講師を懲戒免職処分
6月	<ul style="list-style-type: none"> 実習先の保育園で園児にわいせつな行為をした元実習生に懲役6年の判決 児童養護施設で入所者の10代男性にわいせつ行為をしたとして元施設職員の男を不同意わいせつの疑いで逮捕 女子児童を盗撮し交流サイト（SNS）のグループチャットで共有したとして複数人の小学校教員を逮捕 無人の教室に女子児童を監禁しわいせつな行為をしようとしたとして小学校教諭を逮捕 公園から小学生の男児を誘拐し車内でわいせつ行為をした疑いで小学校教諭の男を逮捕
7月	<ul style="list-style-type: none"> 学童保育施設で男児へわいせつな行為をしたとして元学童職員を逮捕 障害者関連施設で利用者の10代女性にわいせつな行為をしたとして嘱託職員を起訴 勤務先の女子生徒にわいせつな行為をしたとして公立中学校教諭を逮捕
8月	<ul style="list-style-type: none"> 教え子の女子児童をドライブに誘ってわいせつな行為をしたとして小学校教諭を懲戒免職処分 子ども向けプログラミング教室の生徒にわいせつな行為をするなどしたとして元講師を書類送検 授業中にわいせつな体勢をするよう指示するなどした、高校の男性教諭を懲戒処分
9月	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ教室の生徒だった当時15歳の少女との不同意性交の罪に問われた経営者に懲役3年の判決 わいせつな内容に加工されると知りながら卒業アルバムの顔写真を部外者に提供した県立高の実習助手を懲戒免職処分 一時保護所で就寝していた10代男児を盗撮したとして児童相談所非常勤職員を書類送検 勤務先の保育施設で未就学女兒にわいせつな行為をしたとしてアルバイトの保育職員を逮捕 指導中に教え子にわいせつな行為をしたとして学習塾の元教室長を逮捕 所属する当時18歳未満だった女性アイドルにわいせつな行為を繰り返したとして芸能事務所代表を逮捕 学習塾の教室内で教え子の男子中学生にわいせつな行為をしたとして学習塾経営者を逮捕 児童施設で女兒にわいせつな行為などをしたとして指導員を再逮捕 10代少女に現金を渡して性交し、その様子をスマートフォンで撮影、児童ポルノを製造したとして中学校教諭の男を逮捕
10月	<ul style="list-style-type: none"> 教科担当をしていた女子生徒に対し教室や教諭の自宅でわいせつな行為をしたとして高校教諭を懲戒免職処分 部活動中に勤務先高校の女子生徒にわいせつな行為をした高校教諭を懲戒免職処分
11月	<ul style="list-style-type: none"> 元教え子の女子高校生にわいせつなメッセージを送信したとして中学校教諭を懲戒処分 中学・高校時代の部活動において長期間にわたる性加害を受けたとして部活動外部コーチを提訴 教員らの盗撮共有グループ、7人目のメンバーとされる小学校教諭を逮捕 勤務先の女子生徒に30回にわたりわいせつな行為を行ったとして高校教諭を懲戒免職処分
12月	<ul style="list-style-type: none"> 男子小学生にわいせつな行為をしたとして不同意わいせつの疑いで塾講師の男を逮捕 女子高生を盗撮したとして私立高校教諭を逮捕

コラム

性被害者家族の痛み～時を重ねて～

公益社団法人かがわ被害者支援センター

M・M

2008年3月に娘が性被害に遭ったと告白してから15年の時が流れました。その年の10月に亡くなりましたので、ずいぶんと時間は流れたこととなります。しかし、本当に短い時間であったという感覚があります。それには、娘が亡くなった時に、時間はすっかり止まってしまい、常に亡くなった日の事、今までに娘と過ごした日々が走馬灯のように頭に浮かび、それと同時に未来と一緒に歩むことのできる道はないのだと突き着かされます。それを考える事は非常に苦しく、考えないように防衛反応を起こしているのか、常にバタバタ動いている自分があるなあという実感がいつもあります。人に映る私は“いつも元気そう”なのですが、本当は亡くなっていることを認めたくない自分と戦いながら、明るく振る舞うことで、娘の事を聞かれるのを避けている自分がいます。

それでも生きていれば、さまざまな場面で、亡くなったことを自覚せざるをえません。例えば、携帯電話を購入しようとするば、「家族割引」の話や、家族構成を聞かれます。銀行、郵便局、病院など、家族構成を問われる場面は本当に多いです。また、今頃の季節ですと、卒業、進学、就職などの話をスーパーなどで、お母さんたちがよく立ち話をされています。「娘が大学に進学して、寂しくなるわあ。」「就職が決まって、県外に住むのよ。」「お兄ちゃんは、孫が生まれてねえ。」そのような言葉を耳にする度に、吐き気と目眩がして、買物途中ですぐ支払いを済ませ、逃げるように家路に向かいました。ほとんど外出も買物さえできませんでした。そこで、出かけるときは主人と一緒にいくようにして、気分が悪くなったら、すぐに帰宅するようにしました。

また、家にいても苦しさは多々ありました。テレビをつければ、楽しく笑っているシーン。いったい何がおかしいのか、楽しいのか分からず、テレビをつけるのをやめ、新聞の購入もやめました。まるで私自身が笑われているような気持ちでした。そこには社会から孤立している自分がありました。このような状況が数年間続き、時間の経過と共に、少しずつできることが増えていきました。今は、一人で買物もできるようになり、テレビを観ることもできるようになりました。いつも心の中で「この状況に慣れなければいけない」とつぶやきながら、受け入れていったように思います。いや、受け入れざるを得ないというのが本音でしょうか。これが時間の流れだと思えます。

次に、性暴力と自殺についての認識が時間の経過によって変化していったことをお伝えします。私は、娘が性被害に遭うまで自分の娘に性暴力や自殺というものが起こりうるとは全く考えず、無知そのものでした。この世の中は安心・安全だと、何の根拠もなく信じ、普通に生活をしていました。しかし、性暴力はとても身近な犯罪で、暗数を含めると実際には何倍もの被害があり、被害者本人だけではなく被害者家族を含む大きな問題です。他の犯罪と一番違う点は、まず被害に遭ったことを話せないという点だと思います。恥ずかしい、知られたくないという気持ちはなんとなく理解できるかもしれませんが、しかし、実際に誰かに相談するというハードルはかなり高いものです。また相談しても「なぜ逃げなかったの」、「声をだせなかったの」「派手な服装だったの」、「そのことは忘れなさい」など次々に被害者に非があるような言葉が投げかけられます。最近ではずいぶん警察での対応は良くなってきていると聞いていますが、被害者からの目線とは遠いものだと思います。

また、加害者についても、私の認識はずいぶん違っていました。娘の加害者は元教師であったのですが、どこかで聖職というイメージがありました。しかし、裁判で明らかになったのは、真反対の人物でした。裁判での加害者は、膝までズボンをまくし上げ、靴を脱いで貧乏揺すりをし、若い私たちの弁護士を大きな目で下からにらめつけました。また、娘を「男性関係が淫らで、短いスカートをはいていて挑発してきた」「恋愛であった」など、聞くに堪えないものばかりでした。当の本人が生きていても、耐えがたいものであったに違いありません。私はなぜ、こんな人間に終始おびえていたのか、今でも悔しくてなりません。娘の写真をばらまかれはしないか、インターネットに掲載されはしないか、娘にもう一度暴行を加えはしないだろうかと、起こりえるかどうか分からない不安に押しつぶされていました。

そして、裁判で苦しかったのは、娘の事を何も知らない某大学病院の医師が相手側についたことです。本人を診断しないでPTSD という診断に対して、反論されたことです。加害者が怖くてたまらないと不眠で苦しみ、襲われると言って苦しんだ娘を、何度傷つければいいのでしょうか。私は、HP で笑っている医師の顔写真を何枚も印刷し、鉛筆の芯が折れるまで何度も何度も真っ黒になるまで、塗りつぶし、上からつきました。

また、加害者に対してはもっと殺意を感じていました。“加害者を殺したい”という衝動に駆られ、さびた出刃包丁をタオルにぐるぐる巻いて、加害者宅まで向かおうとしました。しかし、運転中すぐに過呼吸を起こし、時速20kmぐらいしかスピードが出せず、後続車からクラクションを鳴らされて、やむなく帰宅しました。それと同時に、料理をしようと包丁を持つと、娘を救えなかった自分が許せず、手首を切りたい衝動に駆られました。右手を左手で押さえ、台所で何度も泣きました。

主人も同じ気持ちでした。相手側からの文書が送られてくるたびに嗚咽し、「はきそうだ。もう裁判なんかどうでもいいから、この手で殺してやる。」机をたたいて泣き叫ぶのを見て、「頑張ろう、もう少し頑張ろう。」と背中をさすりながら一緒に泣きました。決行できなかったのは、娘への愛と夫婦二人が同じ方向を向いていたこと、そして何よりいつも支えてくださった「かがわ被害者支援センター」の方々や弁護士の先生方が脳裏に浮かんだからです。殺人者になる一歩手前の状態でした。

裁判の途中で、和解を選ぶとしたら、もうこの裁判に耐えがたいと感じるからでしょう。さまざまな方向性の違いから、被害に遭った家族がバラバラになるケースは、多くあります。特に性被害の場合、立証が乏しくなる傾向があり、裁判を起こすことさえも、ままなりません。私たちが裁判という場で戦えたこと、勝訴であったことは今の生活に光が射したことに間違いありません。

そして、決して「自殺」についても「死にたい」のではなく、「どう生きていけばいいかわからないほど苦しいので助けてほしい」ということを今では理解しています。明るかった娘が、どんどん痩せて食事がとれず、それを見ていることは辛かったです。また、自殺念慮のある人には受け入れる入院施設も探すことは非常に難しいです。私は香川県全部の病院に電話をし、苦しい娘に代わって受診し、症状を伝えました。答えは「本人さんに来て、もう一度説明してもらわないと」、「昔に自殺しようとした患者さんに手こずった」こんな答えを何度も聞きました。そんな状態でも予約が2ヶ月先まで埋まっていたりしています。

性暴力はこれほど、人に影響を与える犯罪であり、性被害を受けた人の中でのPTSDの発症率は高く、自殺率も高いのが現状です。つまり、性暴力は権力及び支配であって、よくTVで言われている「性欲が抑えきれなかった。」というコメントには首をかしげるところがあります。子供への虐待と全く同じであるからです。私が裁判中に感じた「ねじ伏せられそう」な感覚こそ権力や支配力でしょう。

今までお話をすると、つらいとか苦しいと感じられた方がいらっしやっただけかもしれません。しかし、決して悪いことばかりではありません。15年という月日を経て、この経験から多くのことを学び、歩き始めていると感じています。もし、このような経験がなければ、苦しいことを人前でお話することもなかったでしょう。性犯罪の実態を伝えることで、少しでも関心を持っていただき、抑止力になればという思いがあります。また自分自身も性犯罪を含め、さまざまな犯罪被害者、加害者、子供への虐待、孤独死など、さまざまな社会問題に目を向けるようになりました。そして何より家族の絆、大切さを感じています。少し嫌なことがあっても決して怒らない、毎日笑って、一日一日を大切に過ごそうと思っています。

小さな丸テーブルに夫婦二人向き合って、娘の話をしながら食事をするのが今一番の楽しみです。人にとって一番大切なことは、普通でいられること、穏やかであること、それが幸せだと娘が教えてくれたのではないかと時と共に実感しています。

性暴力とは？

■ 性暴力・不適切な行為とは

こども性暴力防止法の対象となる性暴力とは、不同意性交に加え、わいせつな言動、盗撮などを指します。また、「不適切な行為」を防止することも重要です。「不適切な行為」とは、行為そのものは「性暴力」には該当しなくとも、業務上必要な行為と言えず、その行為が継続・発展することにより性暴力につながる可能性のある行為のことを言います。どのような行為が不適切な行為に当たるかは、事業内容やこどもの特性などによって異なりますが、例えば、業務外でこどもとSNS上で私的なやり取りを行うことなどが挙げられます。これらの行為にも対処することで、性暴力の未然防止につながる事が重要です。



何が不適切な行為に当たるかは、対象事業者、事業内容、対象となるこどもの発達段階や特性、現場の状況等によって、異なります。これらの行為に該当することで一律に不適切であると判断されるものではないことに留意が必要です。詳細はガイドラインの「II.定義 2.(2)不適切な行為」を参照ください。

※ 性暴力・不適切な行為の詳細については、本資料「第2章 性暴力の防止に関する基礎」をご参照ください。

■ こどもへの性暴力の特性

- こどもに対する性暴力の特性として、こどもが被害を申し出にくく、発見しづらいなどの特徴があります。
- 加害者には「少し触っただけで大したことではない」「こどもは嫌がっていなかった」などの「認知の偏り」と呼ばれる一方的な思い込みや人権意識の低さが見られ、その結果として加害行為がエスカレートしやすいなどの傾向があります。

※ こうした性暴力の特性を理解した上で対応することが重要です。性暴力の特性などの詳細については本資料「第2章 性暴力の防止に関する基礎」をご参照ください。

第1章 こども性暴力防止法の概要

対象事業者

こどもたちが大人から勉強やスポーツなどを教えてもらったり、保育などを受けたりする施設や事業が法律の対象となります。

- 学校設置者等：**
 学校や認可保育所、認定こども園などを設置する事業者を「学校設置者等」といい、公立・私立を問わず全ての事業者が対象となる
- 民間教育保育等事業者：**
 放課後児童クラブや学習塾など、義務対象事業以外でこどもに教育・保育などを提供する事業者を民間教育保育等事業者といい、こども家庭庁に申請し、認められた場合に法律に基づく取組の対象となる

■ 学校設置者等の一覧・民間教育保育等事業者の一覧

学校設置者等となる対象施設・事業

分類	施設・事業
学校教育法関係	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校（法第2条第3項第1号イ） 専修学校（高等課程）（同号ロ）
認定こども園関係	<ul style="list-style-type: none"> 幼保連携型認定こども園（同号ハ） 幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園（同号ニ）
児童福祉法関係	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所（一時保護施設を含む。）（同号ホ） 指定障害児入所施設等（同号ヘ） 乳児院（同号ト） 母子生活支援施設（同号チ） 保育所（同号リ） 児童館（同号ヌ） 児童養護施設（同号ル） 指定障害児入所施設以外の障害児入所施設（同号ヲ） 児童心理治療施設（同号ワ） 児童自立支援施設（同号力） 指定障害児通所支援事業（児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援又は保育所等訪問支援）（法第2条第3項第2号イ） 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（同号ロ） 家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業）（同号ハ） 登録一時保護委託者（法第2条第3項第3号）

民間教育保育等事業者となる対象事業

分類	事業
教育関係	<ul style="list-style-type: none"> 専修学校（一般課程）・各種学校における児童等を専ら対象とする学校教育に類する教育を行う事業（法第2条第5項第1号） 高等課程類似教育事業（同項第2号、規則第4条） <ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人海技教育機構法（平成11年法律第214号）に基づき独立行政法人海技教育機構が実施する海技士教育科海技課程（本科） 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）に基づき実施する普通課程の普通職業訓練（18歳未満の者を専ら対象とする訓練に限る） 自衛隊法（昭和29年法律第165号）に基づき設置される陸上自衛隊高等工科大学における教育課程 民間教育事業（同項第3号、令第1条）
児童福祉関係	<ul style="list-style-type: none"> 指定障害児通所支援事業以外の児童発達支援事業（児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、居宅訪問型児童発達支援事業又は保育所等訪問支援事業）（同項第4号から第7号まで） 児童自立生活援助事業（同項第8号） 放課後児童健全育成事業等（同項第9号、規則第5条） 子育て短期支援事業（同項第10号） 一時預かり事業（同項第11号） 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）（同項第12号） 病児保育事業（同項第13号） 意見表明等支援事業（同項第14号） 妊産婦等生活援助事業（同項第15号） 児童育成支援拠点事業（同項第16号） 認可外保育事業（同項第17号）
障害福祉サービス関係	<ul style="list-style-type: none"> 指定障害福祉サービス事業（居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所又は重度障害者等包括支援）（同項第18号）

■ 認定事業者マーク

認定を受けた事業者は認定事業者マークを表示することができます。こども家庭庁は認定を受けた事業者を公表します。こどもや保護者の皆様は、性暴力防止にしっかり取り組む事業者を知ることができます。



■ 法定事業者マーク

義務対象の事業者は法定事業者マークを表示することができます。



※ 認定に関する詳細は、本資料「第11章 認定」をご参照ください。



求められる取組：安全確保措置

安全確保措置とは、こどもの安全を守るために事業者が行わなければならない様々な取組を指します。具体的な内容として次の取組が含まれます。

未然防止

- ・ 性暴力を未然に防止するためのルールを作り、周知する
- ・ 性暴力が起きないように、複数のおとなの目が行き届くような環境を整備する
- ・ 事業者は、性暴力の防止に対する関心を高め、必要な取組への理解を深めるため、こどもと接する業務を行う従事者に定期的に研修を受けさせる



現場での
ルール作り・周知



環境整備



従事者の研修受講

早期発見

- ・ 日頃から性暴力の発生やその予兆をいち早く発見するための措置として、日常的にこどもの変化を気にかけてたり、面談やアンケートを実施したりする
- ・ こどもや保護者が相談しやすい相談窓口の設置や周知を行う



日常観察



面談



アンケート



相談窓口の設置

調査・保護・支援

- ・ 性暴力が疑われる場合は、事実確認などの調査を行うとともに、被害にあったこどもの保護・支援を行う



調査・保護・支援



犯罪事実確認



■ 犯罪事実確認

過去に性犯罪を犯した人の再犯を防止するため、事業者は従事者の性犯罪歴(※)の有無についての確認を行います。

※ 「性犯罪歴」とは「特定性犯罪の前科」のことを指します。

【特定性犯罪の一覧】

次の性犯罪について、一定期間内(※)の前科が確認対象

(※) 拘禁刑：刑の執行終了などから20年、執行猶予者は裁判確定などから10年、罰金：刑の執行終了などから10年

刑法	<ul style="list-style-type: none"> ● 不同意わいせつ（176条）※ ● 不同意性交等（177条）※ ● 監護者わいせつ及び監護者性交等（179条）※ ● 不同意わいせつ等致死傷（181条） ● 16歳未満の者に対する面会要求等（182条） ● 強盗・不同意性交等及び同致死（241条1項・3項）※ <p>※ 未遂罪を含む。</p>
盗犯等の防止及び処分に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ● 常習特殊強盗致傷（4条）
児童福祉法	<ul style="list-style-type: none"> ● 淫行をさせる罪（60条1項）
児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童買春（4条） ● 児童買春周旋（5条） ● 児童買春勧誘（6条） ● 児童ポルノ所持、提供等（7条） ● 児童買春など目的人身売買等（8条）
性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ● 性的姿態等撮影（2条） ● 性的影像記録提供等（3条） ● 性的影像記録保管（4条） ● 性的姿態等影像送信（5条） ● 性的姿態等影像記録（6条）
都道府県の条例で定める罪であって、次に掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> ● みだりに人の身体の一部に接触する行為 ● 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、写真機などを用いて撮影し、または当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機などを差し向け、若しくは設置する行為 ● みだりに卑わいな言動をする行為 ● 児童と性交し、または児童に対しわいせつな行為をする行為



これらの犯罪が大人に対して行われた場合も、確認の対象となります。



【犯罪事実確認の対象者】

こどもと継続的に接する業務を行っている方が確認の対象です。

- ・ 校長や園長といった管理者
- ・ こどもたちと接する機会の多い教員や保育士
- ・ 業務の実態によっては、事務職員、スクールバスの運転手なども対象

必ず対象



校長・園長など



教員・保育士・
保育教諭・児童指導員など

一部対象

※ 業務実態を踏まえ、事業者が判断



事務職員
スクールバスの運転手など

【犯罪事実確認の期限】

犯罪事実確認は、新規採用や配置転換により、新たにこどもと接する業務に就く方については、原則として、従事開始前までに終わる必要があります。こども性暴力防止法の施行時に学校や認可保育所といった義務対象の事業者で既に従事・内定している方については、施行から3年以内、放課後児童クラブや学習塾といった認定対象の事業者で認定時点で既に従事・内定している方は認定から1年以内に確認を行う必要があります。確認を行った従事者については、その後5年ごとに再度確認を行います。

対象者	期限
新規採用・異動により新たに対象業務に従事する場合	従事を開始するまで
こども性暴力防止法が施行された時点で、義務対象事業に従事・内定している場合	施行の日から3年以内
認定を受けた時点で、認定対象事業に従事・内定している場合	認定の日から1年以内
犯罪事実確認をした従事者が対象業務に継続して従事している場合	5年ごと



■対象となる主な職種の分類

ア 学校教育法関係

施設	(ア)職種全体が対象になる	(イ)職種の一部が対象になり得る
学校共通	スクールカウンセラー、部活動指導員、学校司書、学習指導員、外国語指導助手（ALT）、日本語指導補助者、母語支援員、部活動外部指導者、校内教育支援センター支援員、特別支援教育支援員	事務職員、スクールバス運転手、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、学校用務員、医療的ケア看護職員、スクールソーシャルワーカー、情報通信技術支援員、教員業務支援員、副校長・教頭マネジメント支援員、観察実験アシスタント、スポーツ推進委員、管理指導員、スポーツ国際交流員（SEA）、外部専門家、医療的ケア指導医、スクールガード、スクールガードリーダー、その他職員
幼稚園	園長、教頭、教諭、副園長、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、養護教諭、栄養教諭、養護助教諭、助教諭、講師、教育補助員	—
小学校	校長、教頭、教諭、養護教諭、副校長、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭	学校給食栄養管理者（学校栄養職員）
中学校	小学校と同様の職員	学校給食栄養管理者（学校栄養職員）
義務教育学校	小学校と同様の職員	学校給食栄養管理者（学校栄養職員）
高等学校	校長、教頭、教諭、養護教諭、副校長、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭、実習助手、船舶職員（実習船）※専門高校	技術職員、通信教育連携協力施設の職員
中等教育学校	高等学校と同様の職員	技術職員、学校給食栄養管理者（学校栄養職員）
特別支援学校	幼稚園、小学校、中学校および高校と同様の職員＋寄宿舎指導員	学校給食栄養管理者（学校栄養職員）
高等専門学校	校長、教授、准教授、助教、講師、助手、技術職員、指導補助者、保健師、看護師、海事職員（船員）、カウンセラー、学生寮指導員、司書、課外活動指導員	研究員、研究支援員、産学連携コーディネーター
専修学校（高等課程）	校長、教員、助手	医師

※ その他の事業者については、ガイドライン「Ⅲ.対象事業・対象業務」を参照ください。

※ 学校設置者等においては、(イ)職種の一部が対象になり得るもののうち、いずれの者が教員などに該当するかについて、各学校設置者等がその実態に応じて、支配性・継続性・閉鎖性の3要件の判断基準に基づき判断・特定することが求められる。この判断・特定に当たっては、児童対象性暴力等を防止するために制度化された犯罪事実確認の仕組みの趣旨を踏まえ、3要件を満たす従事者を確実に対象とするよう留意すること。



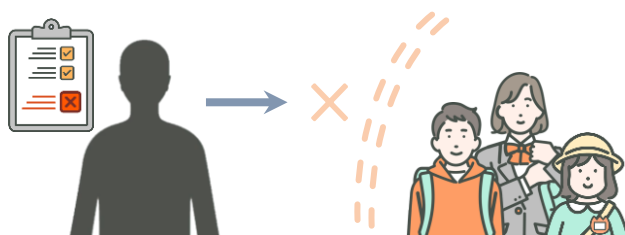
■ 防止措置

特定性犯罪の犯罪歴の有無の確認の結果や、調査の結果などを踏まえ、従事者によるこどもへの性暴力が行われる「おそれ」があると認められる場合は、事業者(※)は、その従事者を教育・保育などの業務に従事させないなどの措置が必要になります。

- 「性犯罪歴」の有無の確認結果
- 「調査」などの結果、性暴力が行われたと合理的に判断される場合 など



こどもへの性暴力
が行われる
『おそれ』



教育・保育などの
業務に就かせない

※ 防止措置の詳細については、本資料「第9章 防止措置」をご参照ください。



求められる取組：情報管理措置

犯罪事実確認を通じて入手した従事者の情報は、性犯罪歴という取扱いに細心の注意が必要な情報です。漏えいさせた場合に深刻な人権侵害にもつながり得るため、情報管理措置について定めています。

■性犯罪歴の記録について求められること

- ・ 適切な管理
- ・ 目的外利用や第三者提供の禁止
- ・ 漏えいなどの重大事態のこども家庭庁への報告
- ・ 適切な廃棄・消去

■情報を適正に管理するための留意点

- ・ 必要最小限の人員で情報を取り扱うこと
- ・ 専用のシステム（こまもろうシステム）上でのみ性犯罪歴の確認を行う

など



性犯罪歴に関する情報は取扱いに細心の注意が必要な情報であり、第三者に教えたり、提供したりすることは許されません。

性犯罪歴に関する情報をみだりに他人に教えるなどした場合は、こども性暴力防止法に基づく刑罰が科されるだけでなく、民事上の損害賠償につながるおそれもあります。

本章で紹介したこども性暴力防止法上の取組などの詳細は、第2章以降で学んでいきましょう。

本章で学んだこと

1. 法の背景・趣旨
2. 性暴力とは？
3. 対象事業者
4. 求められる取組：安全確保措置
5. 求められる取組：情報管理措置

この章で学んだことをおさらいするための確認テストをご用意していますので、振り返りをしてみましょう。

第2章 性暴力の防止に関する基礎



性暴力は、こどもの権利を著しく侵害し、生涯にわたり心身の発達に深刻な影響を与える可能性のある極めて悪質な行為です。こどもに対する性暴力の特性と、こどもの権利を正しく理解した上で、性暴力の防止に取り組むことが重要です。

監修者

浅野 恭子	甲南女子大学 心理学部心理学科 准教授
磯谷 文明	くれたけ法律事務所 弁護士
鬼澤 秀昌	おにざわ法律事務所 弁護士
上谷 さくら	桜みらい法律事務所 弁護士
齋藤 梓	上智大学 総合人間科学部心理学科 准教授
櫻井 鼓	追手門学院大学 心理学部 教授
仲 真紀子	国立研究開発法人 理化学研究所 理事長特別補佐 (五十音順、敬称略)

本章で学ぶこと

1. こどもに対する性暴力の特性
2. こどもの権利を踏まえた対応
3. 「性暴力」と「不適切な行為」
4. ケーススタディ

1. こどもに対する性暴力の特性

■ こどもに対する性暴力の特性（こども側）

被害にあったこどもの側から見た、こどもへの性暴力の特性として、次の3つがあります。

1. 深刻さ
2. 相談のしづらさ
3. 発見のしづらさ

【1.深刻さ】

性暴力は、個人の尊厳を著しく傷つける行為です。とりわけ、こどもに対する性暴力は、心身に対する重大な加害行為であり、その影響は長期に及ぶことがあります。

影響の例：

- ・ 信頼すべき大人からの被害により、こどもは他者や社会への信頼を失う
- ・ 自分には非がないにも関わらず、罪悪感や恥ずかしさを抱え込む
- ・ 心や体の成長にも深刻な影響が起こるおそれがある

【2.相談のしづらさ】

こどもへの性暴力は、こどもの側から被害を相談することが難しいことが知られています。誰にも言うことができない人や、被害から数年、数十年も経過してから、ようやく被害を語る事ができた人が少なくありません。

- ・ **関係性のある人からの加害は、特に被害を打ち明けることが難しい**

関係性のある人から加害を受けた場合、こどもは、先生や親との人間関係を損なう、自分が悪い、恥ずかしい、言くと叱られる、といった思いを持ちやすくなります。また、加害者から脅しを受けたり、秘密にするように言われたりしている場合もあります。受けた行為を特別扱いや愛情だと思いい、被害だと認識していない場合もあります。

- ・ **話しても大丈夫という安心感がないと、被害を打ち明けることができない**

こどもは、被害を打ち明ける前に、保護者や友人、先生やコーチなどの身近な大人に対し、誰が批判をせずに受け止めてくれるかを、日常の会話の中で探ることがあります。

【3.発見のしづらさ】

こどもへの性暴力は発見しづらく、そのことが、被害が繰り返され、長期化し、複数のこどもが巻き込まれることにつながってきました。

- ・ **こども本人が、被害を受けたと認識していないことも**

年齢などによっては、受けた行為が性暴力か分からず、被害を被害として認識できないことがあります。また、信頼している相手であるために、性暴力被害の判断がつかないこともあります。このような場合、更に被害が潜在化・長期化しやすくなります。なお、本人が被害を受けたと認識していなくても心身に症状が出る場合がありますし、認識してから初めて、心身に症状が出ることもあります。

- ・ **大人の対応により、こどもへの性暴力の発見が妨げられることも**

保護者が、こどもが世話になっている相手を信頼し、疑いを持たない場合もあります。また、過去には、事業者が、疑いがあるのに黙認したり、こどもの言葉や訴えを過小評価したり、おおごとになることを恐れて告発せず、内部での聴き取りのみで解決しようとしたケースもあります。

■ こどもに対する性暴力の特性（加害者側）

加害者の側から見た、こどもへの性暴力の特性として、次の2つがあります。

【1. 加害者本人の特性】

こどもへの性暴力の加害者には、次のような傾向が指摘されています。

・ 行為のエスカレート

最初は少しの接触からはじまり、弱者に対する支配欲や征服感を背景に、接触が繰り返されエスカレートしていく

・ いわゆる「思考の誤り」「認知の偏り」

「少し触っただけだ」、「実はこどもも喜んでいる」、「これだけ頑張っているから見返りを求めてもよいはずだ」などの一方的な思い込み

・ 人権意識の低さ

・ 自己中心的な考え

・ 性的てなずけ（性的グルーミング）

こどもを手なずけ、信頼関係を醸成し、こどもの心情や行動を操作して性暴力に及ぶ行動

・ 救済心理

「自分だけがこの子を救ってあげられる」と自分の行為を正当化し、加害に転じる

【2. 環境面の特性】

教育・保育などの場には、

支配性



指導する
支配的・優越的
立場に立つ

継続性



長時間・長期間・
繰り返し
こどもと接触する

閉鎖性



保護者などの
目が届かない

といった、こどもに対する性暴力が生じやすい特性があります。このような特性を踏まえると、「性暴力はどこでも起こる可能性がある」との意識を持って、未然防止や早期発見に努めることが重要です。

2. こどもの権利を踏まえた対応

すべてのこどもは生まれながらに権利をもっており、その権利には、「あらゆる暴力から守られる権利」や「あらゆる性的搾取から守られる権利」が含まれます。

こどもの権利条約（4つの基本原則）

1. 差別がないこと
2. 命を守られ成長できること
3. こどもにとって最もよいこと
4. 意見を表明し参加できること



※ こどもの権利について詳しくは、こども家庭庁のウェブサイトをご覧ください。

こども家庭庁の「こどもの権利」に関する
サイトはこちら

「こどもの権利の普及啓発」
<https://www.cfa.go.jp/policies/childrights>



性暴力を行った加害者の中には、「こどもから好意を向けてきたから」「嫌がらなかったから」という加害者もいます。しかし、こどもが望んだのだと主張して性暴力を正当化することは、言うまでもなく、こどもの意見を尊重することには決してならず、こどもの権利を守ることにはなりません。

こどもには、性的行為に適切に同意する能力が十分に備わっているとは言えません。刑法でも、16歳未満のこどもへの性的行為は、本人の意思にかかわらず犯罪となります。

※ 13歳以上16歳未満の場合は、5歳以上年長の人からの場合

3. 「性暴力」と「不適切な行為」

性暴力について

こども性暴力防止法において、事業者が防止すべきものとして定められている性暴力（児童対象性暴力等）には、次のものが該当します。

児童生徒性暴力等の定義およびその具体的内容

児童生徒性暴力等の定義	具体的内容
<p>1 児童生徒等に性交等(刑法(明治40 年法律第45 号)第177 条第1 項に規定する性交等をいう。以下同じ。)をすること又は児童生徒等をして性交等をさせること</p> <p>※児童生徒等から暴行又は脅迫を受けて当該児童生徒等に性交等をした場合及び児童生徒等の心身に有害な影響を与えるおそれがないと認められる特別の事情がある場合を除く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 刑法第 177 条の不同意性交等罪に当たる行為 • 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 34 条第 1 項第6号の淫行罪に当たる行為 • いわゆる青少年健全育成条例により禁止される性交等
<p>2 児童生徒等にわいせつな行為をすること又は児童生徒等をしてわいせつな行為をさせること(1に掲げるものを除く。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 刑法第 176 条の不同意わいせつ罪に当たる行為 • 児童福祉法第 34 条第1項第6号の淫行罪に当たる行為(1の場合を除く。) • いわゆる青少年健全育成条例により禁止されるわいせつ行為
<p>3 刑法第 182 条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成 11 年法律第 52 号。以下「児童ポルノ法」という。)第5条から第8条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和5年法律第 67 号。以下「性的姿態撮影等処罰法」という。)第2条から第6条までの罪(児童生徒等に係るものに限る。)に当たる行為をすること(1及び2に掲げるものを除く。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 刑法第 182 条の罪に当たる行為:16 歳未満の者に対するわいせつ目的での面会要求(同法第1項)、面会(同法第2項)、性的な姿態を撮影した映像の要求(同法第3項。いわゆる自撮り要求等) • 児童ポルノ法第5条から第8条までの罪に当たる行為:児童買春周旋(同法第5条)、児童買春勧誘(同法第6条)、児童ポルノ所持、提供等(同法第7条)、児童買春等目的的人身売買等(同法第8条) • ※ 児童買春(同法第4条)は明記されていないが、性交等に係る他の規定との重複を避けるためであり、児童買春は児童生徒性暴力等の対象となる。 • 性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条までの罪に当たる行為(児童生徒等に係るものに限る。):児童生徒等に係る性的姿態等の撮影(同法第2条)、性的影像記録の提供等(同法第3条)及び当該行為をする目的での保管(同法第4条)、性的姿態等影像の送信(同法第5条)、及び記録(同法第6条)
<p>4 児童生徒等に次に掲げる行為(児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものに限る。)であって児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものをする事又は児童生徒等をしてそのような行為をさせること(1から3までに掲げるものを除く。)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 衣服その他の身につける物の上から又は直接に人の性的な部位(児童ポルノ法第2条第3項第3号に規定する性的な部位をいう。)その他の身体の一部に触れること • 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること 	<ul style="list-style-type: none"> • いわゆる迷惑防止条例により禁止される痴漢や3に含まれない盗撮等の行為など • ※ 4には身体の一部に触れることが内容に含まれているが、「児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものをする事」が要件となっている。例えば、教育活動における実技指導等において児童生徒等との必要な身体接触が生じることや特別支援学校の教諭等が指導や介助のために身体接触を行うことなど、教育職員等の業務上児童生徒等の身体に触れる必要がある場合も考えられるものの、これらの正当な業務上の行為については、必要な範囲・態様にとどまる限りにおいて児童生徒性暴力等の対象とはならないと考えられる。
<p>5 児童生徒等に対し、性的羞恥心を与える言動であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものをする事(1から4までに掲げるものを除く。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 児童生徒等に対する悪質なセクシュアル・ハラスメント(児童生徒等を不快にさせる性的な言動)など

※ 犯罪ではない行為も含みます。

※ 教員性暴力等防止法における「児童生徒性暴力等」と同じ行為です。

事業者は、性暴力の範囲について、サービス規律や就業規則などに定め、従事者や子ども、保護者に周知する必要があります。従事者による性暴力が行われた場合には、事業者は、子ども性暴力防止法に基づく防止措置として、その従事者を子どもと接する業務に従事させないことが必要となります。詳細は、従事者向け研修資料「第7章 防止措置」や子ども性暴力防止法の解説資料「第9章 防止措置」をご覧ください。

不適切な行為について

■ 「不適切な行為」についての基本的な考え方

「不適切な行為」とは、その行為そのものは性暴力には該当しないが、業務上必要な行為と言えず、継続・発展することにより性暴力につながる可能性がある行為です。「不適切な行為」も子どもの尊厳を侵害する可能性があります。また、「不適切な行為」が行われる中で、公私の区別が不明確になったり、子どもとの適切な距離感が失われたりすることにより、性暴力に至るリスクがあります。このため、「不適切な行為」の段階で対処することで、性暴力を未然に防止することが重要です。

■ 「不適切な行為」の決定と周知

「不適切な行為」は、事業内容などによってその範囲が異なりますので、各事業者において、次の点に留意しながら、事業の実態に即して「不適切な行為」の範囲を定めることが必要です。

- ・ 必要に応じて専門家に相談する
- ・ 現場の従事者とコミュニケーションを図る
- ・ 従事者が過度に萎縮しないよう留意する
- ・ 文化・慣習に基づく行為も、子どもの視点から見直す

「不適切な行為」を服務規律や就業規則等に定め、従事者に周知徹底することも必要です。また、次のような取組を通じ、「不適切な行為」に関する共通認識を形成することも重要です。これにより、現場における考え方や行動が変わっていくことも期待されます。

- ・ 「不適切な行為」に該当する可能性のある行為が生じたり、見かけたりした場合に、普段から職場内で議論し、自由に発言できる雰囲気・環境を整える
- ・ どのような事案が「不適切な行為」に当たるか、日々のミーティング、研修などで議論し、対応を検討する



事業者は、従事者だけでなく、子どもや保護者にも「不適切な行為」について周知徹底し、理解を得て業務を行うことが必要です。



従事者・子ども・保護者みんなが、どのような行為が性暴力や不適切な行為に該当するか、理由も含めて理解することが重要です。また、「性暴力はどこでも起こる可能性がある」との意識を持ち、これらの行為が発生しないように気をつけることが大事です。



■ 従事者による「不適切な行為」が行われた場合の対応

従事者による「不適切な行為」が行われた場合には、事業者は、こども性暴力防止法に基づく防止措置として、次のような対応をする必要があります。

・ 初回かつ比較的軽微な場合

まずは繰り返さないように指導や研修受講命令を行い、注意深くその後の経過観察を行う。

※その行為を責めるのではなく、そうした行為に至った理由を聴き取り、未然防止のために早くから対処することが必要であることを丁寧に説明する。

・ 重大な不適切な行為である場合、指導したにもかかわらず繰り返す場合

こどもと接する業務に従事させない。

■ 「不適切な行為」が行われないようにするために考えられる対応

- ・ 閉鎖環境や私的なやり取りを避ける。
- ・ 身体接触が業務上必要な場合には、こどもや保護者にあらかじめ「不適切な行為」の範囲を説明し、共通認識を形成する。
- ・ こどもの方から身体接触を求めてきて、断ることが適切でない場合にも、その場に応じた工夫を行ったり、保護者に事前に相談したりすること。

(考えられる工夫の例)

小学生が膝に載ってきた場合、「お膝の上じゃなくて隣に座ろうね」と言いながら隣に座らせて、必要に応じて手をつなぐなどして安心感の提供を試みる。

膝に乗せる場合でも、ほかのこどもや職員から見える方向を向く。

- ・ 外形的に「不適切な行為」に当てはまる行為を、必要な業務として行う場合には、事前にルールを定め、そのルールに基づき対応する。

業務上の必要性からSNSを用いてやり取りを行う場合は、
一対一でやり取りしないようにする、やり取りの内容を上
司に報告するなどの工夫が考えられる

■ 「不適切な行為」の具体例

「不適切な行為」の種類	「不適切な行為」の具体例
私的なコミュニケーション、面会、送迎など	<ul style="list-style-type: none"> • こどもと私的な連絡先(SNS アカウント、オンラインゲームのアカウント、メールアドレス等)を交換し、私的なやり取りを行う • 休日や放課後に、こどもと二人きりで私的に会う • 保護者の承諾がないまま、こどもの自宅で二人きりになる • こどもを自宅に招き、二人きりになる • 不必要に、こどもを一人で車に乗せて、送迎を行う
撮影	<ul style="list-style-type: none"> • 私物のスマートフォンや、ルール外の方法でこどもの写真・動画を撮影・管理する • 業務上必要と考えられる範囲外で、こどもの写真や動画の撮影を行う
密室	<ul style="list-style-type: none"> • 不必要にこどもと密室で二人きりになろうとする(用務がないのに別室に呼び出す など) • 更衣や宿泊を伴う活動で、不必要にこどもと対象業務従事者が二人きりで更衣室やお風呂などを利用する
身体接触	<ul style="list-style-type: none"> • こどもに不必要な接触を行う(必要以上に長時間抱きしめる、一般的ではない抱き方になっている など) • 業務上必要でないのにこどもを膝に乗せる、おんぶする など ※ 未就学児に対する膝に乗せる、おんぶするといった行為は、業務として行い得るものであることに留意。 • 業務上必要でないのにこどもにマッサージをする、こどもにマッサージをさせる、寝かしつけの際に特定のこどもとだけ添い寝をする • 視覚障害児の誘導時に必要以上に距離が近い
排せつ介助など	<ul style="list-style-type: none"> • こどもの発達段階や特性から考えて、不必要な入浴および排せつ介助を行おうとする • おむつ交換時に、衣服の上から陰部を触ったりつかむように確認したり、おむつの中に入れて確認するなど、誤解を受けるような仕方で行う • こどもが一人で排せつ、入浴、着替え等を行いたいとの意思を示している中で、わざわざ介助に入る • 特段の必要性がなく特定のこどもだけに排せつ介助を行おうとする
更衣	<ul style="list-style-type: none"> • 不必要に、更衣室やこどもが更衣中の部屋に入室する • 不特定多数の人の目がある中でこどもに更衣をさせる
特別扱い	<ul style="list-style-type: none"> • 特定のこどもに高価な金品を与えたり、正当な理由なく声掛けや態度を変えたりする • こどもの容姿等を過度にほめる • 特定のこどもの保育・介助などを、理由なく担当しようとする
その他	<ul style="list-style-type: none"> • こどもの衣服や持ち物を正当な理由なく触ったり、借りたりしようとする • 従事者が過度に肌を露出する(性的手なずけにつながる可能性)

■ 「重大な不適切な行為」の具体例

「重大な不適切な行為」の種類	「重大な不適切な行為」の具体例
私的なコミュニケーション、面会、送迎など	<ul style="list-style-type: none"> 保護者の意に反することを認識しながら、こどもの自宅などで二人きりになる
身体接触	<ul style="list-style-type: none"> こどもの意に反して、必要以上に長時間抱きしめる 執拗にこどもにマッサージをする <p>※ いずれも、状況によっては児童対象性暴力等にも該当し得る</p>

不適切か否かは、事業者の事業内容（※1）、こどもの発達段階や特性（※2）、現場の状況（※3）等によって変わり得るものであり、これらの行為が、全ての事業者で一律に不適切であると判断されるものではありません。

※1 例：水泳、バレエ、ダンスなどのスポーツ指導では、こどもや保護者の理解を得た範囲で身体接触を伴う指導があり得る。

※2 例：未就学児に対する身体接触と、中高生に対する身体接触を同等に扱うことはできない。

※3 例：日常的に送迎を行う場合と、災害などの緊急事態に送迎を行う場合を同等に扱うことはできない。

また、「不適切な行為」の例に、「執拗に」「こどもや保護者の意に反することを知りながら」といった、悪質性が高まる要素が加わった場合に、「重大な不適切な行為」に該当する可能性があります。

4. ケーススタディ

具体的な場面に即してどのように行動するべきか考えてみましょう。次の2つの事例のように、ある行為が不適切か否かは、こどもの発達段階・特性や事業の特性、さらにその行為の前後の状況によっても異なります。

事例1

未就学児であれば、だっこしてあやすことは一般的です。
しかし、次のような場合は不適切な行為となる可能性があります。

- 必要以上に長時間抱きしめる
- 特定のこどもにだけ繰り返し関わろうとする

一般的な業務

だっこしてあやす



不適切な行為となる
可能性がある

必要以上に
長時間抱きしめる

特定のこどもだけに
繰り返し関わろうとする

事例2

- スポーツ、水泳、バレエ、ダンスなどにおいて、こどもや保護者の理解を得た範囲で、身体接触を伴う指導を行うことは考えられます。
- しかし、「理由もなく体を触る」ことは不適切な行為となる場合があります。

一般的な業務

スポーツ、水泳、バレエ、ダンスなどにおいてこどもや保護者の理解を得た範囲で身体接触を伴う指導を行う



不適切な行為となる
可能性がある

理由もなく体を触る

設問

皆さんの日々の業務の中では、どのようなものが不適切な行為となり得るでしょうか。業務の内容やこどもの発達段階、距離、接触頻度、関係性といった観点で考えてみてください。

- どのようなことに気をつけるべき？
- どのように対応する？
- 誰に報告する？

考えるヒント

■ どのようなものが不適切な行為となるのか

ある行為が不適切か否かは、こどもの発達段階・特性や事業の特性、さらにその行為の前後の状況によっても異なります。皆さんの所属する事業者で、不適切な行為がどのように定められているか、確認しましょう。

「私的なコミュニケーション、面会、送迎など」「撮影」「密室」「身体接触」「排せつ介助等」「更衣」「特別扱い」などの観点から、あなたの事業所で「不適切な行為」であると考えられるケースについて議論してみましょう。



■ どのようなことに気をつけるべきか

「不適切な行為」が行われないようにするために、どのような対応が考えられるか、皆さんの業務の実態を踏まえて考えてみましょう。

特に、実際の業務の中では、身体接触が業務上必要な場合、こどもの方から身体接触を求めてきて断ることが適切でない場合、外形的に「不適切な行為」に当てはまる行為を必要な業務として行う場合などが考えられます。皆さんの業務の中で、これらに当てはまる場合があるか考え、そのような場合にどのようなことに気をつけるべきか考えてみましょう。

考えるヒント

■ どのように対応するか

「不適切な行為」は、意図や目的によってはリスクのある行為であり、教育・保育などの場で性暴力を防止していくためには、「不適切な行為」の段階で、皆で注意し、防止していくことが必要です。

「不適切な行為」に該当する可能性のある行為が生じた場合には、そのことを職場内の議論のきっかけとし、「不適切な行為」に関する共通認識を形成することも重要です。これらの観点から、必要な対処について検討してみましょう。

■ 誰に報告するか

性暴力防止のため、「不適切な行為」の段階から、事業者として組織的に対応していくことが重要です。こども性暴力防止法の対象事業者は、性暴力や不適切な行為の疑いを把握した際の「報告ルール」を定めることになっています。

皆さんの所属する事業者で、報告先、報告方法、報告事項がどのように定められているか、確認しましょう。



回答例

■ どのようなものが不適切な行為となるのか

1. まず、各事業者において定めている不適切な行為の範囲を確認する（※1）
2. 参考として、ガイドラインに示された不適切な行為の例も確認する（※2）

「不適切な行為」の種類	「不適切な行為」の具体例（抜粋）
私的なコミュニケーション、面会、送迎など	<ul style="list-style-type: none"> • こどもと私的な連絡先（SNS アカウント、オンラインゲームのアカウント、メールアドレスなど）を交換し、私的なやり取りを行う • 休日や放課後に、こどもと二人きりで私的に会う
撮影	<ul style="list-style-type: none"> • 私物のスマートフォンや、ルール外の方法でこどもの写真・動画を撮影・管理する
密室	<ul style="list-style-type: none"> • 不必要にこどもと密室で二人きりになろうとする（用務がないのに別室に呼び出すなど）
身体接触	<ul style="list-style-type: none"> • こどもに不必要な接触を行う（必要以上に長時間抱きしめる、一般的ではない抱き方になっている など）
排せつ介助など	<ul style="list-style-type: none"> • こどもの発達段階や特性から考えて、不必要な入浴および排せつ介助を行おうとする
更衣	<ul style="list-style-type: none"> • 不必要に、更衣室やこどもが更衣中の部屋に入室する • 不特定多数の人の目がある中でこどもに更衣をさせる
特別扱い	<ul style="list-style-type: none"> • 特定のこどもに高価な金品を与えたり、正当な理由なく声掛けや態度を変えたりする • こどもの容姿などを過度にほめる
その他	<ul style="list-style-type: none"> • こどもの衣服や持ち物を正当な理由なく触ったり、借りたりしようとする

※1 外形的に「不適切な行為」に該当し得る行為を、必要な業務として行う場合には、事前・事後に、その経過を組織内で共有するなど、事前に定めたルールに基づき対応することが考えられます。

※2 表は抜粋ですので、ガイドラインに示された例の詳細は解説資料をご参照ください。なお、これらの具体例は、事業者、事業内容、対象となるこどもの発達段階や特性、現場の状況等によって、不適切であるかどうかが変わり得るものであり、これらの行為に該当することで一律に不適切であると判断されるものではありません。

回答例

■ どのようなことに気をつけるべきか

- 身体接触は「業務上必要な範囲」と言えるかに気をつける
- 閉鎖環境（密室や他人の目が届きにくい状況）や私的なやり取りを避ける
- 身体接触が業務上必要な場合には、こどもや保護者にあらかじめ「不適切な行為」の範囲を説明し、共通認識を形成する
- こどもの方から身体接触を求めてきて、断ることが適切でない場合（※）にも、その場に応じた工夫を行ったり、保護者に事前に相談したりする
- 外形的に「不適切な行為」に当てはまる行為を、必要な業務として行う場合には、事前にルールを定め、そのルールに基づき対応する

※ 性暴力の加害者には、「少し触っただけだ」、「実はこどもも喜んでいる」などの一方的な思い込みが見られることがあり、「認知の偏り」と呼ばれます。「認知の偏り」について議論する際には、演習教材「認知の偏りのシミュレーション」を活用できます。

■ どのように対応するか

- 「不適切な行為」に該当する可能性のある行為が生じたり、見かけたりした場合に、普段から職場内で議論し、自由に発言できる雰囲気・環境を整える
- どのような事案が「不適切な行為」に当たるか、日々のミーティング、研修などで議論し、対応を検討する

■ 誰に報告するか

- 各事業者の定めている報告ルールに基づき報告し、組織的に対応する

本章で学んだこと

1. こどもに対する性暴力の特性
2. こどもの権利を踏まえた対応
3. 「性暴力」と「不適切な行為」
4. ケーススタディ

この章で学んだことをおさらいするための確認テストをご用意していますので、振り返りをしてみましょう。

また、こどもに接する具体的場面での適切な対応を、理解・イメージしていただくための演習資料もご用意しています。ワークや演習形式でお取り組みください。

第3章 安全確保措置

1.未然防止



1.未然防止

「安全確保措置」のパートでは、こどもの安全を確保するための、日頃から必要な取組や、性暴力が疑われる場合の適切かつ速やかな対応について学びます。この章では、未然防止のための取組について学びましょう。

監修者

浅野 恭子	甲南女子大学 心理学部心理学科 准教授
磯谷 文明	くれたけ法律事務所 弁護士
鬼澤 秀昌	おにざわ法律事務所 弁護士
上谷 さくら	桜みらい法律事務所 弁護士
齋藤 梓	上智大学 総合人間科学部心理学科 准教授
櫻井 鼓	追手門学院大学 心理学部 教授
仲 真紀子	国立研究開発法人 理化学研究所 理事長特別補佐 (五十音順、敬称略)

第3章 安全確保措置 1.未然防止

■安全確保措置の全体像

こどもの安全を確保するためには、日頃から必要な取組を行うことや、性暴力が疑われる場合に、適切かつ速やかに対応することが求められます。こども性暴力防止法では、そのための取組を「安全確保措置」といいます。安全確保措置は、大きく5つに分けられます。

1.未然防止

サービス規律などの整備・周知、施設・事業所環境の整備
従事者への研修、こどもや保護者への教育・啓発

2.早期発見

日常観察、相談窓口の設置・周知、面談・アンケート

3.性暴力の疑いを把握したときの初期対応

初期の聴き取り、事業者内での情報共有、被害にあったこどもの安全確保、保護者への連絡・説明

4.調査

証拠保全、聴き取り、事実の有無の判断

5.調査を踏まえた対応

方針決定、加害者への防止措置
被害にあったこどもへの保護・支援、関係者への対応・支援

■この章の位置付け

この章では、「1.未然防止」のための取組について説明します。



本章で学ぶこと

1. サービス規律などの整備・周知
2. 施設・事業所環境の整備
3. 従事者に対する研修
4. 教育・啓発（対こども、保護者）

1. 服務規律などの整備・周知

■ 服務規律などの整備・周知

従事者による子どもへの性暴力を、未然に防止するためには、事業者が、子どもへの性暴力の範囲や発生時の人事措置などを服務規律などに定め、内外に示すことが有効です。定めがない場合や、日頃から周知されていない場合には、事案が生じた際に、適切な対応ができない可能性があります。



従事者については、就業規則を始めとする内部規程やマニュアルに、子どもや保護者については、入学・入園時に配る資料といった文書の中に次のような事項を明示し、従事者、子ども、保護者に周知しましょう。



- ・ 「性暴力」や「不適切な行為」の範囲
- ・ これらの行為を行ってはならないこと
- ・ これらの行為を行った者に対する厳正な人事措置

子どもに対しては、発達段階や特性に応じた伝え方を工夫しましょう。

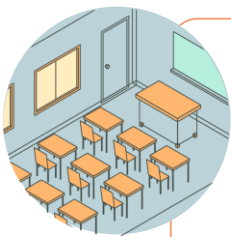
2.施設・事業所環境の整備

■ 施設・事業所環境の整備

子どもに対する性暴力を防止するためには、設備の見直しなどのハード面と、見守り方の見直しなどのソフト面の、両面から取組を進めることが重要です。

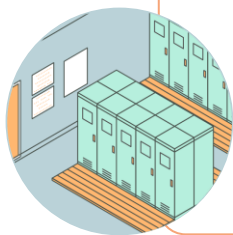
■ ハード面の取組

死角を把握した上で、密室状態を回避する設備の導入や、性暴力の抑止のための掲示をすることが求められます。実際、過去には、空き教室や更衣室、トイレといった、死角となりやすい場所で、子どもへの性暴力が発生しています。



【過去に子どもへの性暴力が発生した場所の例】

- 空き教室
- 更衣室
- トイレ
- 放課後の教室
- 放寝・着替え時の保育室
- 放送室
- 体育館倉庫
- 建物の裏
- 押入れ
- 送迎車
- (遠征時などの) 宿泊施設
- 居室
- 風呂場



対策の一例として、防犯カメラの導入があり、性暴力の発生抑止や早期発見、事実確認などに有効です。一方で、個人のプライバシーや子どもへの心理的影響、現場の萎縮などへの配慮も必要であり、関係者間で丁寧な議論を行った上で、ルールを定めることが重要です。

メリットや留意点も踏まえつつ、子どもの発達段階や事業の性質などに応じて、導入を検討しましょう。

防犯カメラ



- 発生抑止
- 早期発見
- 事実確認

…などに有効

防犯カメラを設置する場合には、次のようなルールを定めることが考えられます。

- 問題が生じたときに限り、映像を確認し、何もない場合は見ない
- 一定期間の後に消去する
- 責任者や管理職以外の操作を禁止する
- トイレや更衣室については入口に設置する

■ ソフト面の取組

次のような取組が考えられます。

- 巡回を行う
- 複数の従事者で子どもの見守りを行う



巡回を行う



複数の従事者で見守り

3.従事者に対する研修

■ 研修を受講させる義務について

こども性暴力防止法では、対象となる全ての従事者に対し、性暴力防止への関心を高めるとともに、そのために取り組むべきことに関する理解を深めるための研修を受講させることが、事業者には義務付けられています。研修を通じて、従事者が次のようなことについて理解することが重要です。

■ 研修事項

① 従事者による性暴力などの防止に関する基礎的事項

(こどもの権利についての理解、こども性暴力防止法の概要、こどもに対する性暴力の特性、加害者個人に起因する要因)

- こどもの権利についての理解（一人の人間として人権を持つこと、成長の過程で特別な保護や配慮が必要なこどもならではの権利があること、こどもの同意があったと主張して児童対象性暴力等を正当化することはこどもの意見を尊重することには決してならないことなど）
- 法の概要（趣旨、対象事業者等）
- こどもに対する性暴力の特性（被害の深刻さ、被害の発見・開示のしづらさ、被害の相談・開示までのプロセスなど）
- 加害者個人に起因する要因（「認知の偏り」、「性的手なずけ（グルーミング）」など）・環境に起因する要因（支配性を有する立場など）

② 性暴力、不適切な行為の範囲

- 児童対象性暴力等には、わいせつな言動、盗撮などが含まれること
- 児童対象性暴力等につながり得る「不適切な行為」は、各事業者においてルールを設定し、関係者で認識を共有することが重要であること

③ 性暴力、不適切な行為の疑いの早期発見

- 日常観察および面談・アンケートの留意点

④ 相談、報告などを踏まえた対応

- 被害などの相談を受けた際の心構え・対応の留意点（寄り添い、二次被害・記憶の汚染の防止など）
- 対象業務従事者が行う具体的な対応の流れ（疑い段階から重く受け止めて、ルールに則って速やかに報告することなど）
- 対象事業者が行う具体的な対応の流れ（事実確認からおその判断・対応の決定まで）

⑤ 被害を受けたこどもの保護・支援

- 被害を受けたこども・保護者への真摯な対応
- 見守り・寄り添いなどの例

⑥ 犯罪事実確認において従事者に求められる対応

- 犯罪事実確認の手続の全体像
- 対象業務従事者に求められる対応

⑦ 防止措置の基礎的事項

- おそれがあると認められる場合
- 防止措置の内容

⑧ 厳格な情報管理の必要性

- 対象事業者に課せられる情報管理措置の内容（性犯罪歴に関する適切な情報の取扱いなど）

また、演習については、次に掲げる事項を満たすものとします。

<p>目標</p>	<p>こどもに接する具体的場面での適切な対応が、理解・イメージできるようになること。</p>
<p>方法</p>	<p>加害者が陥りやすい「認知の偏り」と呼ばれる一方的な思い込みをシミュレートする、性暴力や不適切な行為の疑いなどが生じた際に実際取るべき行動をシミュレートするなど、「自分ごと」として、受講者1人1人が実践的に考える機会を設けること。</p>
<p>内容</p>	<p>次の①および②の内容を必ず含むこと。</p> <p>① 不適切な行為の具体的な内容を理解させるものであること。</p> <p>② 性暴力や不適切な行為の疑いが生じた際に取るべき行動（こども・保護者から相談を受けた時、他の従事者から相談を受けた時）をシミュレートすること</p> <p>【例】現場で適切か否かの判断が難しい「身体接触」の方法について、現場の従事者が悩みや認識を共有しながら、従事者からこどもへの性暴力が生じる可能性があるという前提に基づいた適切な対応や支援の在り方を、個別具体的に考えていくなど</p>

■ 研修教材について

各事業者が、研修を受講させる義務を果たす際には、こども家庭庁が提供している次の2つの動画を活用することができます。

- ・ 従事者が理解しておくべき標準的な内容を網羅した「標準動画」

- ・ 従事者が理解しておくことが最低限必要な内容を網羅した「要点動画」

- ・ 従事者は、原則として、標準動画を活用した標準研修を受講する必要があるが、不定期・短期間の従事者など、標準研修の受講がすぐには難しい従事者については、要点動画を使った研修を受講することも可能
- ・ これらの内容を満たす研修を事業者や業界団体が独自に実施していただくことも可能

■ 研修の実施について

研修は、1回限りとするのではなく、定期的な受講を促したり、日常的な取組の中に組み込んだりしましょう。その中で、次のようなことを行うことが重要です。

- ・ 「自分ごと」として行動できるよう、意識を醸成・定着させる
- ・ 事業者のルールの更新を踏まえて知識をアップデートする
- ・ 死角の場所や、「不適切な行為」の判断に迷う事例について、ミーティングなどで振り返る

研修は座学と演習を組み合わせる必要があります。単に知識を伝達するだけでなく、演習も通じて全ての従事者が研修内容を「自分ごと」として捉え、適切な行動をとれるようにすることが重要です。こども性暴力防止法に基づき、従事者に受講させることが義務付けられている研修の実施方法や、こども家庭庁が活用している従事者向け研修教材、こども性暴力防止法の解説資料の活用方法については、「こども性暴力防止法に関する研修の手引き」をご覧ください。

4.教育・啓発（対こども、保護者）

■ こどもへの教育・啓発

こどもは性暴力被害を認識できない場合があります。また、大人との信頼関係を壊したくないという思いを持つこともあります。このため、声が上げられず、加害が行われやすくなったり、被害が見逃されたりしていると考えられます。

こどもへの性暴力を防止するためには、加害を防止することが何よりも重要ですが、こども自身が、「こどもの権利」や「性に関するルール」を知ることも重要です。

1. こどもの権利（こどもの権利条約の4つの原則）

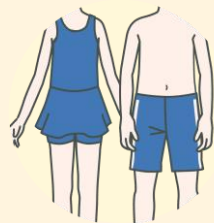
- ・ 差別のないこと
- ・ 命を守られ成長できること
- ・ こどもにとって最もよいこと
- ・ 意見を表明し参加できること

自分のことは自分で決めていいこと、自分の意見を言っいていいこと、自分が嫌な時は嫌だと言っていいことを伝えることで、危険な状況になったときに「嫌」という感覚を持つことや、それを表明することができるようになると考えられます。

次のような性に関するルールを伝えることも重要です。

2. 性に関するルール

- ・ 「プライベートゾーン（水着で隠れる身体部分と口。自分だけの大切な場所）」を他の人に見せたり触らせたりしないこと
- ・ 他の人のプライベートゾーンを見たり触ったりしてはいけないこと
- ・ プライベートゾーン以外であっても、人の身体に触るときには境界線を大切にすること
- ・ それぞれの性の違いを認識し、互いの考えや気持ちを尊重すること
- ・ 性的な言動で他の人を不愉快にしてはいけないこと
- ・ 相手を従わせたり、嫌がることをしたりしないこと
- ・ 人と人との間には安心・安全な距離があり、その境目を「境界線」と呼ぶこと
- ・ 自分と人の境界線を大切にすることは、みんなが安心・安全に暮らすために必要なこと



「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ



口など、相手の大切なところを触らない

【参考教材】

こどもへの教育・啓発を行う際には、文部科学省が学校教育で推進している「生命（いのち）の安全教育」の教材なども活用ください。

文部科学省「生命（いのち）の安全教育」

https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index2.html

■ 保護者への教育・啓発

保護者は、日頃から、事業者とともにこどもの成長を見守る重要な役割を担います。また、こどもから被害を打ち明けられた際、こどもの心身のことを一番に考え、適切な対応を取れるようにすることが重要です。そのため、保護者に対しても、こども性暴力防止法の仕組みや、これに基づく事業者の取組について周知しましょう。保護者が、性暴力に関する正しい知識やこどもの権利、こどもから被害を打ち明けられた場合の適切な対応などについて、本解説動画を紹介し、ともに学ぶ機会を持つことなども有効です。



こども性暴力防止法の仕組み



事業者の取組

※ こども家庭庁が公表している、保護者向け周知資料のひな型もご活用ください。

こども性暴力防止法の制度概要はこちら
 こども家庭庁「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」
<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>



■ 保護者への周知

各事業者の相談窓口や、相談を受けた際の内部報告・対応に関するルール、不適切な行為の範囲など、事業者ごとに定める事項について、保護者に周知しましょう。



相談窓口



報告・対応ルール



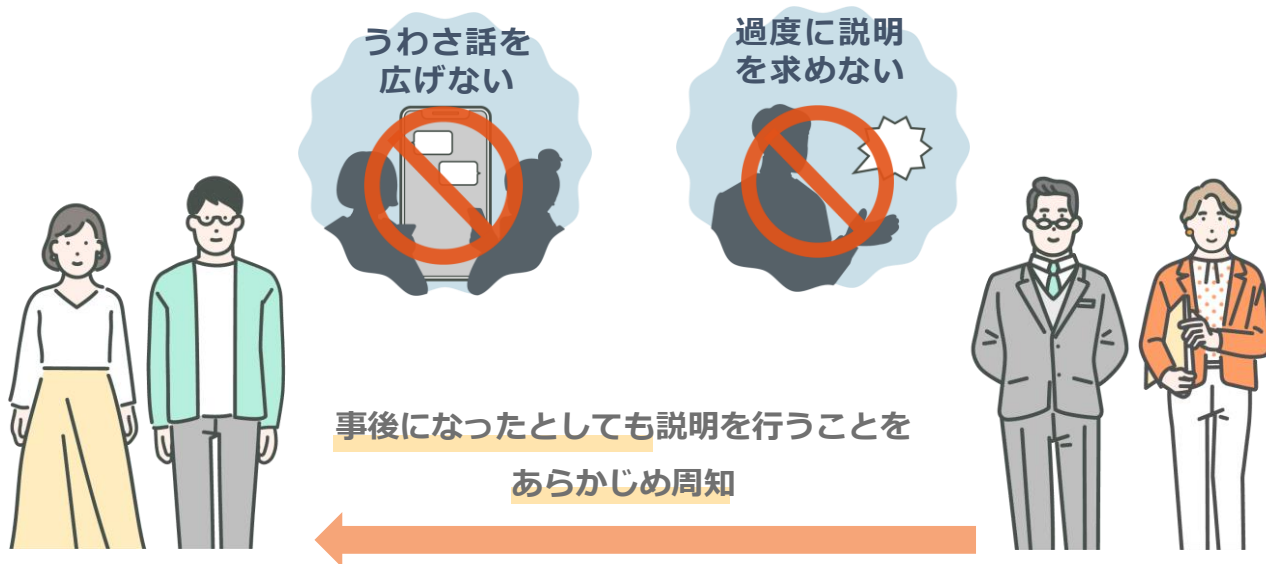
不適切な行為

また、保護者に対し、従事者の性犯罪歴に関する情報や、被害にあったこどもの情報などについて、うわさを立てたり広めたりしないよう、丁寧に周知し、協力を呼び掛けることも重要です。

■ 性暴力事案が起こった場合

性暴力事案が起こった場合、被害を受けた疑いのあるこどもの保護者でなくとも、多くの保護者が不安になります。このため、できるだけ早期に、事実関係を整理して説明会を行うなど、保護者の不安を和らげるよう努めることは重要です。

しかし、調査中に、その時点で被害を受けた疑いのあるこどもの保護者以外の保護者が、不安から、事業者に過度に説明を求めてしまう場合もあります。このような行動は、対応の遅れや混乱、被害にあったこどもや保護者の二次被害にもつながる可能性があります。このため、調査の終了後になっても、可能な範囲で、保護者への説明を行うことを、あらかじめ周知しておくことが考えられます。



本章で学んだこと

1. 服務規律などの整備・周知
2. 施設・事業所環境の整備
3. 従事者に対する研修
4. 教育・啓発（対こども、保護者）

この章で学んだことをおさらいするの確認テストをご用意していますので、振り返りをしてみましょう。

第4章 安全確保措置

2. 早期発見



2. 早期発見

「安全確保措置」のパートでは、こどもの安全を確保するための、日頃から必要な取組や、性暴力が疑われる場合の適切かつ速やかな対応について学びます。この章では、早期発見のための取組について学びましょう。

監修者

浅野 恭子	甲南女子大学 心理学部心理学科 准教授
磯谷 文明	くれたけ法律事務所 弁護士
鬼澤 秀昌	おにざわ法律事務所 弁護士
上谷 さくら	桜みらい法律事務所 弁護士
齋藤 梓	上智大学 総合人間科学部心理学科 准教授
櫻井 鼓	追手門学院大学 心理学部 教授
仲 真紀子	国立研究開発法人 理化学研究所 理事長特別補佐 (五十音順、敬称略)

こどもまんなか
こども家庭庁

第4章 安全確保措置 2.早期発見

■この章の位置付け

この章では、事業者に求められる安全確保措置のうち、性暴力の早期発見のための取組について説明します。



本章で学ぶこと

1. 早期発見の重要性
2. こどもに対する日常観察
3. 面談・アンケート
4. 報告・対応ルールの策定
5. 相談窓口の設置・周知

1.早期発見の重要性

性暴力は、子どもから被害を訴えることが難しいケースが多く、早期発見のためには、子どもの発するサインを理解し、日常的な観察、会話などから、子どもの変化に気付くことが重要です。あわせて、定期的な面談・アンケートの実施や、相談窓口の設置・周知などにより、子どもが被害を訴えやすい仕組みを整えることが必要です。そして、性暴力の疑いを把握した場合や、「最近様子がおかしい」といった気付きがある場合の、内部報告や対応に関するルールを設けて、従事者や子ども・保護者に周知することも有効です。

子ども性暴力防止法では、早期発見のために次の取組が義務付けられています。

- ・ **子どもに対する日常的な観察**
- ・ **面談またはアンケート**
- ・ **報告・対応ルールの策定**
- ・ **相談窓口の設置・周知**

次節よりそれぞれの取組について説明していきます。

2.こどもに対する日常観察

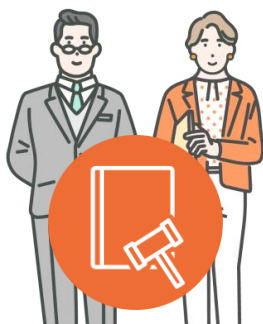
■ 早期発見のための方法

早期発見のための方法として、まず「こどもに対する日常的な観察」があります。性暴力の被害にあったこどもには、心身にさまざまな反応が見られる場合があります。早期発見のためには、従事者が日頃から、こどもの心身・行動に変化がないかを観察する中で、小さな変化や SOS 信号を見逃さないことが重要です。

このため、こども性暴力防止法では、事業者には、こどもに対して日常的な観察を行うことが義務付けられています。研修などで、従事者が日常的に気にかけるべきこどもの変化や、変化を感じた場合の対応について、取り上げるようにしましょう。

こどもに対する日常観察

実施の義務



研修などで

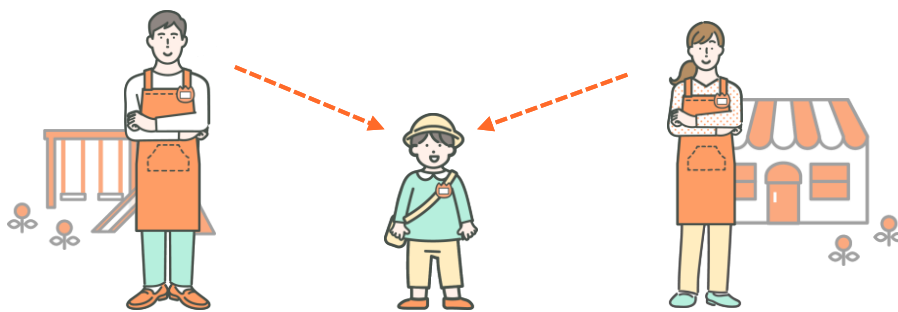


について取り上げること

■「こどもに対する日常的な観察」を行う際のポイント

1.可能な限り複数名で観察すること

多様な視点・観点からこどもの行動を見ることは、変化に気付くために有効です。また、担任、コーチなど、こどもにとって最も身近な従事者が性暴力を行っている場合、被害の早期発見が難しくなります。こうしたことから、可能な限り複数の方が、多様な視点・観点から観察する必要があります。



2.情報共有や取組の改善につなげやすい環境・雰囲気づくり

過去の性暴力事案では、「加害が疑われる従事者が、信頼の厚い職員であったために、被害や疑いがあると信じてもらえなかった」「同僚の言動に違和感があったが、特に問題提起しなかった」というケースも多く見られます。

こうした気付きを適切な対応につなげるために、従事者間で、普段から気付きや意思、些細な違和感を共有し、コミュニケーションを取り合うようにしましょう。このようなコミュニケーションを可能にするため、風通しがよく、心理的に安全な環境・雰囲気づくりを心がけましょう。

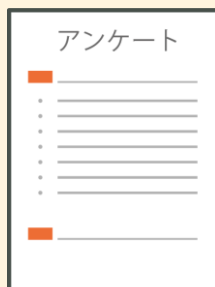
また、従事者とこどもの間でも、心理的に安全な環境・雰囲気づくりに努め、こどもから従事者に対し、気付きや意思、些細な違和感を共有しやすくすることが重要です。これは、性暴力に限らず、いじめや体罰など、あらゆる問題の未然防止・早期発見につながる取組と言えます。

情報共有や改善につなげやすい環境・雰囲気づくり



3.面談・アンケート

こどもに面談・アンケートを行い、事業者の方から能動的に、性暴力の早期発見につなげることが有効です。



➔ **事業者の方から能動的に
早期発見につなげる**

定期的な面談・アンケート

面談・アンケートを定期的に行うことで、いつでも性暴力の悩みを打ち明けられるという安心感をもたらすことや、加害行為を行う可能性のある従事者に対する抑止効果も期待されます。このため、こども性暴力防止法では、事業者に対し、面談またはアンケートの実施が義務付けられています。



**いつでも性暴力の悩みを
打ち明けられるという
安心感**

次のアンケートで
書いてみようかな…



加害行為の抑止効果



■面談やアンケートを実施する際のポイント

面談やアンケートを実施する際のポイントとしては、こどもの発達段階や特性、事業の特性に応じて、実施方法、聴き取り項目、言葉づかいなどを工夫することが挙げられます。

(例)

- ・ 乳幼児の場合は、アンケートは困難なので、日常観察を中心とする
- ・ 小学生であれば、面談・アンケートに先立ってこどもに質問項目の説明を行ったり、こどもの権利や性に関するルールなどについて学ぶ過程で、アンケートを実施したりする
- ・ 障害のあるこどもについては、点字・イラストなど、そのこどもが理解し、回答できる表現・方法にする
- ・ いじめなどについて実施されている既存のアンケートに、設問を追加して併せて聞く
- ・ 被害を伝えやすい手段はこどもにより様々なので、ウェブアンケート、アプリなどのデジタル技術を活用する
- ・ 被害を訴えることで不利益を受けないよう、回答者を守る姿勢を徹底し、心理的安全性を確保する
- ・ 周りから類推されないよう、チェックのみでよい様式とするなどたくさん書き込まなくてよい設問にする

など

乳幼児



日常観察を中心とする

小学生

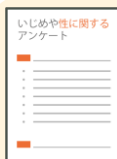


こどもの権利や性に関する
ルールの学習とセットで実施

障害のあるこども



点字・イラストなど



既存アンケートに
組み込む



ウェブアンケート
の活用



不利益を受けないこと
を伝える



チェックのみで
回答できる様式

4.報告・対応ルールの策定

こども性暴力防止法では、事業者に対し、性暴力の疑いなどが生じた場合の、報告方法、報告先、報告内容といった「報告ルール」や、報告を受けた後の対応者、対応事項、対応手順などの「対応ルール」を定め、従事者やこども、保護者に周知することが義務付けられています。

こどもに対する性暴力や不適切な行為があったと疑われる場合に、速やかに対応するため、対応者や対応内容を、あらかじめ定めておくことが有効です。こども家庭庁では、報告・対応ルールのひな型を公表していますので、ルールを定めるに当たっては、こちらをご活用ください。

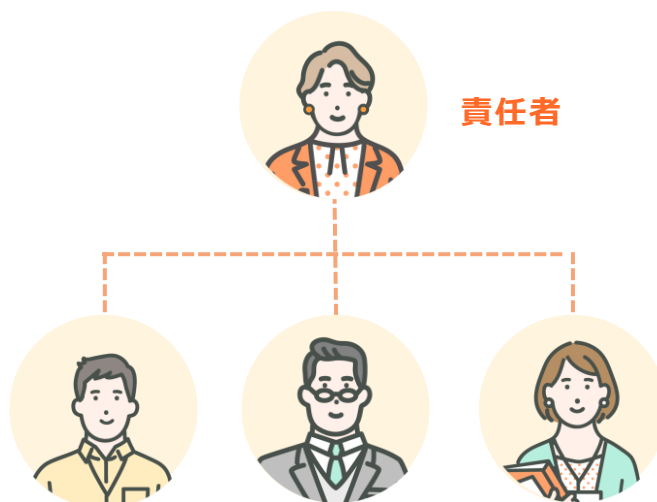
報告・対応ルールのひな型はこちら

こども家庭庁「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」

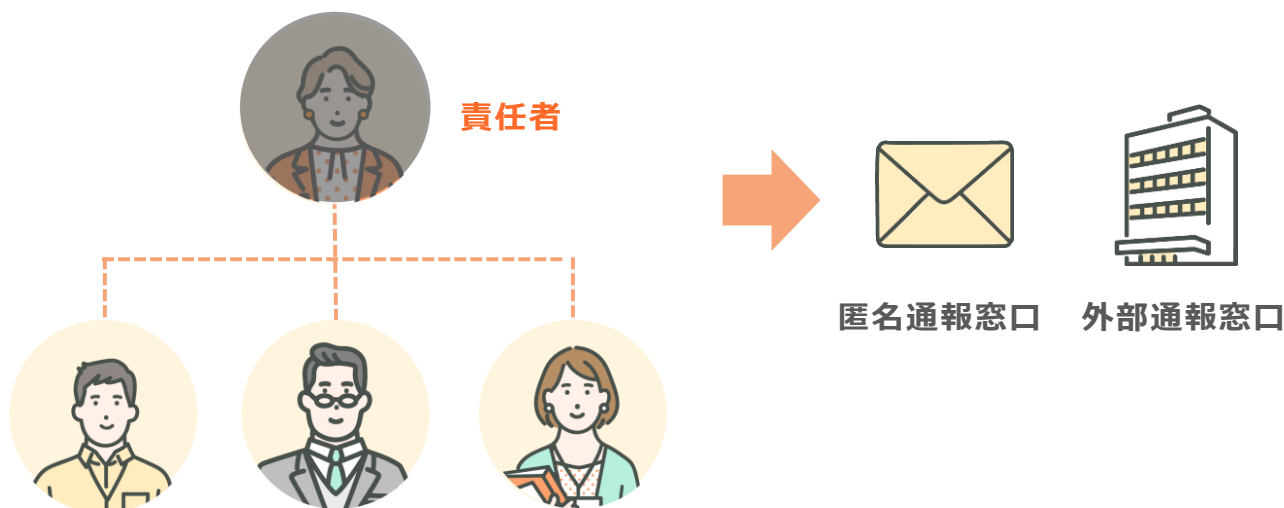
<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>



性暴力の「疑い」の段階から重く受け止め、様子見することなく、組織内外からサポートを受けながら、チームで迅速に対応するようにしましょう。重大事案にも対応できる一定の権限を有した役職者をこどもの安全・保護に関する責任者として定め、その下にメンバーを集めて、複数の従事者によるチーム編成を行うと良いでしょう。



責任者やチームのメンバーが、加害者であることが疑われる場合も想定し、組織内での報告ルートに加えて、匿名通報窓口や外部通報窓口がある場合には、これらも周知しておきましょう。これらの窓口にも、こどもの安全を守るために、ためらわずに報告することを促しましょう。



被害にあったこどもについて、うわさや誹謗中傷などが発生し、二次被害につながることは、あってはなりません。情報の共有範囲は必要最小限とし、情報が漏れて二次被害などに発展しないよう、厳格に管理することが重要です。



性暴力の疑いについて話してくれたこどもや保護者、従事者に対して、そのことを理由に、不利益な取扱いを行ってはなりません。報告・対応ルールについて、従事者やこども、保護者にあらかじめ周知しておくことが重要です。このような対応は、こどもや保護者からの相談・報告を促すことにもつながります。

5.相談窓口の設置・周知

被害にあった子どもやその保護者などが、できるだけ早く相談できるよう、複数の相談ルートを設定することが重要です。このため、子ども性暴力防止法では、事業者の中で、相談員の選任や相談窓口の設置を行い、それを周知することや、事業者外の相談窓口を周知することが、事業者に義務付けられています。



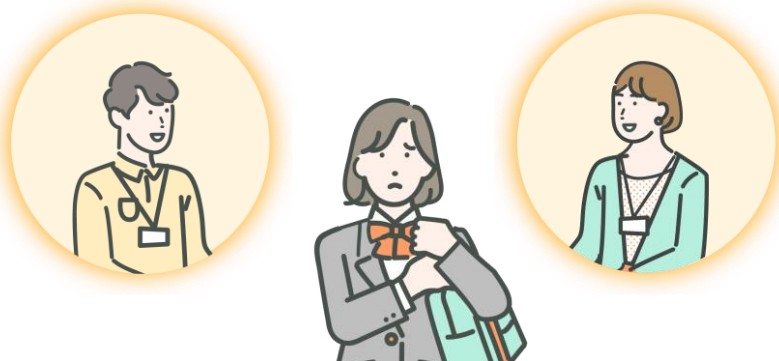
■子どもが相談しやすくなる工夫

相談窓口を設置・周知する際には、子どもの発達段階や特性を踏まえ、相談しやすくなる工夫をすることがポイントです。子どもが複数の相談先から選択できるようにしましょう。

(例)

- 性別に配慮して複数の相談員を置く
- 一対一が良い、複数の先生で聞くのが良いなど、相談を受ける体制を、子どもの意向を可能な限り踏まえたものとする

複数の相談先から選択できる



周知の際には、

- 手紙やメール・SNSなどで相談できる
- 匿名で相談できる
- 性暴力以外のことも相談できる
- 相談することは重要であり、積極的に行ってほしい

などについて明示しましょう。相談したらどうなるのか、相談した後の対応の流れや、情報共有の範囲なども伝えましょう。

相談を受ける人は、

- 話をしっかりと受け止める
- 共感して寄り添う
- 責めたり、否定したり、言いたくないことを無理に聴いたりしない
- 相談者からあれこれ聴き出そうとしない
- 他の人に絶対に共有しないなどの、できない約束をしない

といったことにも気をつけます。こどもにあれこれ詳細を聞くようなことは避けましょう。

■外部相談窓口の周知

このような対応が困難な小規模事業者の場合も、外部窓口を積極的に活用するなど、複数の相談先を確保する工夫を行いましょう。こどもへの性暴力については、公的機関などによる相談窓口も設置されています。こどもが、面識がない相談相手の方が話しやすい場合もあります。これらを周知することで、早期発見や被害にあったこどもへの支援につなげることができます。

公的機関などが設置する主な相談窓口

状況	相談窓口	管轄	窓口概要・連絡先など
どこに相談していいかわからないが、困っていることがあるとき	24時間子供 SOSダイヤル	文部科学省	<p>子ども、その保護者を対象に、いじめやその他のこどものSOSの相談を受け付ける。原則として、電話をかけた所在地の教育委員会の相談機関につながる。</p> <p>【相談時間】24時間365日 【相談手段】電話 【連絡先】0120-0-78310（通話料無料） 【URL】 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1306988.htm</p>
	子どもの人権110番、LINEじんけん相談など	法務省	<p>子ども、子どもに関する悩みをもつ大人を対象に、いじめ、体罰、不登校、虐待などの相談を受け付ける。最寄りの法務局などにおいて、法務局職員または人権擁護委員が相談対応する。</p> <p>【相談時間】平日 8:30~17:15 【相談手段】電話、メール、LINE 【連絡先】0120-007-110（通話料無料）、法務省ホームページ、LINE 【URL】https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html</p>
	子どもの人権SOS ミニレター	法務省	<p>子ども（主に小学生、中学生）を対象に、毎年5月~7月の間に学校で配布。相談したいことを記入し、投函すると、最寄りの法務局に届く。人権擁護委員・法務局職員が希望する連絡方法（手紙・電話）で返信を行う。</p> <p>【相談手段】郵送（切手不要） 【URL】https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00013.html</p>
	親子のための相談 LINE	子ども家庭庁	<p>子育てや親子関係について悩んだときに、子ども（18歳未満）とその保護者の方などが相談できる窓口。児童相談所などにおいて、専門の相談員が相談対応する。</p> <p>【相談時間】各地方公共団体の相談受付時間による 【相談手段】LINE 【URL】https://kodomoshien.cfa.go.jp/no-gyakutai/oyako-line/</p>
	子ども家庭センター	子ども家庭庁	<p>子どもや保護者・妊婦などからの子育てや妊娠・出産などに関する相談に応じ、困り事に寄り添い、必要なサービスの紹介や利用の支援、適切な支援先につなぐなどの支援を行っている。</p> <p>【相談手段】お住まいの市区町村のホームページなどを参照</p>
	児童相談所	子ども家庭庁	<p>子どもに関する家庭その他からの相談に対し、子どもが有する問題や子どもの置かれた環境の状況などに応じて、必要な支援を実施。電話は住んでいる地域の児童相談所につながる。</p> <p>【連絡手段】電話 【連絡先】児童相談所相談専用ダイヤル：0120-189-783（いちはやく・おなやみを）（通話料無料）</p>
性暴力が分からないが、相談したい	Curetime	内閣府	<p>性暴力の悩みを専門相談員に相談できる。イヤだったこと、困っていることなど、何でも相談できる。</p> <p>【相談時間】毎日 17時~21時 【相談手段】チャット（日本語、外国語（英語、タガログ語、タイ語、スペイン語、中国語、韓国語、ポルトガル語、ネパール語、ベトナム語、インドネシア語））、メール（日本語） 【連絡先】https://curetime.jp/</p>
性暴力の疑いがある/性暴力が起きた	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター	内閣府	<p>被害直後から医療的支援、法的支援、心理的支援などの総合的な支援を可能な限り一か所で提供する相談窓口。電話は最寄りのワンストップ支援センターにつながる。</p> <p>【相談手段】電話、（一部のみ）メール、SNS 【連絡先】#8891（はやくワンストップ）（通話料無料） 【URL】 https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/consult.html</p>
	犯罪被害者などの早期援助団体	警察庁	<p>犯罪被害などを早期に軽減するとともに、犯罪被害者などが再び平穏な生活を営むことができるように支援することを目的として設置され、都道府県公安委員会から指定を受けた民間被害者支援団体につながる。</p> <p>【相談手段】電話（一部メール・問い合わせフォームあり） 【連絡先】 https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/dantai/shien_top.html</p>
	性犯罪被害相談電話	警察庁	<p>各都道府県警察の性犯罪被害相談電話窓口。発信地域を管轄する都道府県警察の性犯罪被害相談電話窓口につながる。</p> <p>【連絡手段】電話 【連絡先】#8103（ハートさん）（通話料無料） ※緊急時は 110 番通報</p>

- ※ 地方公共団体において、子どもを対象にした、悩みに関する相談窓口が設置されている場合には、それも周知対象となり得る。
- ※ 保育所などの場合、所管行政庁が設置する虐待に関する相談窓口も周知対象となる。
- ※ 障害児の場合には、地方公共団体の障害者福祉課など/自立支援協議会も相談窓口となり得る。
- ※ 外部相談窓口によっては、子どもからの相談により得た情報を対象事業者に提供することを想定していない場合がある。

本章で学んだこと

1. 早期発見の重要性
2. こどもに対する日常観察
3. 面談・アンケート
4. 報告・対応ルールの策定
5. 相談窓口の設置・周知

この章で学んだことをおさらいするための確認テストをご用意していますので、振り返りをしてみましょう。

また、こどもに接する具体的場面での適切な対応を、理解・イメージしていただくための演習資料もご用意しています。ワークや演習形式でお取り組みください。

第5章 安全確保措置

3.疑いを把握した事業者の初期対応



3.疑いを把握した事業者の初期対応

「安全確保措置」のパートでは、こどもの安全を確保するための、日頃から必要な取組や、性暴力が疑われる場合の適切かつ速やかな対応について学びます。この章では、性暴力の疑いを把握した事業者が取るべき初期対応について学びましょう。

監修者

浅野 恭子	甲南女子大学 心理学部心理学科 准教授
磯谷 文明	くれたけ法律事務所 弁護士
鬼澤 秀昌	おにざわ法律事務所 弁護士
上谷 さくら	桜みらい法律事務所 弁護士
齋藤 梓	上智大学 総合人間科学部心理学科 准教授
櫻井 鼓	追手門学院大学 心理学部 教授
仲 真紀子	国立研究開発法人 理化学研究所 理事長特別補佐 (五十音順、敬称略)

第5章 安全確保措置 3.疑いを把握した事業者の初期対応

■この章の位置付け

この章では、疑いを把握した事業者の初期対応について説明します。



本章で学ぶこと

1. 性暴力の疑いの発覚直後の対応
2. 被害にあったこどもの安全確保
3. 保護者への連絡・説明

1.性暴力の疑いの発覚直後の対応

まず、「性暴力の疑いの発覚直後の対応」について見ていきましょう。この章の説明は、被害にあった子どもから打ち明けられた場合を想定しています。ほかの子どもから情報提供を受けた場合や、同僚の性暴力を見聞きした場合については、従事者向け研修資料の「第4章 安全確保措置 2.疑いを把握した従事者の初期対応」をご覧ください。

■性暴力の疑いの発覚直後の対応

従事者は、子どもと接する中で、性被害の相談をされる可能性があります。その際の心構えや対応の留意点については、従事者向けの研修動画も用いて、従事者にも研修を行いましょう。

※従事者向け研修動画「安全確保措置 2.疑いを把握した従事者の初期対応」を活用ください。

■はじめに被害を打ち明けられたとき

はじめに被害を打ち明けられたら、まずは、安心して話せる場所を確保します。可能であれば、録音の用意や筆記役の同席など、記録をとる準備もしておきましょう。

子どもが言いにくいことを打ち明ける際には、少しだけ打ち明けてそれ以上は黙ったり、日常生活の中で突然打ち明けたりすることにも留意してください。



第5章 安全確保措置 3.疑いを把握した事業者の初期対応

1.性暴力の疑いの発覚直後の対応

はじめに被害を打ち明けられたときの聴き取りは、こどもにとっても、その後の手続においても、非常に重要になります。聴き取りに当たって気を付けるべき次の3つのポイントについて、説明していきます。

1. 聴き取る内容は最小限とする

最初の段階では、こどもが自発的に打ち明けた内容だけ聴き取り、それ以上は尋ねないことが基本です。

「誰が」「何をした」かが分かれば十分です。



誰が



何をした

「なぜ」「いつ」「何回」は、こどもにとって答えるのが難しいため、こちらから尋ねることは避けましょう。こどもが自発的に話したときは、無理に止めなくても良いですが、こちらの感想や質問は挟まず、「あなたのお話は分かったよ」と伝えて受け取りましょう。

2. こどもの心身に負担をかけない

同じ話を、いろいろな人から繰り返し聴かれることは、こどもの心身に負担をかけるため、可能な限り避けるようにしましょう。皆さんの最初の聴き取りは最小限にして、その後、警察や検察など、こどもへの聴き取りを適切に行うことができる専門家が、必要な対応を取ることができるようにします。

最初の聞き取りは最小限に



担当者



専門家

第5章 安全確保措置 3.疑いを把握した事業者の初期対応

1.性暴力の疑いの発覚直後の対応

3. 「記憶の汚染」を防ぐ

被害にあった子どもに、何度も話を聴いたり、誘導するような質問をしたりすると、質問に含まれる情報やあとから聞いた情報を、自分の考えや体験と思い込んでしまうことがあります。このようにして本来の体験の記憶が変わってしまうことを「記憶の汚染」と言い、記憶能力が発達段階にある幼少期などにおいて、生じやすいとされています。一方で、年齢が高くても、状況によっては記憶があいまいになり、記憶が変わってしまう場合もあります。



「記憶の汚染」

- ・ **何度も話を聴く**
- ・ **誘導するような質問**



質問に含まれる情報やあとから聞いた情報を
自分の考えや経験と思い込み
本来の体験の記憶が変わってしまう

(1) 「記憶の汚染」につながる問いかけ方

- ・ こどもが話していないのに「OO先生がやったの?」「OOを触られていない?」と尋ねる
- ・ こどもが「触られた」と言っていないのに「どこを触られた」「いつ触られた」と尋ねる
など、誘導するような問いかけ

第5章 安全確保措置 3.疑いを把握した事業者の初期対応

1.性暴力の疑いの発覚直後の対応

(2)「記憶の汚染」を防ぐ問いかけ方

- こどもが自発的に話す内容以上を聴き取ろうとしない
- 打ち明けられた内容が不明確だった場合に、さらに質問するときも、誘導しないよう問いかける

(適切な例) 「〇〇されたと言ったけど、した人のことを教えて」

- 「はい」か「いいえ」で答えるような質問や、「なぜ」「いつ」「何回」と聞く質問は避ける

(適切な例) 「うんうん」「それで?」「そのことを話して」

- 聴き取りの際には、こどもが使った言葉だけを使う

(不適切な例)

- 「当たった」と言ったのを「触られたんだね」と言い換える
- 「気持ち悪いことをされた」と言ったときに、「それはいやだったね」「怖いことをされたんだね」と、こどもが使っていない言葉でコメントする



「記憶の汚染」が起きると、その後の裁判などでこどもの証言が証拠として認められなくなる可能性があります。

第5章 安全確保措置 3.疑いを把握した事業者の初期対応

1.性暴力の疑いの発覚直後の対応

■聴き取る際の姿勢

聴き取る際の姿勢としては、驚きやショック、怒りなどを顔に出さないことが重要です。聴き取った人が、怒りや緊張をあらわにすると、こどもは不安が増したり、緊張したりする可能性があります。よくこどもの様子を観察しながら穏やかに話を聴き、傾聴に徹しましょう。

- ・ 驚きやショック
怒りなどを顔に出さず、
穏やかに聴く
- ・ よくこどもの様子を
観察しながら話を聴く
- ・ 傾聴に徹する



こどもの発言を否定しないことはもちろん、聴く側が疑問を感じていることが伝わってしまうだけで、こどもは話をしてくれなくなるおそれがあります。聴き取った内容が事業者内で報告され、組織的な対応が始まったあとは、こどもにさらなる負担をかけることのないよう、普段通りの安心した生活が送れる配慮をしましょう。

第5章 安全確保措置 3.疑いを把握した事業者の初期対応

1.性暴力の疑いの発覚直後の対応

■ 被害者には非がないと伝える

どのような場合であっても、被害者には非がないと伝えることが大切です。もし、こどもが自分を責めている様子が見られたときには、「あなたは悪くない」「あなたには落ち度も責任もない」と伝えましょう。性暴力は、被害者にも落ち度があるという偏見から、被害にあったこども自身も、自分が悪かったという意識を持っている可能性があります。被害者には非がないと伝えてもなお、こどもが自分を責めている様子が見られたときには、専門家につなぐことを検討しましょう。

また、体調や、「今困っていること」などについて聴き取ることも必要です。

聴き取りの最後には、「話してくれてありがとう」と伝えましょう。また、大人は、被害にあったこどもの安全を守りたいと思っていることを伝え、「あなたの考えや気持ちも聞いて、大人がしっかりと考える」ことを伝えるようにしましょう。



■ 正確に記録を残す

正確に記録を残すために、可能であれば、本人の同意のもと、本人に負担感がないか十分に確認した上で、録音することも検討しましょう。そのために、性暴力被害が疑われる場合の聴き取りは、録音に残すというルールをつくり、あらかじめ周知しておく必要があります。

録音が難しい場合、可能であれば筆記役の同席を求め、こどもや聴き取りを行った人が何と言ったか、使った表現や言葉をそのまま記録に残しましょう（筆記役の同席が難しい場合は、すぐにメモを残しましょう）。録音などの記録は、厳格に管理することが重要です。



録音



記録

第5章 安全確保措置 3.疑いを把握した事業者の初期対応

1.性暴力の疑いの発覚直後の対応

■ 子どもから打ち明けられた際に、注意が必要な言葉

子どもから打ち明けられた際、動揺したり、性暴力を防げなかったという責任を感じ、無意識に被害にあった子どもを傷つける言葉や質問が出てしまったりすることがあるため、十分に注意しましょう。

責めているように聞こえてしまう言葉

「あなたが誘ったのでは」
「泣いてばかりいないで、ちゃんと説明して」

なぜ?と非難しているように聞こえてしまう言葉

「どうしてついて行ったの?」

被害が大したことではないように聞こえてしまう言葉

「つらいことは忘れましょう」
「〇〇さんもわざとじゃないと思うよ」
「気のせいじゃないの」

驚愕を示す言葉

「本当なの?」「嘘でしょう?」

拒絶する言葉

「(別の)〇〇先生に相談して」

感情的な言葉

「(加害者のことを)絶対に許せない」
「(被害にあった子どものことを)かわいそう」

無責任な言葉

「誰にも言わないよ」

※ 性暴力の疑いを把握した従事者は、組織内で情報共有する必要がある(次ページ参照)



■ 想定される声掛け

- ・ 子どもが「今まで言わなかったのは悪かったのかな?」と言ったら、あなたは「今話してくれた。これはとっても立派なことだよ。話してくれてどうもありがとう。」と感謝の言葉を掛ける
- ・ 「僕が悪いから被害にあったのかな」といった言葉には、「被害にあつていい人は誰もいないよ。あなたのせいで被害にあったのではありません。」など、子どもを肯定する言葉を選ぶ
- ・ 早急に子どもの安全を確保する必要がある場合は、安全確保の観点から、助言・提案する
(例)例えば、加害者から連絡があったり、呼び出されたりした場合は、返事をしないか、または、周囲の大人にダメだと言われたことを理由として、応じないように伝える

第5章 安全確保措置 3.疑いを把握した事業者の初期対応

1.性暴力の疑いの発覚直後の対応

■組織内で情報を共有

こどもから聴き取った内容について、組織内、家族や関係機関に情報共有することについて、こども本人に伝えましょう。もし「誰にも言わないで」と言われたら、あなたを守るために、チームで対応する必要があり、秘密にはしておけないことを丁寧に説明するようにしましょう。その際、何が不安なのかについて聴き取り、不安を解消できる方法を一緒に考えましょう。

■性暴力を認識した場合

性暴力を認識した場合には、それが疑いの段階であっても重く受け止め、速やかに、遅くともその日のうちに、組織内で共有してください。組織内で共有する中で、詳細を知りたくなったとしても、こどもに改めて聞くことは避けましょう。



組織内で共有

第5章 安全確保措置 3.疑いを把握した事業者の初期対応

1.性暴力の疑いの発覚直後の対応

■外部機関・専門家との連携

また、被害にあった子どもを守るためには、発覚直後から外部機関・専門家と連携することも重要です。警察や所管行政庁などの行政機関や、性暴力事案に対応できる支援機関などと直ちに連携しましょう。

特に、子どもに外傷がある場合、妊娠や性感染症の可能性のある場合、薬物を使用されたおそれがある場合は、警察や支援機関の紹介を受けた医療機関に、速やかに受診させてください。警察や所管行政庁などとの連携については、本資料の「第6章 安全確保措置 4.調査」にて説明しておりますのでご参照ください。

- ・子どもに外傷がある場合
- ・妊娠や性感染症の可能性のある場合
- ・薬物を使用された恐れがある場合



速やかに医療機関を受診



2.被害にあったこどもの安全確保

■加害が疑われる従事者との接触回避

まず、加害が疑われる従事者との接触を回避しましょう。子どもや保護者から、性暴力があったとの申出があった場合には、その時点で、子ども性暴力防止法に基づく防止措置として、一時的な接触回避を行うことができます。

子ども側を環境から遠ざけるのではなく、加害者側を分離することが望ましい対応です。例えば、加害が疑われる従事者を、調査期間中は子どもと接触しない業務に従事させることや、自宅待機とすることが考えられます。



子どもと接触しない業務に従事させる



自宅待機など



- ・ まだ加害の事実があると評価されたものではないため、あくまで**公正・中立な態度**で対応を行う必要があります。
- ・ 加害が疑われる従事者が、疑われていることに気付くと、**証拠を隠したり、行方をくらませたり**する可能性があります。このため、どのような手段を取ることが考えられるかについて、**警察にも相談**して決めることが重要です。

3.保護者への連絡・説明

■保護者以外から性暴力の疑いを把握した場合

保護者以外から性暴力の疑いを把握した場合、保護者による性暴力の疑いがあるといった特段の事情がなければ、保護者に速やかに連絡することが望ましいと考えられます。

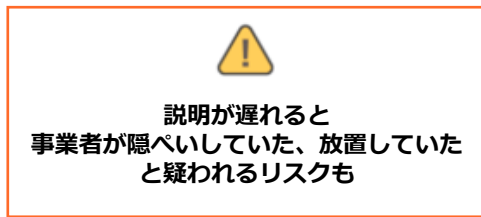
保護者への第一報の際に、事業者が説明・お願いすべき事項の例

項目	説明・お願い事項の例
事業者の対応姿勢・方針	<ul style="list-style-type: none"> 疑いの段階ではあるものの、本件を重く受け止め、子どもを守るためにきちんと対応することを伝える。 子どもの利益を最優先に協力し合うことが重要であることについて、保護者と相互に理解する。 保護者の意向を尊重しつつ、事業者として対処すべきことは対処することを伝える。加害が事実と認められるならば厳正に対処することを伝える。 第一報で被害を軽視していると疑われる言動をした場合、その後の対応は困難になり得ることに留意する。
被害の状況など	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が知る範囲で性暴力が疑われる被害内容を説明する。 その情報がいつ、どのような形で事業所にもたらされたかなどについて説明する。 施設・事業所内で、性暴力被害について知っている従事者の氏名を伝える。
警察などとの連携	<ul style="list-style-type: none"> (犯罪の疑いがある場合)事実究明のためには、速やかに警察と連携することが適切な対応であると考えていることを伝える。 (通報するか悩んでいる場合)保護者が警察と連携するか悩んでいる場合は、次のような対応が考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> なぜ望まないのかを丁寧に聴き取り、不安に寄り添いつつも(安心させるためであっても、できないことをできるとは言わない)、犯罪の疑いがある場合は、再被害や他の子どもへの被害拡大などを防止するため、警察への通報や相談が適切な対応であることを、丁寧に説明する。 被害の拡大防止や被害にあった子どもの心身の回復につなげる窓口として、性犯罪被害者支援機関などへの相談が有効であることを伝える(子ども家庭庁「教育・保育等を提供する事業者による児童対象性暴力等の防止等の取組を横断的に促進するための指針」(以下、「横断指針」という)P87 参照)。 被害にあった子どもに治療が必要な外傷がある場合、妊娠または性感染症の可能性がある場合や薬物を使用されたおそれがある場合などには、速やかに医療機関へ受診させる必要性が高いことを伝える(子ども家庭庁「横断指針」P74「被害児童とその保護者への支援」を参照)。
子どもへの接し方	<ul style="list-style-type: none"> 子どもを責めず、「あなたは何も悪くない」と伝えてほしいことを伝える(以下に掲げるリーフレットの再配布や、子ども家庭庁「横断指針」P53の「児童から打ち明けられた際に配慮が必要な言葉の例」を情報提供することも考えられる)。 子どもの記憶は汚染されやすいため、非専門家が聴き取りを行ってしまうことで、司法手続で子どもの証言の信用性が認められなくなるリスクがある(子ども家庭庁「横断指針」p54「【コラム】被害児童の二次被害防止及び適切な司法手続の実現に向けて、事業者・従事者等が行うべきこと」を参照)。また、親の不安や怒りが子どもにさらなる負担をかけることがある。そのため、子どもから話してこない限り、出来事には触れないようにすることが重要であることを伝える。 子どもが放置されていると誤解しないよう、「今詳しい話を聞かないことは、あなたを守ることにつながる」「後できちんと話を聞く機会がある」ことを子どもに伝えることも考えられることを伝える。 子どもから出来事について話しかけてきたときは、「話してくれてどうもありがとう。大丈夫だよ。」と受け止めるのに留め、それ以上の質問やコメントはしないこと、子どもが話した言葉は、そのままの言葉でメモし、その会話があった日時、場所とともに正確に記録することが重要であることを伝える。 <p>■ パンフレット例</p> <ul style="list-style-type: none"> 内閣府・子ども家庭庁「子どもたちのためにできること～性被害を受けた子どもの理解と支援～」 https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/pdf/pamphlet_2023_02.pdf 子どもの性の健康研究会リーフレット「子どもをささえるためにできること～性暴力被害にあった子どもの回復のために～」 http://csh-lab.com/wp/wp-content/uploads/2017/02/sasaeru.pdf
連絡窓口	<ul style="list-style-type: none"> 連絡窓口となる人および連絡先を明らかにして伝える。 事業者における保護者連絡窓口は一系統にまとめることが望ましい(現場と本社など、複数の従事者が異なる対応や回答をすることを避けるため)。

第5章 安全確保措置 3.疑いを把握した事業者の初期対応

3.保護者への連絡・説明

こども本人からの相談内容については、保護者に共有することについて、事前にこどもの了解をとるようにしましょう。たとえ事実確認を十分にできておらず、対応方針が決まっていないときも、その時点で把握している事項について、丁寧に説明しましょう。説明が遅れると、保護者の不安や不信感につながるリスクがあります。なお、児童養護施設など(※)の場合には、所管行政庁が、被害にあったこどもの保護者への連絡・説明を行うこととなりますので、所管行政庁と連携して対応しましょう。



たとえ事実確認を十分にできておらず、対応方針が**決まっていない時点であっても連絡する**

※児童養護施設などとは下記の場合を指します。

義務対象事業者	認定対象事業者
<ol style="list-style-type: none">1. 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設2. 指定発達支援医療機関3. 児童相談所（一時保護施設を含む。）4. 登録一時保護委託施設	<ol style="list-style-type: none">1. 児童自立生活援助事業、小規模住居型児童養育事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業

保護者に連絡した後は、保護者の話を傾聴し、ショックや怒りを受け止め、誠実に対応することが重要です。事業者がこどもを守ることを最優先に行動する姿勢を、真摯に、強く表明しましょう。性暴力の発覚時のみならず、対応の進捗に応じて保護者に随時連絡し、その時点で判明している情報について共有することは、保護者との信頼関係を築き、適切な対応につなげる上で重要です。

本章で学んだこと

1. 性暴力の疑いの発覚直後の対応
2. 被害にあったこどもの安全確保
3. 保護者への連絡・説明

この章で学んだことをおさらいする確認テストをご用意していますので、振り返りをしてみましょう。

また、こどもに接する具体的場面での適切な対応を、理解・イメージしていただくための演習資料もご用意しています。ワークや演習形式でお取り組みください。

第6章 安全確保措置

4.調査



4.調査

「安全確保措置」のパートでは、こどもの安全を確保するための、日頃から必要な取組や、性暴力が疑われる場合の適切かつ速やかな対応について学びます。この章では、性暴力が疑われる場合の調査について学びましょう。

監修者

浅野 恭子	甲南女子大学 心理学部心理学科 准教授
磯谷 文明	くれたけ法律事務所 弁護士
鬼澤 秀昌	おにざわ法律事務所 弁護士
上谷 さくら	桜みらい法律事務所 弁護士
齋藤 梓	上智大学 総合人間科学部心理学科 准教授
櫻井 鼓	追手門学院大学 心理学部 教授
仲 真紀子	国立研究開発法人 理化学研究所 理事長特別補佐 (五十音順、敬称略)

第6章 安全確保措置 4.調査

■この章の位置付け

この章では、調査について説明します。



本章で学ぶポイント

1. 調査は、こどもと加害者双方の人権や特性に配慮し、公正・中立に行う
2. 警察を始めとする関係機関や弁護士などの専門家に相談しながら進める
3. 収集した証拠と証言を総合して、事実の有無を合理的に判断する

第6章 安全確保措置 4.調査

■ 調査とは？

こども性暴力防止法では、従事者による性暴力の疑いを認めるときは、その事実の有無と内容について調査を行うことが、事業者に義務付けられています。次の項目に沿って説明します。

関係機関や専門家との連携

証拠収集保全

聴き取り

事実の有無の判断

調査に当たっては、次のことが事業者¹に義務付けられています。

- ・ こどもの人権や特性に配慮し、その名誉や尊厳を傷つけないよう、注意して行うこと
- ・ 加害が疑われる従事者の人権などにも配慮し、公正・中立に行うこと
- ・ 事案の内容その他の事情に応じ、関係機関や専門家との適切な連携の下で行うこと

調査を行う際のポイントについて確認していきましょう。

■ 関係機関や専門家との連携

関係機関や専門家との連携

証拠収集保全

聴き取り

事実の有無の判断

組織内で性暴力の疑いが報告された段階で、客観的証拠の収集と保全、関係者への適切な聴き取りによる、事実確認を行います。ここで重要なのは、関係機関や専門家との連携です。事業者は、性暴力への対応に不慣れなことが多い一方、事実の確認には、高い専門性が求められます。

客観的証拠の収集と保全



聞き取り



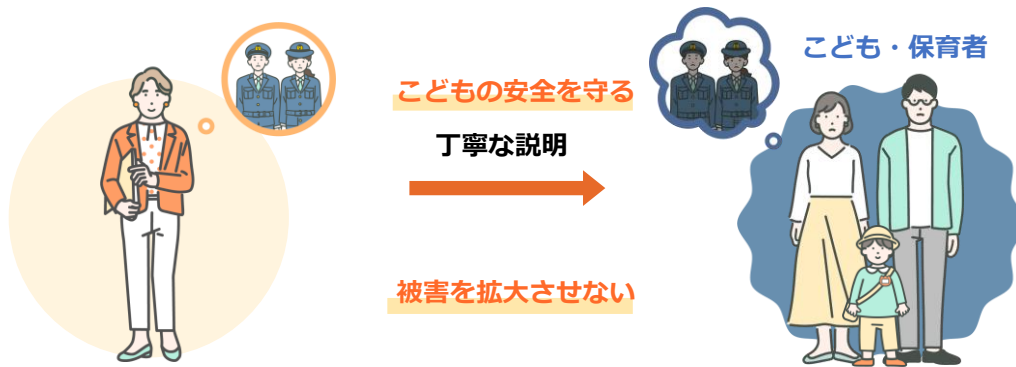
関係機関や専門家との連携

第6章 安全確保措置 4.調査

【関係機関との連携：警察】

犯罪が疑われる場合は、子どもへの聴き取りは必要最小限にとどめ、警察へ通報や相談を行うことを、徹底しましょう。警察に通報するか判断に迷う場合にも、そうした状況にあることを含めて、警察に相談することを、第一に検討しましょう。

警察への通報や相談を行う際には、保護者が関与している疑いがある場合などを除き、子どもやその保護者に事前に伝えましょう。子どもや保護者が、警察への通報や相談を望んでいない場合には、まずはその気持ちに寄り添いましょう。その上で、子どもの安全を守り、被害を拡大させないためには、警察への相談が必要なことを、丁寧に説明しましょう。



第6章 安全確保措置 4.調査

【関係機関との連携：所管行政庁などの行政機関や専門家】

警察への相談と並行して、早くから、所管行政庁などの行政機関にも相談しましょう。特に、保育所や児童養護施設、幼稚園、認定こども園、障害者福祉施設などでは、性的虐待を発見した場合、児童福祉法などに基づき、所管行政庁に通報する義務があります。性的虐待に当たる場合には、調査についても、児童福祉法などに基づき、所管行政庁とともに対応することとなります。通報・相談した後は、捜査に当たる警察の助言を踏まえて対応しましょう。

※性的虐待としての対応が必要となるのはどのような施設かや、こども性暴力防止法に基づく対応との関係などについては、こども性暴力防止法施行ガイドライン「V.安全確保措置（早期把握、相談、調査、保護・支援、研修）4.(3)④調査等に当たっての関係法令との関係」をご参照ください。

所管行政庁と連携する場合は、可能な限り一体的に対応しましょう。適切な聴き取り、トラブル防止、証拠の保全などの観点から、弁護士などの専門家に相談することも有効です。また、こどもの心が守られながら調査が行われるため、心理職などの専門家への相談も有効です。



弁護士や心理職などの専門家に相談することも有効



第6章 安全確保措置 4.調査

■ 証拠収集保全

関係機関や専門家との連携

証拠収集保全

聴き取り

事実の有無の判断

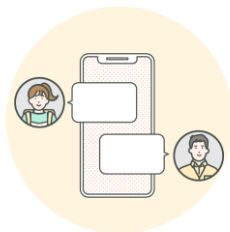
客観的証拠の収集と保全については、関係者から提供された情報に関する記録を、適切に保存することが重要です。



(客観的証拠の例)



防犯カメラ映像



SNSやメールのやり取り



手紙やメモ



第三者の証言

など

証拠に接する方は可能な限り限定し、誰がいつ証拠の管理・閲覧などを行ったか、記録しておくことが重要です。警察などから事実確認に関する要請があった場合には、必要な協力を行いましょう。

■ 聴き取り

聴き取りについては、被害にあった子どもと、加害が疑われる従事者の双方に対して、行うことが考えられます。

関係機関や専門家との連携

証拠収集保全

聴き取り

事実の有無の判断

【被害にあった子どもへの聴き取り】

被害にあった子どもへの聴き取りは難易度が高く、「記憶の汚染」や「心身への負担」を避けるためにも、最小限にとどめ、犯罪の疑いがある場合は、警察を始めとする関係機関や専門家と連携することが望ましいと言えます。また、早くから所管行政庁などの行政機関に相談し、可能な限り一体的に調査を行いましょう。公認心理師・臨床心理士、弁護士などの外部専門家の協力を得ることも重要です。

※聴き取りを行う場合の留意点については、子ども家庭庁が別途解説動画を公表していますので、そちらも併せてご参照ください。

第6章 安全確保措置 4.調査

【加害が疑われる従事者に対する聴き取り】

加害が疑われる従事者に対する聴き取りも、犯罪の疑いがある場合は、警察を始めとする関係機関や専門家と連携して行いましょう。事業者において聴き取りを行う際は、こどもへの性暴力の事実の有無を、冷静に確認しましょう。

聴き取りは、静かで落ち着いた環境で行い、高圧的な質問などをしないようにしましょう。聴き取りに参加するのは、聴き取る人と立ち会う人のみとすることが望ましいですが、加害が疑われる従事者が、弁護士の立ち会いや録音・録画を求めた場合は、認めることが適切です。いずれにしても、事実の有無の評価が行われる前の段階では、公正・中立な対応が求められることに留意しましょう。



事案の有無の評価が行われる前の段階では
公正・中立な対応が求められる



聴取者



立会者



加害が疑われる
従事者

加害が疑われる従事者が
求めた場合



弁護士などの立ち会い



録音・録画

聴き取りを通じて加害が疑われていることに気付いた従事者が、こどもに対して証拠隠滅や報復を目的とした働きかけを行うことは、あってはなりません。このため、聴き取りに先立ち、事業者からその従事者に対し、このような働きかけを行った場合には、就業規則などに基づく処分の対象となることや、刑法上の証拠隠滅罪に該当する可能性があることを説明しておくことが重要です。

第6章 安全確保措置 4.調査

■ 事実の有無の判断

関係機関や専門家との連携

証拠収集保全

聴き取り

事実の有無の判断

事実の有無を判断するために、次のような場合には、その時点で把握できている情報を基として、性暴力が行われたと合理的に認められるか否かの判断を行うことになります。

- ・ 十分な情報が集まった場合
- ・ 可能な限りの情報収集を終え、これ以上の収集は困難と判断される場合

■ 性暴力の事実があったと合理的に判断できる場合

次の場合には、性暴力の事実があったと合理的に判断できると考えられます。

- ① 加害者の説明と客観的な証拠や第三者の証言が整合する場合



- ② 加害者の説明とこどもの相談・申出内容が整合する場合



- ③ こどもや保護者の相談・申出内容と客観的な証拠や第三者の証言が整合する場合

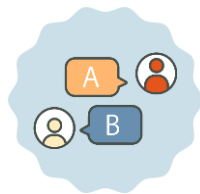


- ④ 客観的な証拠や第三者の証言から、直接事実と判断できる場合



第6章 安全確保措置 4.調査

- ・ 証言が相反する場合や、当事者から聞き取りができない場合、客観的な証拠がない場合などは、事実の有無を評価するには、高い専門性が求められる
- ・ 事実の有無の評価に誤りがあると、子どもだけでなく、加害が疑われる従事者にも、重大な影響があるため、警察、所管行政庁などと連携して対応した事実確認を踏まえて総合的に判断することや、弁護士と連携することなどが望ましい



証言が食い違う場合



当事者から聞き取り
できない場合



客観的証拠がない場合



警察、所管行政庁、弁護士との連携

■ 本人が性暴力を認めている場合

加害が疑われている従事者本人が、性暴力を行ったと認めている場合であっても、



周囲からの圧力などにより、事実がないにもかかわらず認めてしまった可能性はないか

という点に気をつけ、慎重に進める必要があります。



■ 性暴力があったかどうか評価することが困難な場合

うわさなどによって、特定の従事者や子どもが不利益を受けないよう、関係者の人権や尊厳、メンタルヘルスに十分配慮した対応を行うことが求められます。

本章で学んだポイント

- 調査は、こどもと加害者双方の人権や特性に配慮し、公正・中立に行う
- 警察を始めとする関係機関や弁護士などの専門家に相談しながら進める
- 収集した証拠と証言を総合して、事実の有無を合理的に判断する

この章で学んだことをおさらいするための確認テストをご用意していますので、振り返りをしてみましょう。

第7章 安全確保措置 5.調査を踏まえた対応



5.調査を踏まえた対応

「安全確保措置」のパートでは、こどもの安全を確保するための、日頃から必要な取組や、性暴力が疑われる場合の適切かつ速やかな対応について学びます。この章では、調査による事実結果の確認を踏まえた対応について学びましょう。

監修者

浅野 恭子	甲南女子大学 心理学部心理学科 准教授
磯谷 文明	くれたけ法律事務所 弁護士
鬼澤 秀昌	おにざわ法律事務所 弁護士
上谷 さくら	桜みらい法律事務所 弁護士
齋藤 梓	上智大学 総合人間科学部心理学科 准教授
櫻井 鼓	追手門学院大学 心理学部 教授
仲 真紀子	国立研究開発法人 理化学研究所 理事長特別補佐 (五十音順、敬称略)

第7章 安全確保措置 5.調査を踏まえた対応

■この章の位置付け

この章では、5.調査を踏まえた対応について説明します。



本章で学ぶこと

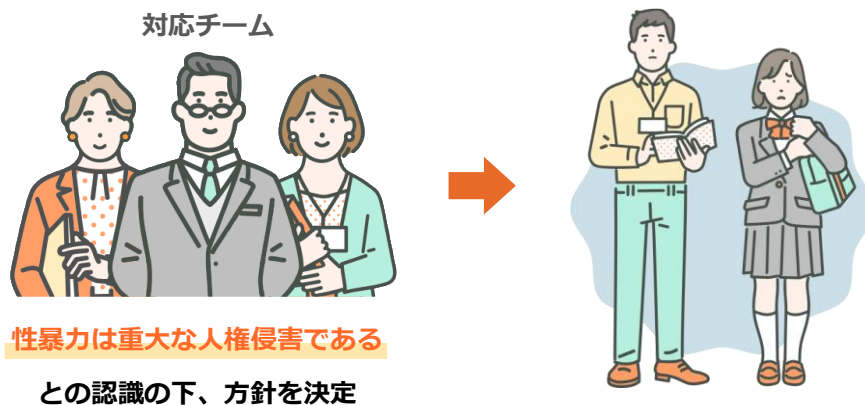
1. 方針決定
2. 加害者への防止措置
3. 被害にあったこどもの保護・支援
4. 被害にあったこどもの保護・支援の具体的対応
5. 関係者への対応・支援

1.方針決定

調査による事実確認の結果を踏まえ、次の方針を決定します。

- ・ 加害者への防止措置
- ・ こどもの保護・支援
- ・ 関係者への対応・支援
- ・ 再発防止策 など

方針の決定に際しては、対応チームで協議し、性暴力は重大な人権侵害であるとの認識の下、方針を決定することが重要です。



2.加害者への防止措置

■ 加害者への防止措置

事業者は、調査の結果を踏まえ、こども性暴力防止法に基づき、これから述べるような防止措置を講じる義務があります。

※ 詳細は、本資料「第9章 防止措置」や、こども性暴力防止法のガイドラインを参照してください。

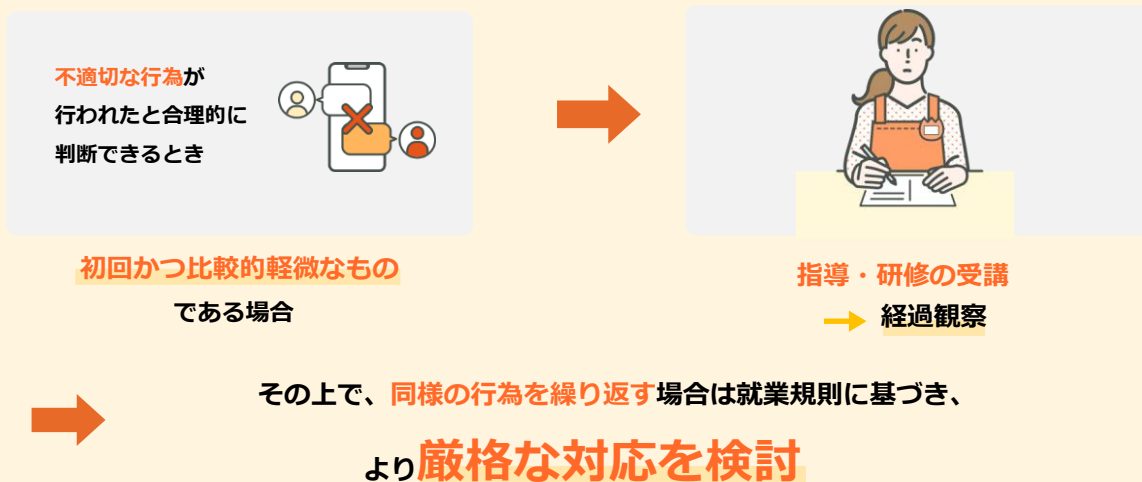
■ 性暴力が行われたと合理的に判断されたときの防止措置

- ・ 加害者をこどもと接する業務に就かせないようにする



■ 不適切な行為が行われたと合理的に判断されたときの防止措置

- ・ 初回かつ比較的軽微なものであるような場合：
まずは繰り返さないように指導を行い、研修を改めて受講させ、注意深くその後の経過観察を行うなど、段階的な対応を行う
- ・ 指導したにも関わらず、同様の行為を繰り返した場合：
性暴力が行われた場合に準じ、より厳格な対応を行う



こどもに対する性暴力や不適切な行為を、
就業規則の懲戒事由として定めておくことで、

このような対応を円滑に行うことができる

3.被害にあった子どもの保護・支援

■ 被害にあった子どもへの保護・支援のための措置

性暴力被害にあった子どもには落ち度も責任もなく、人権を侵害された子どもは、それまでの日常を守られるべき存在です。傷ついた子どもの気持ちに寄り添うこと、心と身体のケアをすることが重要です。

仮に子どもが平然としているように見える場合であっても、それは「傷ついていない」わけではないため、適切なケアにつなげることが重要です。

このため、子ども性暴力防止法では、従事者による性暴力が行われたと認めるときは、その子どもの保護・支援のための措置を行うことが事業者には義務付けられています。被害にあった子どもが日常を取り戻し、落ち着いて、教育・保育などを受けることができるようにすることを目的として、事業者には次の取組が義務付けられています。

- ・ 被害にあった子どもと、性暴力を行った従事者との接触の回避
- ・ 事案の内容に応じた支援機関などに関する情報提供
- ・ 被害にあった子どもやその保護者からの相談への真摯な対応

4.被害にあったこどもの保護・支援の具体的対応

【支援のニーズを確認・担当者を置く】

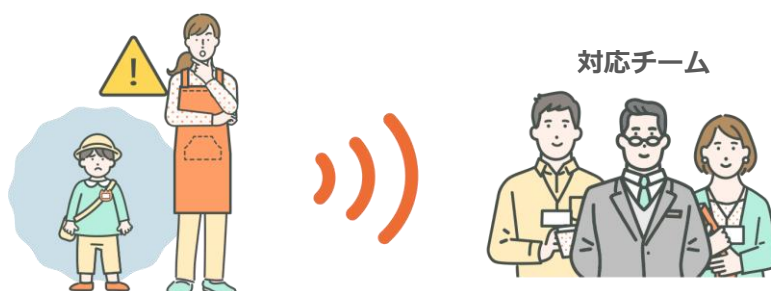
こどもと保護者に支援のニーズを確認して、具体的な支援につなげます。支援に当たっては、被害にあったこどもの担当者を置くことが重要です。被害にあったこどもの担当者は、こどもと定期的に会話する機会をつくとともに、保護者から家での様子も聞き取って、こどもの状況を把握します。

【こどもに変化がないかどうか様子を見守る】

初期対応は、こどものその後の回復に大きく影響を与えます。また、性暴力被害そのものや、性被害を思い起こさせる状況・人・物などによって、心身のトラウマ症状を示す場合があります。こうしたことを理解した上で、こどもに変化がないかどうか様子を見守ります。

また、転校・卒業する場合は、こどもや保護者の同意を得て、次の所属先に支援の必要性や内容などの情報を引き継ぐことが重要です。被害にあったこどもに気になる点がある場合や、状況の悪化が懸念される場合は、速やかに対応チームや、被害にあったこどもの担当者に報告し、迅速な対応につなげましょう。

気になる点や状況の悪化が懸念される場合 速やかに**対応チーム**または**担当者に報告**



【保護者に寄り添う】

こどもが性暴力被害にあうと、その保護者も傷つくこととなりますが、こどもの回復に向けては、保護者のこどもへの関わりが大きく影響します。保護者の怒りや不安を受け止め、気持ちに寄り添い、信頼関係を築くことが重要です。また、こどものプライバシーを保護し、二次被害を防止するため、うわさが発生したり、うわさが拡がったりしないように対策しましょう。

(被害を知ることや保護者に、口頭、SNS問わず、その情報を漏らさないよう注意喚起するなど)

5.関係者への対応・支援

■ 関係者への対応・支援

被害者以外の子どもや、その保護者への支援を行う際には、被害にあった子どものプライバシーを保護するために、うわさの発生・拡散が起こらないよう、情報管理を行うことが重要となります。

【被害者以外の子どもたちの支援】

最初に被害が発覚した子ども以外にも、被害にあった子どもがいるかもしれないことや、先生たちの変化などにより、何かがあったことを察して、子どもたちが動揺する可能性があることを念頭に置き、

- ・ 子どもの思いに寄り添う
- ・ 子どもの気持ちに耳を傾け、気持ちを落ち着かせる手助けをする
- ・ 不安を感じたときの相談先を伝える

などを行うことも重要です。

第7章 安全確保措置 5.調査を踏まえた対応

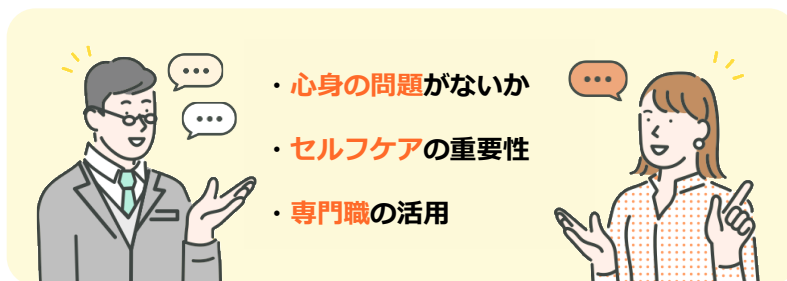
5.関係者への対応・支援

■ 関係する従事者の支援

- ・ 対応チームのメンバーにも、事案対応によるストレスから、不眠やイライラなどの心身の不調が生じる可能性がある
- ・ 事案対応を直接行うメンバーではなくとも、保護者からの批判や第三者からの心ない言葉により、精神的苦痛を受ける可能性がある
- ・ 性暴力を防げなかったという自責の念や無力感を感じ、離職につながる事例もある

事業者の皆さんは、従事者の心身に問題がないかを確認し、セルフケアの重要性を伝えることや、専門職による心理ケアを、従事者に受けてもらうことが有効です。

心理的ケアが有効



【事実の有無を評価することが難しい場合】

性暴力や不適切な行為の事実の有無を評価することが難しい場合は、うわさなどによって、特定の従事者や子どもが不利益を受けないよう、関係者の人権や尊厳、メンタルヘルスに特に配慮した対応が求められます。事実があると判断されなかった行為を理由として、懲罰的な対応を行うことはできません。

一方で、行為が行われなかったとも判断できない以上は、事業者として、性暴力や不適切な行為の疑いが生じたことは重く受け止め、その後のクラス決め、指導や介助の担当決めといった際、両者の接触を極力避けるなど、子どもの心身の安全や安心感に十分配慮し、教育・保育などの場がその子どもにとって安全・安心な居場所となるように、事業運営を行いましょう。

第7章 安全確保措置 5.調査を踏まえた対応

5.関係者への対応・支援

■ 再発防止策の検討・実行

事業者が再発防止策を検討するに当たっては、個別の事案の原因を踏まえるだけでなく、こどもへの性暴力や不適切な行為の未然防止・早期発見に向けて、どのように組織文化や体制を改善できるか、という観点で検討しましょう。

再発防止策の検討体制については、組織内のメンバーだけでなく、外部有識者の助言などを受けることも有効です。



外部有権者の助言を受けることも有効

本章で学んだこと

1. 方針決定
2. 加害者への防止措置
3. 被害にあったこどもの保護・支援
4. 被害にあったこどもの保護・支援の具体的対応
5. 関係者への対応・支援

この章で学んだことをおさらいするための確認テストをご用意していますので、振り返りをしてみましょう。

第8章 犯罪事実確認



犯罪事実確認は、現職者を含め、こどもと接する業務に従事する全ての方に行うことが必要です。皆さんが手続を正確かつ円滑に進めるためにも、犯罪事実確認がどのような手順で行われるのか、またその際の留意点や必要な対応について理解しましょう。

本章で学ぶこと

1. 犯罪事実確認のフローと手続の流れ
2. 犯罪事実確認の期限など
3. 「いとま特例」
4. 犯罪事実確認に関する留意点や必要な対応

1. 犯罪事実確認のフローと手続の流れ

■ 犯罪事実確認とは

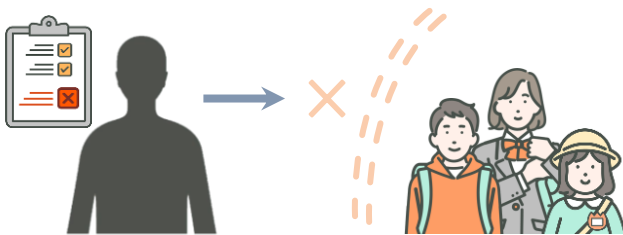
犯罪事実確認とは、性暴力の防止のため、事業者が対象となる従事者（※1）の性犯罪歴（※2）について、こども家庭庁を通じて確認する取組です。確認の結果、性犯罪歴があった場合、事業者は性暴力が行われる「おそれ」があるとの判断のもと、その従事者をこどもと接する業務に就かせないようにします。

※1 ボランティアや実習生であっても、要件を満たす場合には犯罪事実確認の対象となります。

詳細は、ガイドライン「Ⅲ.対象事業・対象業務」の6および8をご参照ください。

※2 「性犯罪歴」＝「特定性犯罪の前科」のことをいいます。

・ 「性犯罪歴」の有無の確認結果

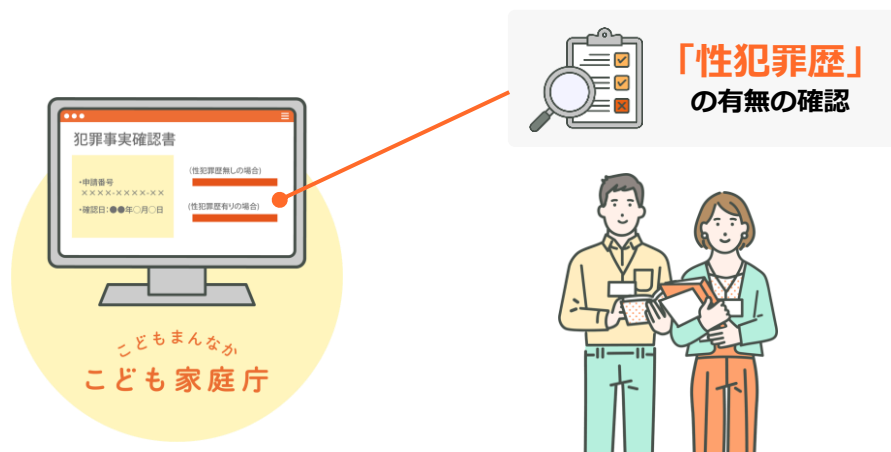


こどもへの性暴力
が行われる

『おそれ』

こどもと接する業務に
就かせないようにする

犯罪事実確認は、従事者の性犯罪歴の有無について記載された「犯罪事実確認書」の内容を確認することで行います。これは、事業者の申請によりこども家庭庁から交付されます。



犯罪事実確認書の様式（ア）特定性犯罪事実該当者であると認められない場合

（表面）

様式第1号（第34条関係）

文 書 番 号
年 月 日

犯罪事実確認書

殿

こども家庭庁長官

令和 年 月 日付けで交付申請のあった犯罪事実確認書について、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第35条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付します。

記

1. 申請番号
2. 確認日
3. 特定性犯罪事実該当者の該当性
上記申請番号に係る申請従事者は、特定性犯罪事実該当者であると

※ 裏面の注意をよく読んでください。

（裏面）

注 意

1. 犯罪事実確認実施者等及び認定事業者等は、犯罪事実確認書及び犯罪事実確認書に記載された情報に係る記録（以下「犯罪事実確認記録等」という。）を適正に管理しなければなりません（法第14条、第27条第1項）。このため、犯罪事実確認実施者等及び認定事業者等は、犯罪事実確認記録等の管理責任者の設置、情報管理規程の策定及び当該規程を適切に遵守することが必要です（法第11条、第20条第1項第6号）。
2. 犯罪事実確認実施者等及び認定事業者等は、次に掲げる場合を除き、犯罪事実確認記録等を犯罪事実確認若しくは防止措置（法第6条の措置及び法第20条第1項第4号イの防止措置をいう。以下同じ。）を実施する目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはなりません（法第12条、第26条第7項、第27条第2項）。
 - （1） 都道府県教育委員会と市町村教育委員会との間（県費負担教職員の場合）、学校設置者等と施設等運営者との間又は共同認定を受けた民間教育保育等事業者と事業運営者との間で、防止措置の実施に必要な限度において提供する場合
 - （2） 訴訟手続その他の裁判所における手続又は刑事事件の捜査のために提供する場合
 - （3） 情報公開・個人情報保護審査会の求めに応じて提示する場合
 - （4） 法や児童福祉法等の規定に基づき、報告徴収・立入検査等に応じる場合
3. 犯罪事実確認実施者等及び認定事業者等は、次に掲げる事態が生じたときは、直ちにその旨をこども家庭庁に報告しなければなりません（法第13条、第27条第2項）。
 - （1） 犯罪事実確認記録等（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。）の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - （2） 犯罪事実確認記録等が法第12条（法第27条第2項において準用する場合を含む。）に違反して第三者に提供され、又は提供されたおそれがある事態
 - （3） 特定性犯罪事実関連情報（犯罪事実確認の結果、特定性犯罪事実該当者であることが確認された者について、防止措置を実施するに当たって当該者から取得した特定性犯罪事実に関するより詳しい情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。）をいう。）の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態（（1）に定めるものを除く。）
4. 犯罪事実確認書受領者等は、次に掲げる日から起算して30日を経過する日までに、犯罪事実確認書の犯罪事実確認記録等を廃棄し及び消去しなければなりません（法第38条）。これに違反して犯罪事実確認書の廃棄又は犯罪事実確認記録の消去をしなかったときは、当該違反行為をした者は、50万円以下の罰金に処されます（法第46条第3号）。
 - （1） 犯罪事実確認書に記載された確認日から起算して5年を経過した日の属する年度の末日
 - （2） 犯罪事実確認に係る申請従事者が離職したときは、離職の日
 - （3） 犯罪事実確認書受領者等が犯罪事実確認に係る申請従事者を任命せず、又は雇用しなかったときは、従事予定日として当該申請従事者の犯罪事実確認書の申請書に記載した日（当該犯罪事実確認書の交付の日が当該従事予定日より遅いときは、当該交付の日）
 - （4） 学校設置者等、施設等運営者又は認定事業者等のいずれにも該当しなくなったときは、その日
5. 犯罪事実確認書受領者等（法人の場合はその役員）、職員、従業者又はこれらであった者は、その業務に関して知り得た犯罪事実確認書に記載された情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供したときは、2年以下の拘禁若しくは100万円以下の罰金に処され、又はこれを併科されます（法第43条）。
6. 犯罪事実確認実施者等（国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人及びこれに対応する施設等運営者を除く。）及び認定事業者等は法令の定めに従って帳簿を備えなければなりません（法第15条第1項、第28条第1項）。これに違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったときは50万円以下の罰金に処されます（法第46条第1号）。

※ 犯罪事実確認記録等の適正な管理等に関する注意書きを記載。

犯罪事実確認書の様式（イ）特定性犯罪事実該当者であると認められる場合

（表面）

様式第1号（第34条関係）

文 書 番 号
年 月 日

犯罪事実確認書

殿

こども家庭庁長官

令和 年 月 日付けで交付申請のあった犯罪事実確認書について、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第35条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付します。

記

（裏面）

1. 申請番号
 2. 確認日
 3. 特定性犯罪事実該当者の該当性
 - (1) 上記申請番号に係る申請従事者は、特定性犯罪事実該当者である
 - (2) 特定性犯罪事実該当者の区分
 - (3) 特定性犯罪の裁判が確定した日
- ※ 裏面の注意をよく読んでください。

注 意

1. 犯罪事実確認実施者等及び認定事業者等は、犯罪事実確認書及び犯罪事実確認書に記載された情報に係る記録（以下「犯罪事実確認記録等」という。）を適正に管理しなければなりません（法第14条、第27条第1項）。このため、犯罪事実確認実施者等及び認定事業者等は、犯罪事実確認記録等の管理責任者の設置、情報管理規程の策定及び当該規程を適切に遵守することが必要です（法第11条、第20条第1項第6号）。
2. 犯罪事実確認実施者等及び認定事業者等は、次に掲げる場合を除き、犯罪事実確認記録等を犯罪事実確認若しくは防止措置（法第6条の措置及び法第20条第1項第4号イの防止措置をいう。以下同じ。）を実施する目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはなりません（法第12条、第26条第7項、第27条第2項）。
 - (1) 都道府県教育委員会と市町村教育委員会との間（県費負担教職員の場合）、学校設置者等と施設等運営者との間又は共同認定を受けた民間教育保育等事業者と事業運営者との間で、防止措置の実施に必要な限度において提供する場合
 - (2) 訴訟手続その他の裁判所における手続又は刑事事件の捜査のために提供する場合
 - (3) 情報公開・個人情報保護審査会の求めに応じて提示する場合
 - (4) 法や児童福祉法等の規定に基づき、報告徴収、立入検査等に応じる場合
3. 犯罪事実確認実施者等及び認定事業者等は、次に掲げる事象が生じたときは、直ちにその旨をこども家庭庁に報告しなければなりません（法第13条、第27条第2項）。
 - (1) 犯罪事実確認記録等（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。）の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事象
 - (2) 犯罪事実確認記録等が法第12条（法第27条第2項において準用する場合を含む。）に違反して第三者に提供され、又は提供されたおそれがある事象
 - (3) 特定性犯罪事実関連情報（犯罪事実確認の結果、特定性犯罪事実該当者であることが確認された者について、防止措置を実施するに当たって当該者から取得した特定性犯罪事実に関するより詳しい情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。）をいう。）の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事象（(1)に定めるものを除く。）
4. 犯罪事実確認書受領者等は、次に掲げる日から起算して30日を経過する日までに、犯罪事実確認書の犯罪事実確認記録等を廃棄し及び消去しなければなりません（法第38条）。これに違反して犯罪事実確認書の廃棄又は犯罪事実確認記録の消去をしなかったときは、当該違反行為をした者は、50万円以下の罰金に処されます（法第46条第3号）。
 - (1) 犯罪事実確認書に記載された確認日から起算して5年を経過した日の属する年度の末日
 - (2) 犯罪事実確認に係る申請従事者が離職したときは、離職の日
 - (3) 犯罪事実確認書受領者等が犯罪事実確認に係る申請従事者を任命せず、又は雇用しなかったときは、従事予定日として当該申請従事者の犯罪事実確認書の申請書に記載した日（当該犯罪事実確認書の交付の日が当該従事予定日より遅いときは、当該交付の日）
 - (4) 学校設置者等、施設等運営者又は認定事業者等のいずれにも該当しなくなったときは、その日
5. 犯罪事実確認書受領者等（法人の場合はその役員）、職員、従業者又はこれらであった者は、その業務に関して知り得た犯罪事実確認書に記載された情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはなりません（法第39条）。これに違反したときは、1年以下の拘禁刑若しくは50万円以下の罰金に処され、又はこれを併科されます（法第45条第2項）。また、その業務に関して知り得た犯罪事実確認書に記載された情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供したときは、2年以下の拘禁刑若しくは100万円以下の罰金に処され、又はこれを併科されます（法第43条）。
6. 犯罪事実確認実施者等（国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人及びこれに対応する施設等運営者を除く。）及び認定事業者等は法令の定めに従って帳簿を備えなければなりません（法第15条第1項、第28条第1項）。これに違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったときは50万円以下の罰金に処されます（法第46条第1号）。

※ 犯罪事実確認記録等の適正な管理等に関する注意書きを記載。

■ 特定性犯罪とは

不同意性交、不同意わいせつ、児童買春、児童ポルノ所持、盗撮などの法で定める一般的な性犯罪を指します。これらの犯罪が大人に対して行われた場合も、確認の対象となります。

【特定性犯罪の例】

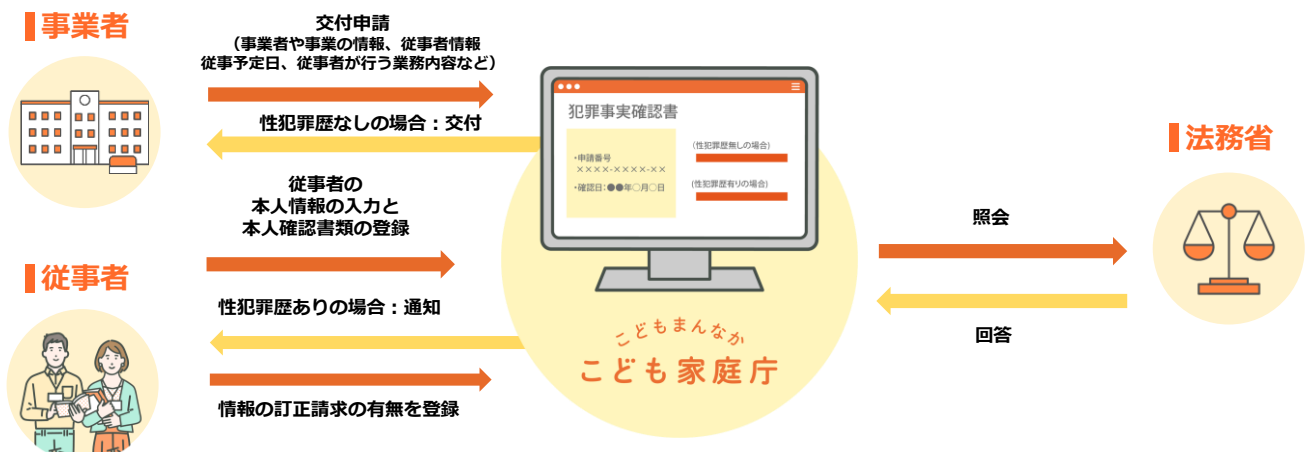
- ・ 不同意性交
- ・ 不同意わいせつ
- ・ 児童買春
- ・ 児童ポルノ所持
- ・ 盗撮
- ・ 痴漢
- ・ 未成年淫行

…など

※特定性犯罪の詳細については本資料「第1章 こども性暴力防止法の概要」の「特定性犯罪の一覧」をご参照ください。

■ 犯罪事実確認のフローと手続

1. 犯罪事実確認書の交付申請は、**事業者がこども家庭庁に行います。**申請に当たっては、事業者からの申請だけでなく、**従事者から直接、こども家庭庁に本人確認書類を提出いただくことも必要**になります。
2. 交付申請を受けたこども家庭庁は法務省に照会を行い、その結果を記載した「犯罪事実確認書」を、こども家庭庁から事業者に交付します。
3. 性犯罪歴がある場合には**事業者に交付する前に、従事者に通知**を行います。
誤って性犯罪歴ありとなってしまう場合は、**従事者本人から訂正請求**をすることができます。



犯罪事実確認書には氏名などの個人が特定できる情報は記載されません。申請を行う際に付与される申請番号と照らし合わせることで、従事者とひも付けられます。また、犯罪事実確認書は、こども性暴力防止法の施行のためにこども家庭庁が新たに開発・提供する、こまもろうシステムでの画面閲覧のみ可能です。

また、これらの手続は、原則としてこまもろうシステム上で行われます。事業者向け行政サービスにログインするための共通認証システムである「GビズID」の取得も必要となります。

※ 「GビズID」については以下のURL・QRコード先のデジタル庁「GビズID」特設サイトをご参照ください。

GビズIDの取得は
こちらから
<https://gbiz-id.go.jp/top/>



※オンラインであれば最短即日で取得できます



こどもまんなか
こども家庭庁

■ 事業者が提出する申請書記載事項・添付書類

申請書には、下記の記載が必要です。

- ・ 事業者や事業の情報
- ・ 従事者情報
- ・ 従事者が行う業務内容
- ・ 従事者の対象業務への従事予定日

…など

また、添付資料として、雇用契約書の写しや内定通知書などの、従事者を対象業務に従事させることを証明する書類が必要です。申請書類に不備や漏れが生じないように、丁寧に進めましょう。

- 事業者や事業の情報
 - 従事者情報
 - 従事者が行う業務内容
 - 従事者の対象業務への従事予定日
- …など



雇用契約書の写し
内定通知書

…など、従事者を
従事させることを証明する書類



■ 交付申請に必要な書類（対象事業者提出分）

犯罪事実確認書の交付申請に当たり、犯罪事実確認書の交付を受けようとする対象事業者は、次のアからシまでに掲げる事項を記載した申請書をこども家庭庁に提出しなければならないこととされています（法第33条第3項）。

ア 対象事業者の氏名または名称および住所または所在地並びに法人にあってはその代表者の氏名
（法第33条第3項第1号）

イ 申請従事者の氏名、住所または居所、生年月日および性別（同項第2号）

ウ 申請従事者が勤務・従事する学校などまたは施設若しくは事業所の名称および所在地
（同項第3号および規則第32条第1項第3号）

エ 申請従事者が児童福祉事業または認定等事業に従事する場合はその概要
（法第33条第3項第3号）

オ 申請従事者が行う業務の内容（同項第4号）

カ 申請従事者の対象業務への従事予定日（同項第5号）

キ 交付申請が共同で行われる場合にあっては、交付申請をした者のうち犯罪事実確認書の送付を受ける者（同項第6号）

ク 申請従事者の区分など（こども性暴力防止法施行規則第32条第1項第1号および第2号）
（ア）新規従事者（いとま特例が適用される場合には、やむを得ない事情および必要な措置の内容）
（イ）施行時現職者
（ウ）認定時現職者
（エ）再確認者（5年ごと）

ケ いとま特例の適用により、交付申請時に既に対象業務に従事を開始している者にあっては、従事開始年月日（同項第4号）

コ 法第9条の規定に基づく県費負担教職員（※）などの申請である場合は、その旨（同項第5号）

サ Gビズ ID（同項第6号）

シ 交付申請が電子情報処理組織を使用しないで行われる場合にあっては、犯罪事実確認書を送付する名宛人の氏名（同項第7号）

※ 市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校または同法第2条に規定する高等学校で定時制の課程を置くものの教員などであって、同法の規定により都道府県がその給与を負担するものをいう。

交付申請書の添付書類

分類	添付書類
新規採用（民間）	内定通知書の写し ※ いとま特例により従事開始後に確認する場合は、内定通知書の写し、雇用契約書または労働条件通知書の写し
現職者（民間）	雇用契約書または労働条件通知書の写し
新規採用（公務員）	内定通知若しくはこれに類する本人への通知書類の写しまたは内定先の行政機関が保有するいわゆる「内定者リスト」などの写し
現職者（公務員）	辞令などの写しまたは従事先の行政機関が保有するいわゆる「任用者リスト」などの写し
派遣労働者	派遣元事業主・派遣先間の労働者派遣契約書の写し 労働者派遣をするときの派遣先に対する通知書（派遣労働者の氏名などを記載したもの）の写し
請負労働者	発注者・請負事業主間の請負契約書の写し 請負事業主から発注者へ交付された対象となる請負労働者の氏名などを記載した書面の写し
個人業務受託者	業務委託に係る契約書などの写し
ボランティア	ボランティア契約書などの写し

※いずれの場合も、該当する書類がない場合または滅失した場合には、対象業務に従事することに対象事業者と申請従事者の両者が合意したことが分かる書類（両者の署名などがあるもの）の提出が必要。

※複数人の対象業務従事者の犯罪事実確認を一度に行う場合は、当該複数従事者に係る個々の証明書類を1つのファイルにまとめて提出することが可能。

2. 犯罪事実確認の期限など

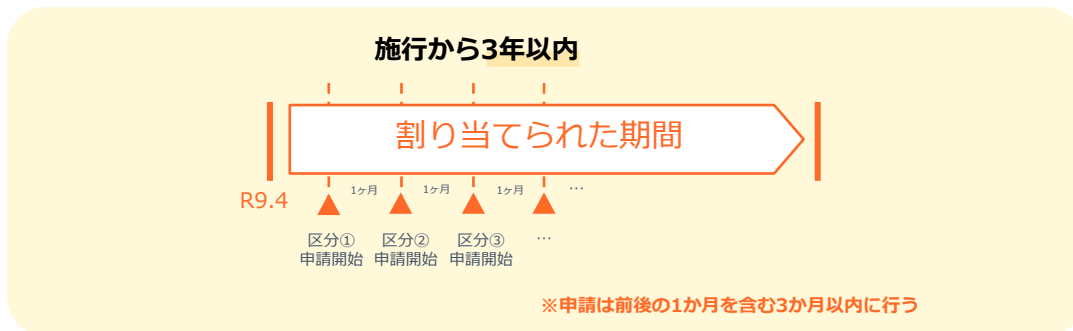
■ 犯罪事実確認の期限

犯罪事実確認の期限については、次の通りです。

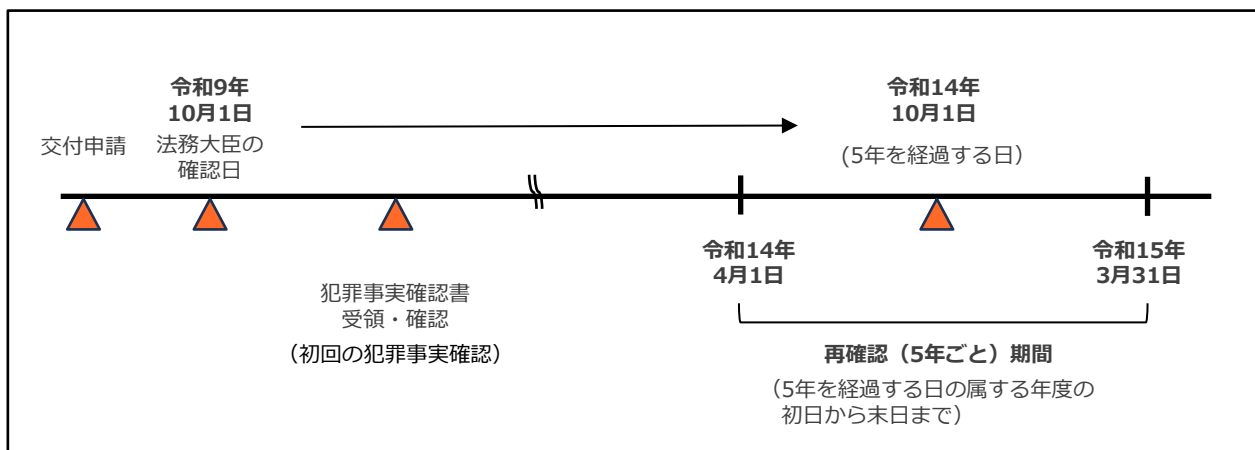
対象者	期限
新規採用・異動により新たに対象業務に従事する場合	従事を開始するまで
こども性暴力防止法が施行された時点で、義務対象事業に従事・内定している場合	施行の日から 3年以内
認定を受けた時点で、認定対象事業に従事・内定している場合	認定の日から 1年以内
犯罪事実確認をした従事者が対象業務に継続して従事している場合	5年ごと

■ 義務対象事業の施行時現職者の犯罪事実確認の申請時期

義務対象事業の従事者のうち施行時現職者の犯罪事実確認については、令和9年4月以降に開始します。申請数が非常に多くなることが見込まれるため、地域や施設ごとに、申請する月を割り当て、前後の1か月を含めた3か月の間に申請していただきます。



5年ごとの再確認の期間の例



■ 犯罪事実確認の手続きに必要な標準期間

犯罪事実確認の申請をしてから確認を完了するまでに必要な標準期間については、日本国籍の対象従事者の場合は2週間から1か月、外国籍の対象従事者の場合は1か月から2か月とされています。



日本国籍の対象従事者

2週間から1か月



外国籍の対象従事者

1か月から2か月

所要期間は以下の状況によって変動します。



- ・ 対象従事者の性犯罪歴の有無
- ・ 対象従事者からの訂正請求の有無 ……などです。

期間は対象従事者の性犯罪歴の有無、対象従事者からの訂正請求の有無によって異なります。申請を行う際には十分な時間を確保して行いましょう。

3. 「いとま特例」

■いとま特例とは

一定の要件を満たす場合には、特例的に、犯罪事実確認を行う前に従事を開始することが可能であり、これを「いとま特例」と呼んでいます。いとま特例は「やむを得ない事情により犯罪事実確認を行ういとまがない場合であって、直ちにその従事者に対象業務を行わせなければ事業の運営に著しい支障が生ずるとき」に適用されます。

やむを得ない事情の例

- 急な病欠や辞職、採用辞退などにより、代わりの方を採用し、従事させる場合
- 新設合併などにより大量の従事者について一度に犯罪事実確認が必要になった場合
- 事業者側に責任のない事情で、異動の内示が直前になった場合

「やむを得ない事情」がある場合、犯罪事実確認の期限は原則として従事し始めた日から3か月以内（※）となります。

※ 合併・分割などの例外的なケースでは最大6か月以内

※ こども性暴力防止法が施行された時点で、義務対象事業者に従事・内定している方や、認定を受けた時点で認定対象事業に従事・内定している方は「いとま特例」の対象になりません。

学校設置者等においていとま特例が適用される 「やむを得ない事情」および犯罪事実確認の期限

分類	やむを得ない事情	期限
新規採用	① 学級数の変動などによる急な増員や予見不可能な欠員などにより、短期間に教員などを採用し、業務に従事させる必要がある場合	従事開始から3月以内 (一定の要件に該当する場合は6月以内(※1))
	② ①以外の場合であって、学校設置者等の責めに帰すことのできない事情により、短期間に教員などを採用し、業務に従事させる必要がある場合	
異動	③ 教育委員会および国立大学法人間の人事交流その他の異なる事業者への異動に伴い、犯罪事実確認が必要となる場合であって、国などにおける予算編成上の制約などによって内示などの異動の決定(この表および次の表において「内示」という。)が従事開始の直前となるとき	
	④ 教育委員会の事務局から学校への異動その他の同一事業者内で対象業務以外の業務から対象業務への異動に伴い、犯罪事実確認が必要な場合であって、国等における予算編成上の制約などによって内示が従事開始の直前となるとき	
事業者間契約	⑤ 労働者派遣契約や請負契約などにに基づき教員などとして従事させようとする場合であって、当該労働者派遣契約などの締結などが学校設置者等の責めに帰すことのできない事情により、当初の想定よりも遅れたとき	
組織変更など	⑥ 現に行われている学校設置者等に係る事業について、新設合併(私立学校法(昭和24年法律第270号)、社会福祉法(昭和26年法律第45号)および会社法(平成17年法律第86号)に定めるものをいう。)、新設分割(会社法に定めるものをいう。)その他の事由により、新たに学校設置者等となる者が承継し、継続して当該事業を行うこととなる場合	従事開始から6月以内 (法定上限)
	⑦ 現に行われている学校設置者等に係る事業について、吸収合併(私立学校法、社会福祉法および会社法に定めるものをいう。)、吸収分割(会社法に定めるものをいう。)および事業譲渡その他の事由により、他の学校設置者等である者が承継し、継続して当該事業を行うこととなる場合であって、当該学校設置者等の責めに帰すことのできない事情により、短期間で教員などを業務に従事させる必要があるとき	
	⑧ 学校設置者等に係る事業を新たに行う場合であって、当該事業の許認可などが当初の想定より遅れるなどの学校設置者等の責めに帰すことのできない事情により、当該事業の許認可などから実際に当該事業の運営を開始するまでの期間が十分に確保できないとき	
その他	⑨ 学校設置者等が、教員などの従事開始までに十分な余裕をもって犯罪事実確認書の交付を申請したにもかかわらず、当該教員などの従事開始までに交付が受けられない場合	
	⑩ ①から⑨までに掲げるもののほか、災害その他こども家庭庁長官が特に必要と認める場合	

※1 ①から⑤までに該当することによりいとま特例が適用されている職員従業者について、期限(従事開始から3月)までに十分な余裕をもって犯罪事実確認書の交付を申請したにもかかわらず、当該期限までに当該交付が受けられない場合は、期限を「6月以内」とする。

※2 ⑥の「その他の事由」には、吸収合併、吸収分割および事業譲渡も含まれる。

認定事業者等においていとま特例が適用される 「やむを得ない事情」および事実確認の期限

分類	やむを得ない事情	期限
新規採用	① 予見不可能な欠員などにより、短期間に職員または従業者を採用し、業務に従事させる必要がある場合	従事開始から3月以内 (一定の要件に該当する場合は6月以内(※1))
	② ①を除く、認定事業者等の責めに帰すことのできない事情により、短期間で従事者を採用し、業務に従事させる必要がある場合	
異動	③ 異なる事業者との人事交流その他の事由による異動に伴い、犯罪事実確認が必要となる場合であって、認定事業者等の責めに帰すことのできない事情により、内示が従事開始の直前となるとき	
	④ 同一事業者内で対象業務以外の業務から対象業務への異動に伴い、犯罪事実確認が必要な場合であって、認定事業者等の責めに帰すことのできない事情により、内示が従事開始の直前となるとき	
事業者間契約	⑤ 労働者派遣契約や請負契約などに基づき教育保育等従事者として従事させようとする場合であって、当該労働者派遣契約などの締結などが認定事業者等の責めに帰すことのできない事情により、当初の想定よりも遅れ、従事開始の直前となるとき	
組織変更など	⑥ 現に行われている民間教育保育等事業について、新設合併(社会福祉法に定めるものをいう。)その他の事由により、当該事由によって新たに当該事業に係る認定事業者等となる者が承継し、継続して当該事業を行う場合	従事開始から6月以内 (法定上限)
	⑦ 現に行われている民間教育保育等事業について、吸収合併(私立学校法、社会福祉法および会社法に定めるものをいう。)、吸収分割(会社法に定めるものをいう。)および事業譲渡その他の事由により、当該事業に係る他の認定事業者等である者が承継し、継続して当該事業を行う場合であって、当該認定事業者等の責めに帰すことのできない事情により、短期間で従事者を業務に従事させる必要があるとき	
その他	⑧ 認定事業者等が、従事者の従事開始までに十分な余裕をもって犯罪事実確認書の交付を申請したにもかかわらず、当該従事者の従事開始までに交付が受けられない場合	
	⑨ ①から⑧までに掲げるもののほか、災害その他こども家庭庁長官が特に必要と認める場合	

※1 ①から⑤までに該当することにより「いとま特例」が適用されている職員または従業者について、期限(従事開始から3月)までに十分な余裕をもって犯罪事実確認書の交付を申請したにもかかわらず、当該期限までに当該交付が受けられない場合は、期限を「6月以内」とする。

※2 認定事業者等については、法第26条第3項の規定により、認定時現職者の犯罪事実確認の期限が認定などの日から起算して1年を経過する日とされれば、民間教育保育等事業者の新設や新設合併など(表中⑥を除く。)の組織変更などは同項によることとし、いとま特例の適用はしないものと整理する。

※3 ⑥の「その他の事由」には社会福祉法に基づく吸収合併も含まれる。

「やむを得ない事情」の具体的な事例

分類	やむを得ない事情
新規採用	<p>【認められる例】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 新年度の学校の入学者数や放課後児童クラブの利用者数が想定を上回ることが年度開始直前に分かり、短期間に従事者を採用し従事させる場合 • 急な病欠や辞職、採用辞退などにより、代替要員を採用し、従事させる場合 • 事件・事故が発生し、こどもの心のケアのため急遽支援職を配置する場合 • 欠員が予見されたため、採用活動を継続して行ってきたが応募者がなく、従事予定日直前や、当初の従事予定日を過ぎてから採用できた場合 <p>【認められない例】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 定年退職など、欠員が予見できたが、計画的に採用活動を行わなかった場合 • 犯罪事実確認を終えるまでの間、法人本部等でこどもと接さない業務に従事させることとしても、事業運営に著しい支障が生じない場合
異動	<p>【認められる例】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 教育委員会および国立大学法人間の人事交流で、国または地方公共団体の予算案が編成された後に、配置を確定させて内示を行うために内示が直前となった場合 • 高齢者介護と保育の両方の事業を行う事業者が、突然退職した保育事業の従事者の補充として高齢者介護事業の従事者を急遽異動させる場合 <p>【認められない例】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 内示の時期を早めることに特段の支障は無いにもかかわらず、慣行として内示は異動直前に行ってきたという理由で、従事開始直前に内示した場合
事業者間契約	<p>【認められる例】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 労働者派遣契約は締結できていたが、派遣元事業主の都合により派遣労働者の通知が遅れ、従事開始の直前になった場合 <p>【認められない例】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 契約の締結などに一定の遅れはあったものの、標準処理期間を踏まえた十分な余裕があったにもかかわらず、犯罪事実確認を行っていなかった場合
組織変更など	<p>【認められる例】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 対象事業を行う社会福祉法人Aと社会福祉法人Bの新設合併により設立された社会福祉法人Cが、当該新設合併により承継した対象事業に従事する社会福祉法人Aおよび社会福祉法人Bの多数の元従事者等について犯罪事実確認を行う場合 • 対象事業を行う社会福祉法人Aを吸収合併した社会福祉法人Bが、当該吸収合併により承継した対象事業に従事する社会福祉法人Aの多数の元従事者等について犯罪事実確認を行う場合 • 4月から事業開始するため、2月に認可を受ける予定で適切に手続を進めてきたが、認可権者から認可があったのが3月中旬であり、従事開始まで十分な期間（標準処理期間の最長期間）を確保できなかった場合 <p>【認められない例】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 吸収合併などの契約の締結日から効力発生日までに十分な期間があり、引き続き対象事業に従事することが決まっていた者について、犯罪事実確認を行う時間的余裕があるにもかかわらず実施していなかった場合
その他	<p>【認められる例】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 4月から従事開始予定の日本国籍の従事者について、2月に交付申請を行った（十分な期間（標準処理期間の最長期間）を確保して申請を行った）にもかかわらず、従事開始までに交付が受けられない場合 <p>【認められない例】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 従事者が戸籍関連情報の提出を行わなかったために手続が遅れたことにより、従事開始の1週間前に交付申請を行った（十分な期間（標準処理期間の最長期間）を確保できずに交付申請を行った）場合

■いとま特例が適用される場合に必要な措置

「いとま特例」が適用され、犯罪事実確認前に従事させる場合は、原則として、こどもと一対一にさせないことが必要です。そのほかにも、その従事者に性暴力の防止に関する研修を受講させること、こどもと一対一にならないようチェックすることなどが求められます。

また、職務の性質や緊急時であることを理由に、やむを得ずどうしても一対一になってしまう状況が生じる場合（※）の対応としては、原則として、事前に管理職などに対し、時間、場所、対象となるこども、一対一になる必要性などを報告し、終了後に完了報告を行うことが必要です。

※ 次の場合が挙げられます。それぞれのケースの詳細や必要な対応などについては、ガイドライン「VI.安全確保措置（犯罪事実確認） 2.(3)②ウ.やむを得ず一対一になる場合の対応」をご参照ください。

1. 業務の内容の性質上、一対一でなければ適切な対応ができないと判断される場合
2. 突発的な事件・事故への対応など、こどもの安全確保等のために一対一で対応せざるを得ない場合
3. 法の施行後に事業者が許認可などにより新たに義務対象事業者となる場合
であって、十分な余裕をもって許認可などの申請を行った上で、許認可などの日から運営を開始するまでに間がないとき、
が挙げられます。

それに加え、極力外部から視認性の高い場所やリモートでの実施について検討するといった措置を講じる必要があります。

4. 犯罪事実確認に関する留意点や必要な対応

犯罪事実確認についての主な留意点や必要な対応を5つご紹介します。

1. 完了時の公表
2. 情報開示
3. 本人確認書類の提出
4. 派遣労働者などの場合
5. 情報管理規程の提出

【1.完了時の公表】

認定事業者は、認定時現職者の犯罪事実確認が全て完了したときには、その旨がこども家庭庁のウェブサイトで公表されることとなっています。これは、公表によって、こどもや保護者などにとって、性暴力の防止にしっかりと取り組む事業者を選べるようにし、性暴力を防止する環境づくりにつなげるためです。

【2.情報開示】

各事業者が自らの犯罪事実確認の実施状況を外部に情報開示する際には、従事者の不利益となるうわさが生じないように、従事者単位での開示は控える必要があります。また、人数の少ない職種もあるため、職種単位ではなく事業者単位での開示が推奨されます。性犯罪歴の有無については、性犯罪歴がない場合であっても開示してはなりません。

たとえ保護者からの問合せがあっても情報を開示することはできません。違反した場合には、罰則の対象となり得ますので、情報の取扱いには細心の注意を払いましょう。

■ 犯罪事実確認の実施状況の外部への開示

犯罪事実確認の実施状況

- ・従事者単位で開示することは控える
- ・職種単位ではなく、事業者全体での状況を開示することを推奨（全員終了た／まだ全員終わっていない など）



性犯罪歴の有無

- ・いかなる場合も開示しない



保護者からの問合せがあっても開示してはいけません。

3. 本人確認書類の提出

犯罪事実確認書の交付申請は、従事者によりこまもろうシステム上で本人情報や本人確認書類の提出が完了されなければ、行うことができません。

あらかじめ、従事者に対し、犯罪事実確認の対象であること、戸籍の提出などの手続きに応じる必要があること、犯罪事実確認ができない場合は業務に就かせられないことなどを伝達しましょう。また、従事者の適切な対応を促すため、就業規則に、業務命令違反などが懲戒の対象となることを定めておきましょう。

口頭で提出を指示したものの拒否された場合には、業務命令として、提出が必要な旨を明確に伝え、書面などで指導を行い記録に残すといった対応が必要です。

従事者が必要な書類を提出しないことによって犯罪事実確認ができない場合、その従事者を対象業務に就かせてしまうと、事業者は義務違反となります。この場合、義務対象事業者であれば公表、認定事業者等であれば認定取消しなどの対象となります。

従事者には、犯罪事実確認が、法律で求められている義務であることを理解いただき、任意ではなく業務命令として必要な書類の提出を求め、書面などで指導を行い記録に残しておくとともに、それでも対応がなされない場合には、義務違反とならないよう、対象業務以外に配置転換することや、就業規則に基づき厳正に対処することが重要です。

4. 派遣労働者などの場合の対応

派遣労働者や請負事業主のもとで働く労働者については、派遣元事業主や請負事業者でなく、派遣先事業主や請負の発注者が犯罪事実確認を行う必要があります。

※ 詳細については本資料の「第9章 防止措置 3.労働法制を踏まえた留意点」やこども性暴力防止法の解説動画「防止措置」をご参照ください。

5. 情報管理規程の提出

義務対象事業者については、最初の犯罪事実確認を行うまでに性犯罪歴の記録の管理に関する措置を定めた情報管理規程を作成し、こまもろうシステムを通じてこども家庭庁に提出するなどの対応が必要となります。詳細については「情報管理措置」の動画で説明しています。

※ 詳細については本資料の「第10章 情報管理措置」やこども性暴力防止法の解説動画「情報管理措置」をご参照ください。

本章で学んだこと

1. 犯罪事実確認のフローと手続の流れ
2. 犯罪事実確認の期限など
3. 「いとま特例」
4. 犯罪事実確認に関する留意点や必要な対応

この章で学んだことをおさらいするための確認テストをご用意していますので、お取り組みください。

第9章 防止措置



従事者による性暴力が行われるおそれがあると認められたときは、その従事者をこどもと接する業務に就かせないなどの防止措置を講じることが必要です。防止措置はこどもたちの安全を守るために非常に重要な取組ですが、従事者の就業を制限する場合もあることから、トラブルにつながる可能性もあります。あらかじめ防止措置の内容や判断基準を理解し、労働法制を踏まえた対応について理解しておきましょう。

監修者

益原 大亮 TMI総合法律事務所 弁護士

こどもまんなか
こども家庭庁

2026年3月制作

本章で学ぶこと

1. 事業者が講じるべき防止措置の概要
2. 防止措置の内容
3. 労働法制を踏まえた留意点

1. 事業者が講じるべき防止措置の概要

■ 防止措置とは

防止措置とは、犯罪事実確認の結果や、事業者による調査の結果などを踏まえて、従事者によって性暴力が行われるおそれがあると認めるときに、その従事者をこどもと接する業務に就かせないなど、性暴力を防止するために必要な措置を講じることです。

■ 「性暴力が行われるおそれがあると認めるとき」

「性暴力が行われるおそれがあると認めるとき」は、犯罪事実確認の結果や、面談などにより把握した状況、こどもからの相談内容その他の事情を踏まえて事業者が判断します。

犯罪事実確認の結果
性犯罪歴(※)があったとき



性暴力の
被害の申出があったとき



調査などの結果
性暴力が行われたと
合理的に判断できるとき



調査などの結果
不適切な行為が行われたと
合理的に判断できるとき



※ 性犯罪歴とは、「特定性犯罪」の前科を指します。

※ 「おそれがあると認めるとき」を判断するための具体的な流れについては本資料「第6章 安全確保措置 4. 調査」の章や、こども性暴力防止法の解説動画「安全確保措置 4.調査」をご参照ください。

■ 性暴力につながる可能性のある不適切な行為とは

不適切な行為とは、行為そのものは「性暴力」には該当しなくとも、業務上必要な行為と言えず、その行為が継続・発展することにより性暴力につながる可能性のある行為のことです。具体的にどのような行為が不適切な行為に当たるかは、事業によって異なります。

そのため、事業者において保護者・こども・従事者とよくコミュニケーションをとりながらルール設定をしていただくこととしています。また、対象となる従事者が過度に萎縮することがないように留意し、共通認識を形成することが重要です。

※ 本資料「第2章 性暴力の防止に関する基礎」やこども性暴力防止法の解説動画「安全確保措置 性暴力の防止に関する基礎」をご参照ください。

2. 防止措置の内容

事業者が講じるべき防止措置は、「おそれ」の内容に応じ、次のような内容となります。

1. 犯罪事実確認の結果、性犯罪歴があった場合

犯罪事実確認の結果、性犯罪歴があった場合は性暴力が行われる「おそれ」があるとの判断のもと、その従事者をこどもと接する業務に就かせないこととします。具体的には、新規採用の場合は内定取消し、現職者の場合は対象業務以外への配置転換などを検討します。

2. 在籍するこどもまたはその保護者から性暴力の被害の申出があった場合

被害拡大防止のため、被害が疑われるこどもと加害が疑われる従事者の接触の回避を行います。この措置は、調査を待たずに速やかに行う必要があります。具体的には、一時的に対象業務から外し、自宅待機や別業務に就かせることが考えられます。

3. 事業者による調査の結果、性暴力が行われたと合理的に判断された場合

事業者による調査の結果、性暴力が行われたと合理的に判断された場合は、その従事者をこどもと接する業務に就かせないこととします。こどもに対する性暴力や不適切な行為を就業規則の懲戒事由として定めておくことで、円滑にこのような対応を行うことが可能となります。

4. 事業者による調査の結果、不適切な行為が行われたと合理的に判断される場合

事業者による調査の結果、こどもへの性暴力には該当しないが不適切な行為が行われたと合理的に判断される場合は、それが重大な不適切行為であれば、その従事者をこどもと接する業務に就かせないこととし、就業規則に沿った対応を行います。

一方、初回かつ比較的軽微なものであるような場合は、まずはそのような行為を繰り返さないように指導を行い、研修を改めて受講させ、注意深くその後の経過観察を行うなど、段階的な対応を行います。指導したにも関わらず同様の行為を繰り返すような場合には、就業規則に基づき、より厳格な対応を検討します。

おそれに応じた防止措置の内容

「おそれ」の内容	防止措置の内容
(ア)特定性犯罪事実該当者であった場合	<ul style="list-style-type: none"> 原則、当該教員などを対象業務に従事させない。 (例:新規採用の場合は内定取消しなど、現職者(※)の場合は対象業務以外への配置転換など)
(イ)在籍するこどもやその保護者から、特定の教員などによる児童対象性暴力等の被害の申出があった場合	<ul style="list-style-type: none"> 被害拡大防止のため、被害が疑われるこどもと加害が疑われる教員などの接触の回避を行う。 (例:一時的に対象業務から外し、自宅待機や別業務に従事させるなど)
(ウ)調査などの結果、児童対象性暴力等が行われたと合理的に判断される場合	<ul style="list-style-type: none"> 原則、当該教員などを対象業務に従事させない。 (例:懲戒事由に該当する場合には、就業規則に沿った対応を行うとともに、防止措置として不十分である場合には、対象業務以外への配置転換などを講じるなど)
(エ)調査などの結果、児童対象性暴力等には該当しないが不適切な行為が行われたと合理的に判断される場合	<ul style="list-style-type: none"> 重大な不適切な行為である場合には、(ウ)に準じた対応を行う。 初回かつ比較的軽微なものであるような場合は、まずは、当該行為を繰り返さないように指導や研修受講命令を行い、注意深くその後の経過観察を行うなど、段階的な対応を行うことも考えられるが、指導したにも関わらず、同様の行為を繰り返した場合には、(ウ)に準じてより厳格な対応を行うことが考えられる。

※ 現職者とは次に掲げる者をいう。

- ・ 施行時現職者
- ・ 法の施行の際に、学校設置者等または施設等運営者において対象業務以外の業務に従事していたが配置転換などにより対象業務に従事することとなった者
- ・ 認定時現職者
- ・ 認定などの際に、認定事業者等において対象業務以外の業務に従事していたが配置転換などにより対象業務に従事することとなった者

3. 労働法制を踏まえた留意点

ここまで見てきたように、事業者が防止措置の一環として配置転換や解雇といった雇用管理上の措置を講じる場合がありますが、この際には労働法制を踏まえた対応を行うことが必要です。

■ 内定者の場合

内定者について、犯罪事実確認の結果、性犯罪歴があった場合内定取消しを行うことが考えられますが、そのためには、内定取消しの事由として「重要な経歴の詐称」を定めておくこと、性犯罪歴の有無を内定前に本人に確認しておくこと、が重要です。本人から性犯罪歴がない旨の申告があったにもかかわらず、犯罪事実確認の結果、性犯罪歴があったときは「重要な経歴の詐称」として、内定取消しの事由に当たります。

一方で、内定前に性犯罪歴の有無を本人に確認していない場合は、「重要な経歴の詐称」に当たらないため、直ちに内定取消しを行うことに合理性や相当性が認められるとは限りません。

したがって、内定前の採用選考過程でしっかりと本人に確認しておくことが重要です。したがって、内定前の採用選考過程でしっかりと本人に確認しておくことが重要です。

内定者

犯罪事実確認の結果、性犯罪歴があった場合は・・・

本人から性犯罪歴がない旨の申告



重要な経歴の詐称

内定取消し



内定前に性犯罪歴の有無を本人に確認していない



重要な経歴の詐称

直ちに内定取消しを行うことに
合理性や相当性が
認められるとは限らない

⚠ 内定前に本人に確認

■ 現職者の場合

採用選考過程で性犯罪歴の有無を確認していない現職者について、犯罪事実確認の結果、性犯罪歴があった場合、まずは配置転換などを検討することになります。

なお、こども性暴力防止法に基づく防止措置を講じる必要があるという前提のもと、配置転換などの措置を講じることを十分に検討した上で、事業所の規模や業務の内容から、解雇以外の選択肢がないという事情があったと認められる場合には、その事情は普通解雇が有効かどうかの司法判断において重要な考慮要素になります。ただし、司法判断は、個別の事案ごとに具体的な事実関係に基づいて行われるものです。

現職者

犯罪事実確認の結果、性犯罪歴があった場合は…

内定前に性犯罪歴の有無を
本人に確認していない



まずは配置転換を検討



事業所の規模や業務内容から
解雇以外の選択肢がない

このような事情は、
司法判断において重要な考慮要素



普通解雇の有効性は
最終的には司法判断

また、従事者による性暴力や不適切な行為が行われたと合理的に判断される場合には、懲戒処分を行うことにより防止措置を講じることが考えられます。懲戒処分が有効かどうかについても、最終的には司法判断となります。そのため、懲戒処分については、懲戒の種類と事由を就業規則に定め、その就業規則を周知すること従事者に弁明の機会を与えることなど、適正な手続が取られていることが重要です。

- ・ 懲戒の種類と事由を就業規則に定め、その就業規則を周知すること
- ・ 従事者に弁明の機会を与えること

労働法制などを踏まえた留意点

雇用管理上の措置	留意点
配置転換	<ul style="list-style-type: none"> ・ 裁判例では、「就業規則に業務上の都合により労働者に転勤や配置転換を命ずることができる旨の定めがあり、勤務地や職種を限定する合意がない場合には、企業は労働者の同意なしに転勤や配置転換を命じることができる」とされている。 ・ このため、雇用契約上、明示または黙示に、勤務地限定合意や職種限定合意がある場合には、同意が必要となる(その場合、同意のない配置転換は雇用契約上の根拠を欠くものとして無効)とされている。
内定取消し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 判例では、内定取消しの有効性について、「採用内定通知書などに記載された採用内定の取消事由は、採用内定当時知ることができず、また知ることが期待できないような事実であって、これを理由として採用内定を取り消すことが解約権留保の趣旨、目的に照らして客観的に合理的と認められ、社会通念上相当として是認することができるものに限られる」としている。 ・ 内定取消事由として、「重要な経歴の詐称」を定めることは、一般的になされている。
懲戒処分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働契約法第15条では、「使用者が労働者を懲戒することができる場合において、当該懲戒が、当該懲戒に係る労働者の行為の性質及び態様その他の事情に照らして、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、当該懲戒は、無効とする。」とされている。(※) ・ 判例上、懲戒処分は、懲戒種別と懲戒事由を就業規則に定め、その就業規則を周知している場合に行うことができる。懲戒事由として、「重要な経歴の詐称」や「刑罰法規に該当する場合・企業秩序を乱した場合」などを定めることは、一般的になされている。 ・ 一方、懲戒事由に該当する場合であっても、懲戒解雇の有効性が認められるかについては、最終的に司法において、個別の事案に応じて、社会通念上の相当性に照らして判断される。
普通解雇	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働契約法第16条では、「解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。」とされており、最終的に司法において判断される(※)。 ・ 雇事由としては、一般には、企業秩序違反や適格性の欠如などがある。

※ 労働契約法（平成19年法律第128号）（抄）

（出向）

第十四条 使用者が労働者に出向を命ずることができる場合において、当該出向の命令が、その必要性、対象労働者の選定に係る事情その他の事情に照らして、その権利を濫用したものと認められる場合には、当該命令は、無効とする。

（懲戒）

第十五条 使用者が労働者を懲戒することができる場合において、当該懲戒が、当該懲戒に係る労働者の行為の性質及び態様その他の事情に照らして、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、当該懲戒は、無効とする。

（解雇）

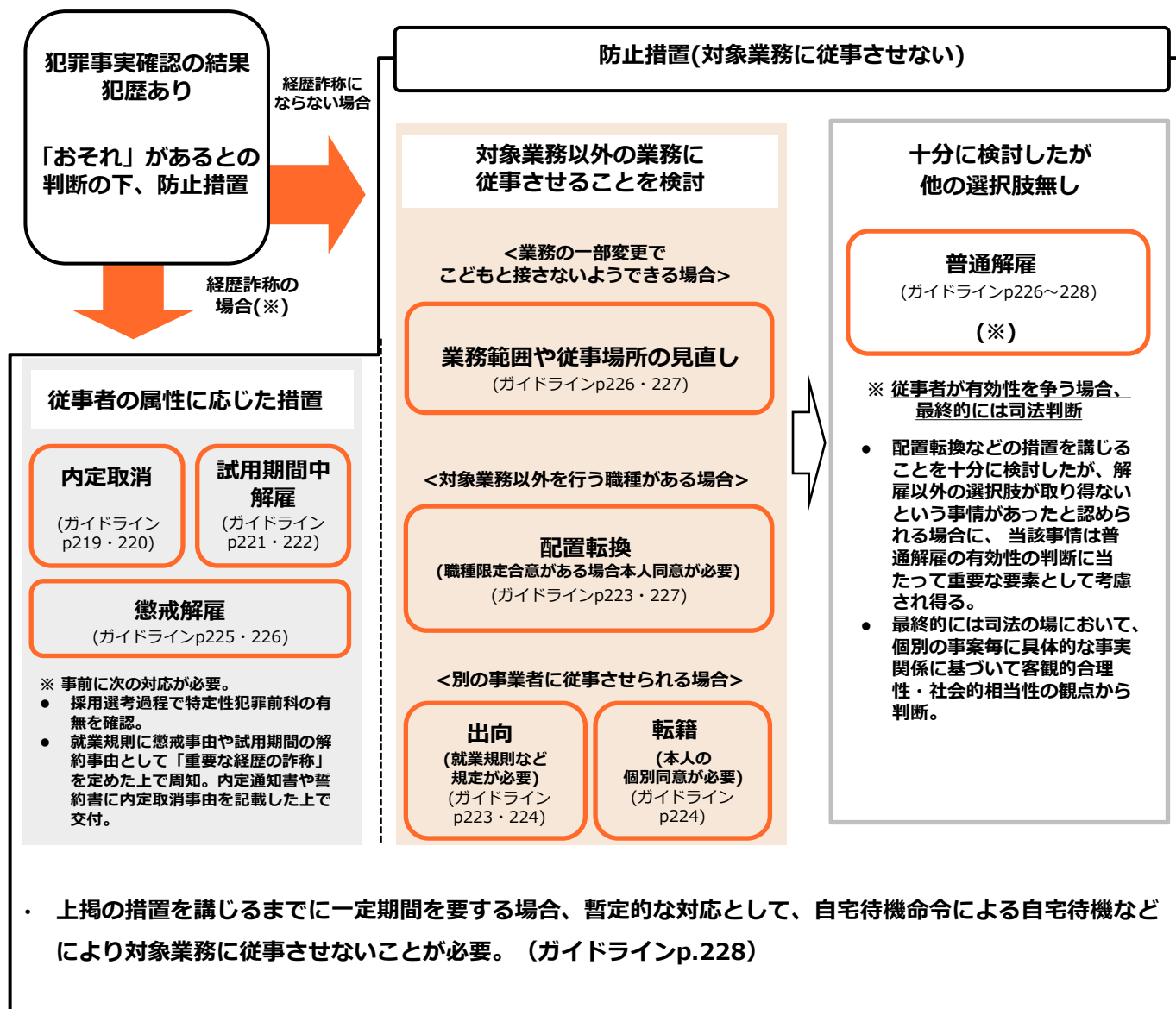
第十六条 解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。

（契約期間中の解雇等）

第十七条 使用者は、期間の定めのある労働契約（以下この章において「有期労働契約」という。）について、やむを得ない事由がある場合でなければ、その契約期間が満了するまでの間において、労働者を解雇することができない。

2（略）

特定性犯罪事実該当者について防止措置を講じる場合の対応



※ 詳細はガイドライン「Ⅶ.安全確保措置（防止措置）2.(2)児童対象性暴力等が行われる「おそれ」の判断プロセス」をご参照ください。

コラム 防止措置の濫用の防止

■ガイドライン「Ⅶ.安全確保措置（防止措置） 4.防止措置の濫用の防止」より

- ・ こどもやその保護者から児童対象性暴力などの被害の申出があったことなどにより、一時的に接触回避などの措置を講じたものの、調査により疑いが晴れた対象業務従事者について、当該従事者の職場復帰などに当たって偏見などが生じないような配慮が必要
- ・ 具体的には、例えば、対象業務従事者を自宅待機させ調査などを行う場合には、自宅待機の理由などについては調査の時点から必要最小限の者の間でのみ情報を共有するなど、うわさなどによって特定の従事者が不利益を被らないようにすることが重要
- ・ また、労使間でトラブルが生じたような場合には、都道府県労働局などに設置されている相談窓口（総合労働相談コーナー）や都道府県労働局長による助言・指導、紛争調整委員会によるあっせんなどを活用できる
- ・ なお、事実関係に争いがある中で処分を行い、裁判などになった場合には、事実確認のプロセスなどが適切に踏まれていたか否かも評価されることとなるため、ガイドラインを踏まえた適切なプロセスを踏むことが重要

コラム 内定辞退者への偏見防止

■ガイドライン「Ⅶ.安全確保措置（防止措置） 6.内定辞退者への偏見防止」より

- ・ 採用内定者が内定を辞退した場合、内定辞退後にその者の採用を検討する他の事業者にとっては、これが犯罪事実確認の結果に起因するものであるか否かが判別できない
 - ・ 当該者が偏見により就労を妨げられることがないよう、事業者は、次の①から③までに掲げる事項に留意する必要がある
1. 内定辞退者の犯罪事実確認記録等の適正な取扱い
 2. 内定辞退に係る個人情報の適正な取り扱い
 3. 内定辞退には様々な事由があること

■ 必要な対応

事業者は、労働者とのトラブルを防止するため、あらかじめ、次のような対応を行う必要があります。

事業者があらかじめ行うべきこと

- ・ 採用募集要項の採用条件に性犯罪歴がないことを明示する
- ・ 内定通知書などに内定取消しの事由として、「重要な経歴の詐称」を定める
- ・ 求職者に対して内定前に、履歴書、誓約書などで性犯罪歴の有無を明示的に確認する
- ・ 内定取消し事由などについて求職者や従事者に伝達すること

また、就業規則には、次のような内容を定めておくことが重要です。

就業規則に定めておくべきこと

- ・ 犯罪事実確認の対象となる従事者の範囲
- ・ 性暴力や不適切な行為の範囲
- ・ 従事者には犯罪事実確認の手続に応じる義務があること。
- ・ 試用期間中の解約の事由として、「重要な経歴の詐称」を定めること。
- ・ 必要な懲戒処分の事由を定めること。

具体的には…

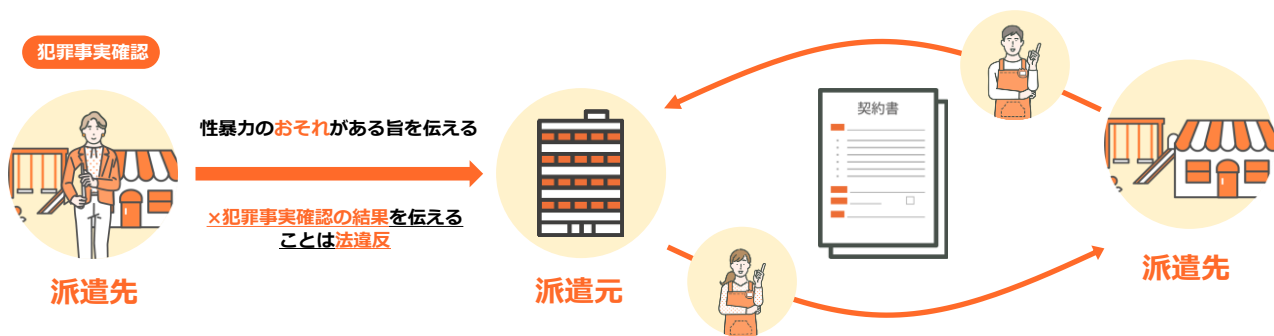
- ・ 「重要な経歴の詐称」があった場合
- ・ 法令に違反し、刑罰を受けた場合
- ・ 企業の秩序を乱した場合
- ・ 正当な理由なく業務上の指示や命令に従わなかった場合
- ・ 性暴力や不適切な行為を行った場合

その上で、従事者に対してあらかじめ、就業規則の内容を周知しておくことが必要です。

■ 派遣労働者などの場合

従事者が派遣労働者や請負事業主のもとで働く労働者である場合も、派遣先や請負の発注者である事業者が、犯罪事実確認や防止措置などの安全確保措置を行う義務を負うことになります。犯罪事実確認の結果、性犯罪歴があることが分かった場合、犯罪事実確認の結果そのものを派遣元の事業者や請負事業者に対して伝えることは法違反となります。

このため、派遣元などに性暴力のおそれがある旨を伝え、労働者派遣契約や請負契約に基づき、労働者の変更や見直しを求めます。あらかじめ労働者派遣契約や請負契約に性暴力のおそれがあると派遣先などが認めたときには労働者の変更などを求めることができる旨(※)を定めておくことが重要です。



※ 規定の例

・ 労働者派遣契約の場合

「派遣労働者について、こども性暴力防止法第6条に規定する児童対象性暴力等が行われるおそれがあると派遣先が認めたときは、派遣元事業主に対し、派遣先の選択において当該派遣労働者の変更または当該派遣労働者の従事する業務の変更を求めることができる」旨の規定

・ 請負契約の場合

「委託業務に従事する者について、こども性暴力防止法第6条に規定する児童対象性暴力等が行われるおそれがあると学校設置者等が認めたときは、学校設置者等は請負事業主にその旨を伝え、請負事業主は当該者に委託業務に従事させないようにしなければならない」旨の規定

・ 個人業務受託者の場合

「こども性暴力防止法第6条に規定する児童対象性暴力等が行われるおそれがあると業務委託者が認めたこと」を業務委託に係る契約解除事由として規定

本章で学んだこと

1. 事業者が講じるべき防止措置の概要
2. 防止措置の内容
3. 労働法制を踏まえた留意点

この章で学んだことをおさらいするための確認テストをご用意していますので、お取り組みください。

第10章 情報管理措置



子ども性暴力防止法により、事業者は従事者の性犯罪歴という、取扱いに細心の注意が必要な情報を扱うこととなります。こうした情報の漏えいなどが発生すれば、深刻な人権侵害につながる可能性があります。このため、情報管理は決して軽視してはならず、厳格に行うことが求められます。子ども性暴力防止法で事業者の皆さんに求められる情報管理措置について学びましょう。

監修者

板倉 陽一郎 ひかり総合法律事務所 パートナー弁護士
吉岡 良平 株式会社ラック サイバー・グリッド・ジャパン
ICT利用環境啓発支援室 シニア・フェロー
(五十音順、敬称略)

第10章 情報管理措置

こども性暴力防止法により、従事者の性犯罪歴という、取扱いに細心の注意が必要な情報が扱われることになります。こうした情報の漏えいなどが発生すれば、

- 職場内での人間関係が損なわれる
- 性犯罪歴に関する情報が拡散され、その従事者が過剰な批判にさらされる
- 事実とは異なる噂話が流布され、地域の人から差別を受けたり、再就職に影響したりなど、業務や社会生活に支障が出る

など深刻な人権侵害につながる可能性があります。

このため、情報管理は決して軽視してはならず、厳格に行うことが求められます。こども性暴力防止法で事業者の皆さんに求められる情報管理措置について学びましょう。

本章で学ぶこと

1. 情報管理措置の全体像
2. 情報管理措置の内容
3. 漏えいなどへの対応
4. ケーススタディ
5. 罰則

第10章 情報管理措置

■この章の対象

この章は、性犯罪歴の記録の取扱いに関する責任者、管理に関する担当者、その他性犯罪歴の記録を取り扱う方を対象としています。

■情報管理の対象

こども性暴力防止法において情報管理の対象となる「性犯罪歴の記録(※1)」とは、次のものを指します。

※1 こども性暴力防止法上は「犯罪事実確認記録等」といいます。

- ・ こども家庭庁から交付される犯罪事実確認書
- ・ 犯罪事実確認書に記載された情報を転記したもの
- ・ 性犯罪歴の有無など、犯罪事実確認書の一部の内容を転記したもの
- ・ 性犯罪歴の有無を示唆する情報(※2)

※2 性犯罪歴の有無を「白」「黒」と表現するなど



- ・ 性犯罪歴がない旨の情報であっても情報管理の対象となることに注意が必要です。
- ・ 性犯罪歴のある従事者から人事面談などを通じて聴き取った情報(※3)は、同じように厳格な取扱いが求められます。

※3 こども性暴力防止法上は「特定性犯罪事実関連情報」といいます。

第10章 情報管理措置

■ポイント

この章を通じて、皆さんに学んでいただきたいポイントは次の6点です。

1. 性犯罪歴の記録の取扱いには細心の注意が求められること
2. 性犯罪歴の記録を取り扱う人は必要最小限とすること
3. 原則として取得した犯罪事実確認書の情報は記録に残さず、こまもろうシステム上の閲覧にとどめるべきこと
4. 適切な情報管理のためには、平時からの情報管理体制の構築や情報管理規程の整備が必要であり、漏えい時には直ちにこども家庭庁への報告が求められること
5. 不適切な情報の取扱いがあった場合には、罰則の対象となる可能性や民事上の損害賠償を求められる可能性があること
6. 制度に関わる一人ひとりが正しく情報を扱い、仮に漏えいなどのおそれがあった場合には被害の拡大を防ぐために適切な行動をとること

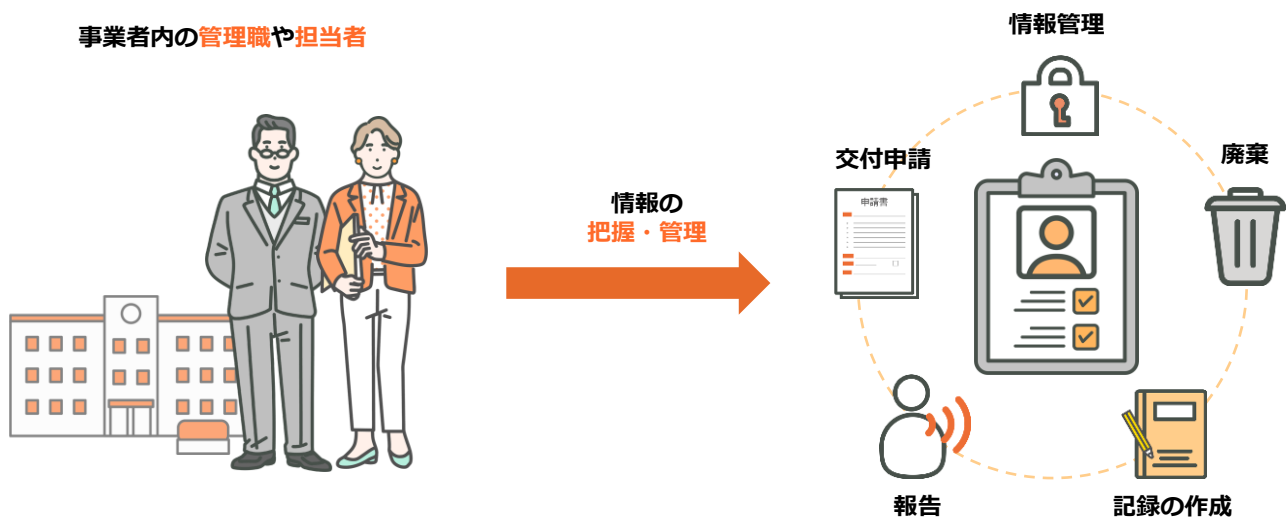
1. 情報管理措置の全体像

■ 事業者求められる情報管理措置

事業者には情報管理措置として、4つの対応が求められます。

1. 性犯罪歴の記録を、適正に管理すること
2. 性犯罪歴の記録を、目的外利用することや、第三者に提供することの禁止
3. 性犯罪歴の記録が漏えいした場合に、こども家庭庁に報告すること
4. 性犯罪歴の記録を適切に廃棄・消去すること

犯罪事実確認書の交付申請手続や、情報の管理、廃棄、記録の作成、こども家庭庁への報告などは、事業者内で選任された責任者や担当者が行います。具体的な手順や留意点について、本解説を通じてよく理解しておきましょう。



2. 情報管理措置の内容

性犯罪歴の記録を適正に管理するためには

- 各事業者において、必要な措置が盛り込まれた情報管理規程を策定すること
- 規程に記載された措置を遵守すること

が必要です。

また、情報管理規定の記載事項として、基本方針（7つの基本原則）に加え、

- 組織的情報管理措置
- 物理的情報管理措置
- 人的情報管理措置
- 技術的情報管理措置

の4つの措置を盛り込む必要があります。

■基本方針(7つの基本原則)

性犯罪歴の情報の取扱いには細心の注意が必要です。こうした観点から、情報管理を行う際には、次の7つの基本原則を踏まえる必要があります。これらを基本方針として、情報管理規程に定めま

す。

1. 性犯罪歴の記録は**必要最小限**の人数で取り扱うこと
2. 犯罪事実確認書の**内容の記録・保存を極力避ける**こと
3. やむを得ず記録・保存する場合には、**リスクに応じた情報管理措置**を行うこと
4. 情報機器の種類、ネットワークの状況などに応じた**情報管理措置**を講じること
5. 性犯罪歴の記録の**取扱いの手順**に沿って必要な対応を行うこと
6. 組織の長自ら情報管理の重要性を理解し、**組織として定期的に点検・改善を実施**すること
7. 情報管理規程を**遵守**すること

性犯罪歴の記録（犯罪事実確認記録等）の取扱いの手順に応じた必要な対応

事前準備

- 性犯罪歴の記録にアクセスできる者を最小限に限定・明確化する

犯罪事実確認書の交付申請

- こまもろうシステム上で申請を行う

従事者への事前通知（犯歴ありの場合）

- こまもろうシステム上で従事者に通知される
- マイナンバーカードなどの多要素認証を活用した従事者の身元確認および本人認証

犯罪事実確認書の交付

- こまもろうシステム上での閲覧により交付を受ける
- 犯罪事実確認書については、万が一のぞき見、漏えいなどがあった場合に備え、本人が特定できる氏名等の情報は記載せず、こまもろうシステムで別管理している従事者の識別番号（申請番号）のみを記載し、事業者が別途従事者名と照合する

（やむを得ない場合の）

- 犯罪事実確認書の内容の記録の作成・保存
- 性犯罪歴の記録の事業者間または事業者内での伝達・利用

- こまもろうシステムにログインすれば、法で定める期限内に限り、いつでも何度でも犯罪事実確認書の閲覧が可能ため、情報の転記などによる電子ファイルまたは紙の記録・保存・伝達・利用は極力行わない
- ※ 事業者内での伝達・利用においても、あらかじめ閲覧権限を設定された者がこまもろうシステムにログインして確認できるようにする
- ※ 県費負担教職員、施設等運営者または共同認定の場合に事業者間で情報共有する際には、こまもろうシステム内での権限設定により閲覧するとともに、閲覧が必要な者のみにアクセス権を付与する
- やむを得ず記録などを作成・伝達・利用・保存する場合には、リスクに応じた情報管理措置を実施する

性犯罪歴の記録の破棄・消去

- こまもろうシステム内で保管する犯罪事実確認書は、法で定める期限内、自動で消去される。ただし、従事者の離職等の場合は、事業者において消去の手続きが必要
- 性犯罪歴の記録は法により第三者提供を禁止されているため、廃棄を委託することはできない

帳簿の作成

- 帳簿には犯罪事実確認書の受領日等の情報が含まれ、こまもろうシステム上で自動生成される

定期報告

- 情報管理措置の「標準的措置」および「最低限求められる措置」の実施状況などを、こども家庭庁に報告する
- ※ 年に一度、こまもろうシステムにおいて、チェックボックス形式を基本とする報告

漏えいなどが発生した際の対応

- こども家庭庁に報告すべき事案は、1.性犯罪歴の記録の漏えいなど、2.こども性暴力防止法第12条に違反した性犯罪歴の記録の第三者提供、3.性犯罪歴のある従事者から聴き取った情報の漏えい等（高度に暗号化されたものを除く）

その他

- 情報管理規程の変更の届出、是正命令への対応完了報告も、基本的にこまもろうシステム上で行う

※ 適切な運用を確保するため、取扱記録（犯罪事実確認書の閲覧日時・者、犯罪事実確認書の内容の記録の作成状況など）を作成し、適切かつ安全に管理されていることを責任者が定期的に確認するとともに、取扱状況の検証を可能とすることが重要。

■ 組織的情報管理措置

組織的情報管理措置とは、組織として適切に情報を取り扱うための体制整備を指します。主な措置内容を6点ご紹介します。

1. 性犯罪歴の記録の取扱いに関する責任者を一人、必ず設置すること
※ 業務委託は不可
2. 責任者一人のみでの管理が難しい場合には、責任者が、性犯罪歴の記録を取り扱う担当者を、別に任命すること
※ 業務委託は不可
3. 業務上、性犯罪歴の記録を取り扱う従事者を置かなければならない状況が発生した場合は、責任者、担当者以外に性犯罪歴の記録を取り扱う従事者を特定すること
※ 業務委託は不可
(例：人事部門、情報システム部門、各部署のマネージャーのうち、責任者が認めた者)
※ ただし、組織内で性犯罪歴の記録を閲覧できる者は、可能な限り責任者一人に限定するなど、必要最小限にとどめる
4. 事業者や従事者がこども性暴力防止法や情報管理規程への違反を把握した場合の連絡体制を整備すること
5. 漏えいなどが発生した場合の対応体制を整備し、対応手順を明確化すること
6. 定期的な自己点検などを踏まえて、必要な規程の見直しを行うこと

■ 人的情報管理措置

人的情報管理措置とは、従事者に対する情報の取扱いに関する研修・訓練を指します。主な措置内容を3点ご紹介します。

1. 性犯罪歴の記録の取扱いに関して、着任するときに研修を実施し、その後、定期的にも実施すること
2. 情報管理規程に違反した場合の人事上の対応を就業規則などに規定すること
3. 退職後も永久的に性犯罪歴の情報を漏らしてはならないことを確認すること

■ 物理的情報管理措置

物理的情報管理措置とは、業務上必要な方のみに情報のアクセス権を付与し、権限を持たない方がシステムなどにアクセスできないようにするための措置です。主な措置内容を4点ご紹介します。(※)

※ 本書に示した内容以外にも、ガイドラインでは複数の手法を紹介しています。
事業者の規模や実情に合わせて、適切な手法を選択することが重要です。

1. 間仕切りなどで、権限のない人が情報を閲覧することを防止すること
2. 性犯罪歴の記録を取り扱う機器や、電子媒体、書類の盗難、紛失を防止すること
(セキュリティワイヤーによる固定、保管するロッカーの施錠など)
3. 使用する機器は業務用端末※とし、私用端末の利用は認めないこと
※ 専用の端末を推奨
4. 盗難、紛失時を想定し、情報漏えいを防止するための対策を講じること
(電子ファイルの暗号化やパスワードによる保護、紛失時の即時パスワードの変更やアクセス権の解除など)

■ 技術的情報管理措置

技術的情報管理措置とは、情報とそれを取り扱う情報システムに関する技術的な対策などを指します。主な措置内容を4点ご紹介します。(※)

※ 本書に示した内容以外にも、ガイドラインでは複数の手法を紹介しています。
事業者の規模や実情に合わせて、適切な手法を選択することが重要です。

1. 異動や退職時に、直ちにアクセス権の解除を行うこと

 頻繁に発生するため、漏れの無いように注意します。

2. 情報システムのOSやアプリのバージョンを常に最新にすること

3. アンチウイルスソフトウェアなどを導入すること

4. 業務上不要なインターネット通信を制限すること

3. 漏えいなどへの対応

事業者は、性犯罪歴の記録の漏えいや第三者提供などが発生した場合には、被害の拡大防止に努めるとともに、その旨をこまもろうシステムでこども家庭庁に報告しなければなりません。具体的なケースとして、次のような場合が挙げられます。

- ・ **性犯罪歴の記録の漏えいなど(※1)やそのおそれなどがある場合**

※1「漏えいなど」とは次のような場合

- ・ 漏えい：性犯罪歴の記録が外部に流出する
- ・ 滅失：性犯罪歴の記録が意図せず消去される、記録そのものを紛失する
- ・ 毀損：性犯罪歴の記録の内容が意図しない形で反映される、閲覧などが不可能な状態となる

- ・ **性犯罪歴の記録の第三者への提供やそのおそれがある場合**

- ・ 性犯罪歴の記録は、法律に定める限られた目的以外で、第三者に提供することは禁じられている

- ・ **性犯罪歴のある従事者から聴き取った情報の漏えいやそのおそれがある場合**



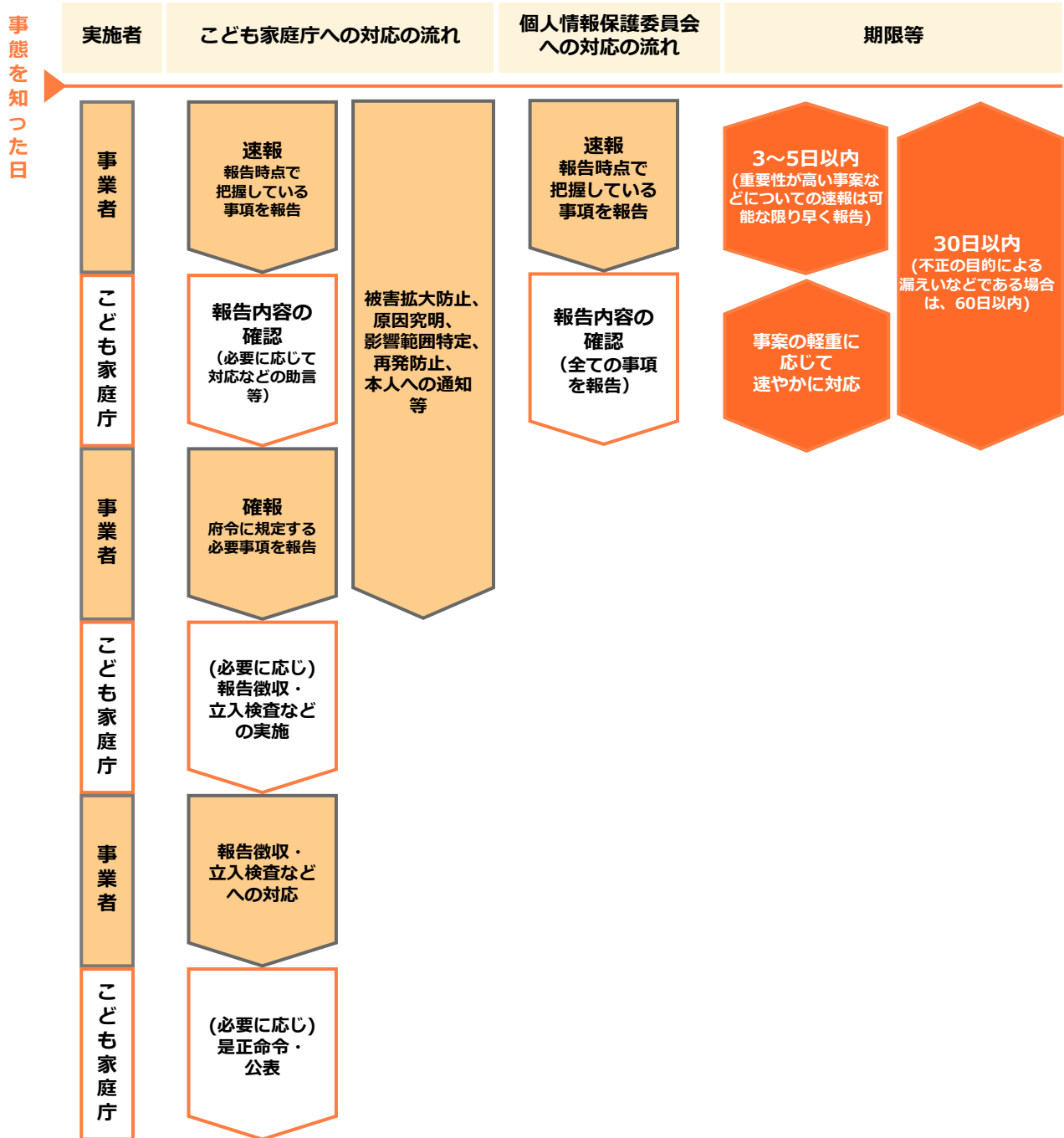
- ・ たとえ漏えいした情報から個人が特定できないような場合でも、漏えいに該当するため、報告が必要です。
- ・ 個人情報保護法上、個人情報保護委員会に対する報告が必要となる場合もあります。

これらの事態を把握した際は、原則3～5日以内に報告をお願いします。特に重大な事案(※2)では、できる限り早い対応が望まれます。さらに、事業者は、性犯罪歴がある従事者について、その性犯罪歴の記録の漏えいなどが発生した場合には、その従事者本人にも知らせなければなりません。漏えいなどの発生時に、適切かつ迅速に状況を把握し対応するため、情報管理規程に漏えい時の対応手順や、報告・連絡体制をあらかじめ定め、関係者に周知しておきましょう。

※2「重大性が特に高い事案」とは、次のような場合を指す。

- ・ 特定性犯罪事実がある旨の情報の漏えい（口頭によるものを含む。）
- ・ 多数の犯罪事実確認記録等の漏えい（記録等の数が100人以上など）
- ※ ただし、本人情報が紐付けられない状態での犯罪事実確認記録等の漏えい、情報の滅失・毀損などはこれに該当しない。

子ども家庭庁および個人情報保護委員会への対応の流れ



※ 詳細はガイドライン「Ⅷ 情報管理措置 2(5)個人情報保護法との関係」をご確認ください。

こども性暴力防止法で規定される犯罪事実確認記録等に関する
重大事態の報告及び本人通知の整理表

特定性犯罪事実の記載の有無		有り		無し		
個人データまたは保有個人情報への該当性		該当	非該当	該当	非該当	
こども性暴力防止法	こども家庭庁への漏えいなどの報告	特定性犯罪事実の有無、個人データまたは保有個人情報への該当・非該当にかかわらず、次の1から3までに掲げる場合には、こども家庭庁への報告が必要。 1 犯罪事実確認記録等の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、または発生したおそれがある事態 2 犯罪事実確認記録等が法第12条に反して第三者に提供され、または提供されたおそれがある事態 3 特定性犯罪事実関連情報の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、または発生したおそれがある事態				
	本人通知	漏えい滅失毀損	必要	必要	不要 ※ 個人情報保護法に基づく本人通知は必要	不要
		第三者提供	必要 (犯罪事実確認記録等のみ) ※ 特定性犯罪事実関連情報は対象外	必要 (犯罪事実確認記録等のみ) ※ 特定性犯罪事実関連情報は対象外	不要	不要
個人情報保護法	個人情報保護委員会への漏えいなど(※)の報告および本人通知 ※ 第三者提供は対象外	ともに必要	ともに不要	次の場合にはともに必要 ・ 不正の目的をもって行われたおそれがある個人情報取扱事業者または行政機関等に対する行為による漏えいなどが発生し、または発生したおそれのある場合 ・ 個人データに係る本人の数が千人(保有個人情報にあっては百人)を超える漏えい等が発生し、または発生したおそれのある場合	ともに不要	

※ 詳しくはガイドライン「Ⅷ 情報管理措置 4.(5)こども家庭庁への報告を要する漏えい等の重大事態の発生時の本人への通知」をご参照ください。

4. ケーススタディ

ではここで、具体的な場面に即してどのように行動するべきか考えてみましょう。

CASE 1

保護者からこのような問い合わせを受けました。
あなたはどのように対応しますか？



保護者

全ての従事者について
犯罪事実確認が終わっているか知りたい。
確認の結果、
性犯罪歴のあった人はいたのか。

考えるヒント

- 性犯罪歴の記録（犯罪事実確認記録等）の情報開示の範囲を確認する演習です。
- 対象業務の従事者全体の確認が完了していることについては開示が推奨されています（ただし、事業者単位で開示することが望ましい。）。
- 特定性犯罪歴の有無については、犯歴がある場合はもちろん、たとえ犯歴がない場合であっても個人の犯罪事実確認の結果を外部に提供してはいけません。
- そのため、「すべての従事者について終わっているか」の問いに対しては回答することが推奨されますが、「犯罪歴のあった人がいたか」の問いに対しては、いかなる場合でも回答できないことに注意してください。
- 前者の問いについても、事業者と直接的な関係のない外部の者からの照会に対しては、事務負担、風評等への影響を踏まえ、開示を控える判断も許容され得ます。
（詳細はガイドラインVI.安全確保措置（犯罪事実確認）6（5）参照。）

回答例

- まず、当校生徒の保護者であることを確認する（こどもの学年、クラス、氏名を伝えてもらうとよい）。仮に外部からの照会である場合には、「犯罪事実確認の状況について、当校の方針として外部の方にはお答えしておりません」と回答する。
- 「犯罪事実確認がすべての従事者について終わっているか知りたい。」に関しては、対象業務の従事者全体の確認が完了していることの開示（事業者単位での開示）が推奨されていることを踏まえ、当校全体として完了しているかどうかについて回答する。
- 一方、「確認の結果、性犯罪歴のあった人はいたのか。」に関しては、特定性犯罪歴の有無については、たとえ犯歴がない場合であっても個人の犯罪事実確認の結果を外部に提供することは禁止されていることを踏まえ、「法で禁止されており、個別の確認結果はお答えできません」と回答する。

CASE 2

職場の懇親会があり居酒屋で飲んでいるときに、先日のA先生の異動が話題に上がりました。

同僚から次のように聞かれたあなたは、どのように対応しますか？



この時期の異動は珍しいため、
犯罪事実確認の結果、**性犯罪歴があった**
のではないかと噂になっている。
事情を知っているか？

考えるヒント

- うわさ話への対応に関する演習です。次のような対応が必要です。
- 性犯罪歴の記録（犯罪事実確認記録等）を取り扱う者は、たとえ事情を知っていても、いかなる場合もその内容について絶対に話したり、漏らしたりしてはいけません（法律によって禁止されており、違反した場合は罰則もあります。離職・退職後であっても秘密保持義務は継続しますので、同様に話したり、漏らしたりしてはいけません。）。「知っているか知らないかを含めて回答できません」という回答の仕方を覚えておきましょう。
- 取扱者以外の者や、事情を知らない者に対しては、うわさ話やSNSなどへの投稿などを絶対にしないように伝えましょう。特に飲み会の席などで、お酒の勢いでつい話してしまうようなことがないように十分注意してください。
- 職場内での日常会話であっても同様に、うっかり口外することがないように注意しましょう。

回答例

- 自分が担当で、A先生の犯罪事実確認の結果を知っている場合であっても、他人にその情報を伝えることは法律によって禁止されており、絶対に話すことができない。そのため「事情は何も知らない。もし知っていたとしても話すことはできない」と回答する。
- 犯罪事実確認の結果を知らない場合であっても、回答は同じになる。
- 加えて、「うわさ話は、間違った情報に尾ひれがついて広がってしまうこともあり、犯罪事実確認の結果に関するうわさはしない方がよい」と伝える。

コラム

紛失のリスク回避【情報の持ち運びはしないようにしましょう】

個人情報などを保存したパソコンやUSBメモリなどの機器や媒体を紛失してしまうセキュリティインシデントが多く発生しています。

こども性暴力防止法においては、やむを得ず性犯罪歴の記録を記録・保存する場合、情報管理措置中の「物理的情報管理措置」として、機器や媒体などの盗難、紛失時を想定した、情報漏えいを防止するための対策を講じることが求められています。

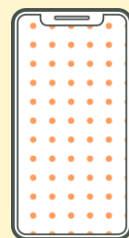
しかし、情報漏えいのリスクの大きさを考えれば、情報の持ち運びは原則禁止とし、他に方法がないなど、やむを得ない場合のみに限定することが望ましいといえます。

特に、飲み会などのお酒の席では、紛失リスクが非常に高くなります。性犯罪の記録が保存された機器や媒体を持ったまま帰宅したり、飲み会に参加したりといったことがないようにする必要があります。

CASE 03

自分が勤めている学校の先生に性犯罪歴があるかのような情報がSNS上で流れてきました。学校名や先生の名前は匿名化されているものの、関係者が見ればどこの学校のことかが分かるような内容です。

自分が勤めている学校の先生に性犯罪歴があるかのような情報



匿名化されているものの関係者が見ればどこの学校のことかが分かる

考えるヒント

- SNSにおいて、性犯罪歴の記録（犯罪事実確認記録等）の情報が漏えいしているおそれがあると考えられます。
- SNS上の投稿については、対応によっては更なる漏えいや炎上などにつながるおそれがあります。どのように対応すべきか、または対応してはいけないか、考えてみましょう。
- 事業者として従事者のSNSの利用に関するポリシー（ソーシャル・メディア・ポリシー）を定め、従事者や学生に遵守させることなども重要です。

回答例

- SNS上の情報について、同じようにSNS（またはSNSのダイレクトメール機能など）を使って当事者や他の従事者に伝えたり、拡散したりしない。また、投稿に対して内容を否定するようなコメントをしない(※1)。
- 情報管理規程を確認し、漏えい等の事案の発生または兆候を把握した場合は所属長へ報告することとされていたため、定められた報告連絡体制に基づき速やかに報告する(※2)。
- 画面キャプチャを撮り、投稿日時やアカウント情報、投稿内容などを控えておく。
- 事実関係を確認し、投稿の内容が事実である（可能性が高い）と確認された場合は、情報漏えいの可能性を疑い、こども家庭庁や所轄庁などに報告する。
- SNS上のうわさに振り回されないよう、生徒、保護者に対して注意喚起することを検討する。
- 性犯罪歴がある職員について、その性犯罪歴の記録の漏えいなどが発生した場合は、その職員本人に対して通知を行う。

※1 情報が事実かどうかに関わらず、このような事例においては、対応が早いほど拡散を最小限にとどめることができます。ただし、報告に当たっては、当事者や他の従事者に伝えるためにSNS（またはSNSのダイレクトメール機能など）を使うことは、かえって拡散につながる可能性があるため安易に利用しないようにしましょう。また、投稿内容を否定するコメントなども逆に炎上などにつながるおそれがあります。

※2 情報漏えいなどのおそれがある場合は、被害拡大防止のために、事業者内の情報管理規程に基づき適切に報告を行う必要があります。誰に対してどのように報告を行うべきとされているか、規程に定められた報告連絡体制を常に確認できるようにしましょう。例えば、漏えい等発生時の報告連絡体制をカード化して身分証とともに携帯しておくなどの対応が考えられます。

コラム

SNS利用時のリスク【漏えいした個人情報や情報は消すことが難しい】

個人情報の流出は、「自身で気をつけていれば大丈夫」ではありません。

パソコンやスマートフォンの中に存在しているデータは全て、いわゆるコンピュータウイルスのようなマルウェアの感染などにより流出する恐れがあります。適切な対応をとっていたとしても、サイバー攻撃を未然に防ぐことは難しいので、油断してはいけません。自身では気をつけていても、データを送受信した際に、送信先の人やシステムが不用意に情報を取り扱ったり、マルウェアに感染して流出したりする可能性もあります。

また、個人情報が流出してしまった場合、裁判所などに申し立ててSNSの運営事業者などのプロバイダに情報の削除を依頼することはできますが、拡散した情報の全てを消し去ることは困難です。また、削除されたとしても、漏えいの被害にあった人が過剰な批判に晒されたり、地域生活にまで支障が出たりと、深刻な人権侵害につながる可能性がありますので、決して軽視してはなりません。

なお、故意に情報を第三者に教えたり、提供したりすることは許されません。違反した場合は、法に基づく罰則の対象となり得るほか、民事上の損害賠償責任が生じるおそれもあります。

したがって、取扱いに最新の注意が必要な情報を扱っていることを自覚し、これまでの解説内容をよく理解し、事業者ごとの情報管理規程や、情報取扱についてのポリシーを遵守してください。

重要なポイントのおさらい

- 性犯罪歴に関する根拠のない推測やうわさ話は絶対に行ってはならない
- 特に、うわさやSNSを通じて拡散する過程で、事実無根のデマにつながり、その従事者の現在の生活を脅かすなど、深刻な人権侵害につながる可能性がある点に十分注意
- たとえ性犯罪歴に関する情報を偶然知ってしまったとしても、その情報を第三者に教えたり、提供したりすることは許されない
- 職場内はもちろんのこと、保護者、親しい友人や家族に対しても決して口外しないようにし、匿名であっても決してSNSなどに投稿してはいけ
ない
また、退職後にもこうした情報を漏らすことは許されない

これらのことを、情報管理に関する責任者・担当者だけでなく、研修などを通じて従事者にもしっかりと認識してもらうことが重要です。これ以外にも、日々の業務の中でどんなことに注意すべきか、職場で話し合ってみましょう。



※今回取り上げたケーススタディは、演習資料で詳細に解説しておりますので、併せてご参照ください。

5. 罰則

情報管理措置に関する規定に、故意に違反した場合は、次のような罰則が法人およびその行為を行った個人の両方に科されることになります。

利益を得るために性犯罪歴の情報を他人に提供した場合

▶ **2年以下の拘禁刑・100万円以下の罰金**

業務を通じて知った性犯罪歴の情報をみだりに他人に教えた場合

▶ **1年以下の拘禁刑・50万円以下の罰金**

従事者が離職した場合などにその従事者の性犯罪歴の記録の廃棄・消去をしなかった場合

▶ **50万円以下の罰金**



これら刑事上の罰則に加え、従事者個人に対する名誉毀損などに当たり、民事上の損害賠償責任が生じるおそれもあります。

情報管理に関する罰則

(法第39条、第43条、第45条第2項、第46条第3号)

(職員等の秘密保持義務)

第三十九条 犯罪事実確認書受領者等（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員若しくは従業者又はこれらであつた者は、その業務に関して知り得た犯罪事実確認書（第三十五条第四項第二号に定める事項が記載されたものに限る。第四十五条第二項において同じ。）に記載された情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(情報不正目的提供罪)

第四十三条 犯罪事実確認書受領者等（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員若しくは従業者又はこれらであつた者が、その業務に関して知り得た犯罪事実確認書に記載された情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供したときは、二年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(虚偽表示罪及び情報漏示等罪)

第四十五条(略)

2 第三十九条の規定に違反して、その業務に関して知り得た犯罪事実確認書に記載された情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用した者は、一年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(帳簿の不備等の罪)

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。(略)

三 第三十八条の規定に違反して犯罪事実確認書の廃棄又は犯罪事実確認記録の消去をしなかったとき。

本章で学んだこと

1. 情報管理措置の全体像
2. 情報管理措置の内容
3. 漏えいなどへの対応
4. ケーススタディ
5. 罰則

この章で学んだことをおさらいするための確認テストをご用意していますので、振り返りをしてみましょう。

また、こどもに接する具体的場面での適切な対応を、理解・イメージしていただくための演習資料もご用意しています。ワークや演習形式でお取り組みください。

第11章 認定



事業者が、こども性暴力防止法に基づく認定を受けるための要件や申請の手順、留意点を理解しましょう。

この資料を活用し、ぜひ積極的に認定申請を行っていただければと思います。

本章で学ぶこと

1. 認定の概要
2. 認定の基準
3. 認定申請の手続
4. 認定事業者の公表・届出
5. 認定事業者マークの表示
6. 認定の取消し

1. 認定の概要

学校や認可保育所、認定こども園などは、全ての事業者が必ずこども性暴力法に基づく義務の対象となるのに対し、放課後児童クラブや学習塾、スポーツクラブといった、こどもに教育・保育を提供したり、勉強やスポーツなどを教えたりする民間教育保育等事業は、それぞれの事業者が申請し、こども家庭庁の認定を受けた場合に、それらの義務の対象となります。民間教育保育等事業者は、学校や認可保育所などに求められる措置を同じ水準で実施できる体制が確保されている場合に、こども家庭庁から認定を受けることができます。

※ 「民間教育保育等事業者」の「対象事業者一覧」については、本資料「第1章 こども性暴力防止法の概要」をご参照ください。

学校・認可保育所など



- ・ 幼稚園・小中高
- ・ 認可保育所・認定こども園
- ・ 児童養護施設・障害児施設

など

民間教育保育等事業



- ・ 認可外保育施設
- ・ 放課後児童クラブ
- ・ 学習塾
- ・ スポーツクラブ など

全ての事業者が
➡ **必ず制度の対象となる**

➡ **こども家庭庁の認定を受けた場合
制度の対象となる**

■ 認定事業者マーク

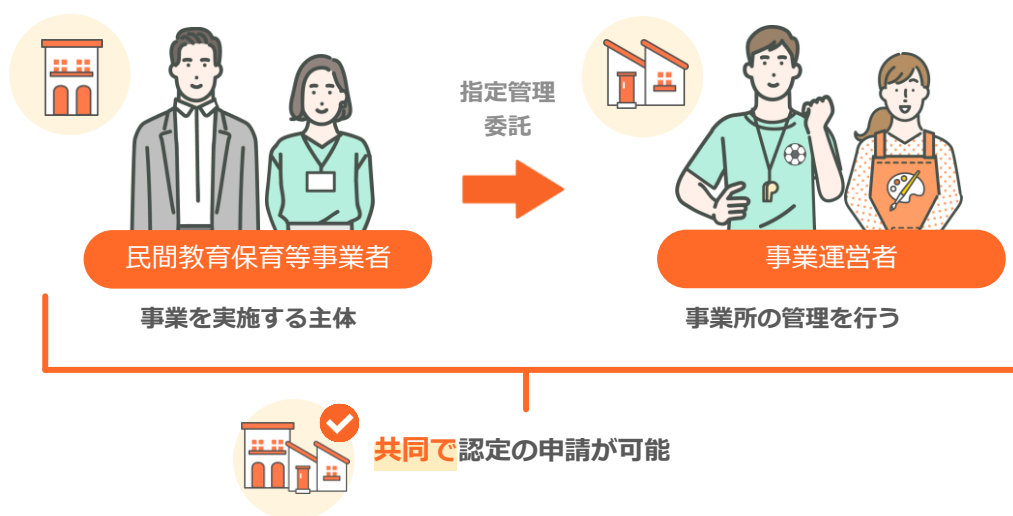
認定を受けた事業者は認定事業者マークを表示することができ、こども家庭庁は認定を受けた事業者を公表します。こどもや保護者の皆様は、性暴力防止にしっかり取り組む事業者を知ることができます。



※ 「認定事業者マークの表示・留意事項」についてはガイドラインの「IV.認定等 5.認定事業者等及び学校設置者等の表示（法第 23条、第 45条及び第 48 条関係）」をご参照ください。

■ 「共同認定」とは

民間教育保育等事業者からの指定管理や委託を受けて、事業の運営を行う事業者がある場合には、共同で認定を受けることができます。例えば、市町村から民間の事業者が放課後児童クラブの運営の委託を受けるケースなどがこれに当たります。これらの事業者は、こども性暴力防止法で求められる措置をどちらが行うかについての役割分担を明確にした上で、共同で認定の申請ができます。



2. 認定の基準

認定は、申請された内容が、これから説明する認定基準を満たす場合に受けることができます。認定の基準として、民間教育保育等事業者は、次の6つを行う必要があります。

1. 犯罪事実確認を適正に実施するための体制の整備

参考：解説動画「犯罪事実確認」、本資料「第8章 犯罪事実確認」

2. 性暴力が行われるおそれがないかどうかを早期に把握するための措置の実施

参考：解説動画「安全確保措置 2.早期発見」、本資料「第4章 安全確保措置 2.早期発見」

3. こどもが相談しやすくするための体制の整備とその運用

参考：解説動画「安全確保措置 2.早期発見」、本資料「第4章 安全確保措置 2.早期発見」

4. 防止措置、調査、保護・支援の措置について定める「児童対象性暴力等対処規程」の作成

参考：解説動画：「防止措置」、本資料「第9章 防止措置」

5. 教育・保育などへの従事者の研修の受講

参考：解説動画「安全確保措置 1.未然防止」、本資料「第3章 安全確保措置 1.未然防止」

6. 情報管理措置の実施

参考：解説動画「情報管理措置」、本資料「第10章 情報管理措置」

※ この章では「1.犯罪事実確認を適正に実施するための体制の整備」と「4.防止措置、調査、保護・支援の措置について定める「児童対象性暴力等対処規程」の作成」について解説します。その他の内容については上記に記載の章や解説動画をご覧ください。

■ 1.犯罪事実確認を適正に実施するための体制の整備

認定事業者は、全ての対象従事者について、それぞれの期限までに、犯罪事実確認と呼ばれる、性犯罪歴の確認を行う必要があります。認定後に新たに業務に就く方は業務開始までに、認定時点で既に従事・内定している現職者は、認定から1年以内に、また、一度確認を行った方は5年ごとに犯罪事実確認を行います。

交付された犯罪事実確認書の内容については、遅れや漏れがないよう確実に確認する必要があります。さらに、急な欠員補充などのやむを得ない事情がある場合に犯罪事実確認前の従事が認められる「いとま特例」がありますが、それを活用する場合には、必要な対応を適切に行わなければなりません。

認定基準では、こうした措置を適切に行うため、責任者を置くことを求めています。

犯罪事実確認の適切な実施を確保するために責任者が行うことが求められること：

- ・ 犯罪事実確認を適切に行うための体制を整備し、事業者全体として、犯罪事実確認を計画的に進めるための業務管理を行うこと
- ・ 対象となる従事者に対して、犯罪事実確認の必要性や手続などについて事前に通知すること
- ・ こども家庭庁から通知された、各従事者の性犯罪歴を確実に確認すること
- ・ 「いとま特例」の条件を確実に満たすための対応を行うこと

特に「いとま特例」については、「やむを得ない事情」があったことを示す資料を適切に保存しておく必要があります。また、特例の対象となる従事者に対して、こどもと一対一にならないようにすることや、研修を受講することなどの必要性を、書面で説明することが必要です。



認定事業者に 求められる取組

- 期限を踏まえた適切な確認
 - ・ 新たに対象業務に従事する者(従事開始まで)
 - ・ 認定時点の現職者(認定から1年以内)
 - ・ 一度確認を行った従事者(5年ごと)
- 「犯罪事実確認書」の確実な確認
- 「いとま特例」適用時の適切な対応

「責任者」の選任が必要

1. 計画的な確認を進めるための業務管理
2. 手続などに関する従事者への事前通知
3. 犯罪事実確認書の記載内容の確実な確認
4. 「いとま特例」への対応
 - ・ 「やむを得ない事情」があったことを示す資料の保存
 - ・ 特例の対象となる従事者への必要事項の説明

犯罪事実確認の適切な実施を確保するために責任者が行うことが求められる措置

措置の内容	留意点
犯罪事実確認を計画的かつ適切に実施するための業務を管理すること	<ul style="list-style-type: none"> 対象業務従事者の犯罪事実確認を期限までに適切に行うため、必要に応じて、事務計画の作成(例:年間スケジュールの作成)、執行体制の構築(例:責任者、担当者などの決定)などを行うこと 予定どおりに犯罪事実確認を行うことができない場合を想定して、必要な対応(例:戸籍提出への協力が得られない場合を想定して、対象従事者への事前の伝達、就業規則などの整備など)を事前に行っておくことなど
犯罪事実確認の必要性、対象、手続などの事項について、対象業務従事者に事前に通知すること	<ul style="list-style-type: none"> 次の事項について、対象業務従事者に、事前に書面で通知すること <ul style="list-style-type: none"> - 犯罪事実確認の必要性 - 当該対象業務従事者が犯罪事実確認の対象であること - 犯罪事実確認書の交付申請のスケジュールおよび流れ - 対象業務従事者が行うべき事項(申請アカウントの作成、戸籍提出など)およびそれが行われなかった場合の対応 など
交付を受けた犯罪事実確認書を適切に確認すること	<ul style="list-style-type: none"> 交付を受けた犯罪事実確認書について、確認の遅れ、誤り、漏れなどがないように確認すること など
<p>法第26条第2項に定める犯罪事実確認の特例(いとま特例。ガイドライン「VI. 安全確保措置(犯罪事実確認) 2.(3)いとま特例」参照)の適用に当たり、</p> <ul style="list-style-type: none"> 特例の対象従事者に対して、必要な措置などについて書面で説明すること 特例を適用する「やむを得ない事情」に該当することを証する書類などを保存すること 	<ul style="list-style-type: none"> 「やむを得ない事情」に該当することを証する書類については、法第29条に定める報告徴収及び立入検査(「ガイドライン「IX. 監督等 4. 報告徴収及び立入検査(法第16条、第29条、第46条第2号及び第48条関係)」参照)の際に提示が求められることを踏まえて、適切に保存・管理すること いとま特例が適用される場合には、特定対象となる従事者が必要な措置を適切に行うことが不可欠であることから、その理解が適切になされるよう努めること など

図表 11 犯罪事実確認の適切な実施を確保するために責任者が行うことが求められる措置

■ 4. 防止措置、調査、保護・支援の措置について定める「児童対象性暴力等対処規程」の作成

「児童対象性暴力等対処規程」とは、各事業において性暴力や不適切な行為、またその疑いを把握した場合に対応すべき内容をあらかじめ整理し、それらが発生した場合に迅速・的確に対応できるようにするためのものです。具体的には次の3つの措置について定めたものをいいます。

- ・ **防止措置**
- ・ **性暴力が行われた疑いがある場合の調査**
- ・ **被害にあったこどもの保護・支援**

※ 各措置の詳細については、本資料「第9章 防止措置」「第6章 安全確保措置 4.調査」「第7章 安全確保措置 5.調査を踏まえた対応」をご参照ください。

対処規程に定める措置の内容は、こども家庭庁が示す基準を満たすものでなければなりません。

また、共同認定の場合には、これらの措置について、事業者と事業運営者(※)で、どちらがどの措置を行うのかについての役割分担を盛り込む必要があります。

※ 「事業運営者」とは民間教育保育等事業者から指定または委託を受けて当該民間教育保育等事業者が行う民間教育保育等事業に係る事業所を管理する者のことを指します。

※ 基準の詳細は、こども家庭庁のガイドライン「IV. 認定等 3. 認定等の申請」をご参照ください。

■ 「児童対象性暴力等対処規程」のひな型

こども家庭庁では、児童対象性暴力対処規定のひな型をお示ししていますので、ひな型も参考に、各事業の実情に応じた規程を定めてください。

児童対象性暴力等対処規程のひな型はこちら

[20260109_policies_child-safety_efforts_koseibouhou_25.docx](#)



■ 「共同認定」の場合の役割分担の例

共同認定の場合の役割分担については、一律のルールはなく、指定管理の協定や委託契約の中で取り決めていただくことになります。申請前に役割分担を協議しておきましょう。

※ 具体的な役割分担の例はこども家庭庁のガイドライン「Ⅳ.認定等 3.(1)認定等の申請を行う主体」で示していますので、必要に応じてご参照ください。



民間教育保育等事業者



事業運営者

民間教育保育等事業者		事業運営者
自ら雇用する者に実施	犯罪事実確認	自ら雇用する者に実施
必要な範囲でお互いに共有	性犯罪歴の記録の共有	必要な範囲でお互いに共有
自ら雇用する者の配置転換など	防止措置	自ら雇用する者の配置転換 現場での措置（一対一にさせない）など
事業運営者の支援（必要な場合）	安全確保措置	現場での初動対応（早期把握、相談など） 調査などは共同認定先と連携
自ら管理する情報が対象	情報管理措置	自ら管理する情報が対象

「事業運営者」に該当する例

具体例	制度上の対応
(ア) 市町村Aから放課後児童健全育成事業の運営の全部の委託を受け、放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)と同等の基準を満たしつつ、放課後児童健全育成事業の運営を行う民間事業者B	<ul style="list-style-type: none"> 左の市町村Aおよび民間事業者Bならびに民間事業者Cおよび民間事業者Dは、共同認定の申請が可能。 事業運営者自身が、放課後児童健全育成事業・認可外保育施設の届出を行っていれば、共同認定ではなく、その事業運営者単独で認定を受けることも可能。
(イ) 民間事業者Cから認可外の事業所内保育施設の運営の全部の委託を受け、認可外保育施設に対する指導監督の実施について(平成13年3月29日雇児発第177号)別紙「認可外保育施設指導監督の指針」と同等の基準を満たしつつ、当該事業所内保育施設の運営を行う民間事業者D	<ul style="list-style-type: none"> 民間教育保育等事業者(市町村A・民間事業者C)も、法律上の設置者として、事業運営の最終的な責任を負う。認定取消しの効果(欠格要件を含む。)は、共同認定を受けた両者に及ぶ。 市町村Aが民間事業者Bのほか別の民間事業者に対して、それぞれ別施設における放課後児童健全育成事業の委託を行う場合は、別々に共同認定を受けることが必要(一つの共同認定として受けることはできない。)

「事業運営者」に該当しない例

具体例	制度上の対応
(ア) 市町村Eが設置・運営する放課後児童健全育成事業の運営業務の一部(一部の体験活動など)のみ委託を受ける民間事業者F	<ul style="list-style-type: none"> 共同認定ではなく、市町村Eが単独で認定を受ける。 委託先の従事者の犯罪事実確認や、現場の安全確保措置は、認定を受けた市町村Eが実施。
(イ) 市町村Gから土地や建物のみ賃借し、自らが認可を受けて各種学校を運営する民間事業者H	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者Hが、単独で認定を受ける。

3. 申請の手続

次に、認定を受けるための申請の具体的な手順について説明します。

■申請

申請は、こまもろうシステムと呼ばれる専用システムを利用し、オンラインで行います。事業者はこの申請を行うに当たって、デジタル庁が事業者向けに発行するアカウントであるG.bizIDを取得する必要があります。

■手数料納付

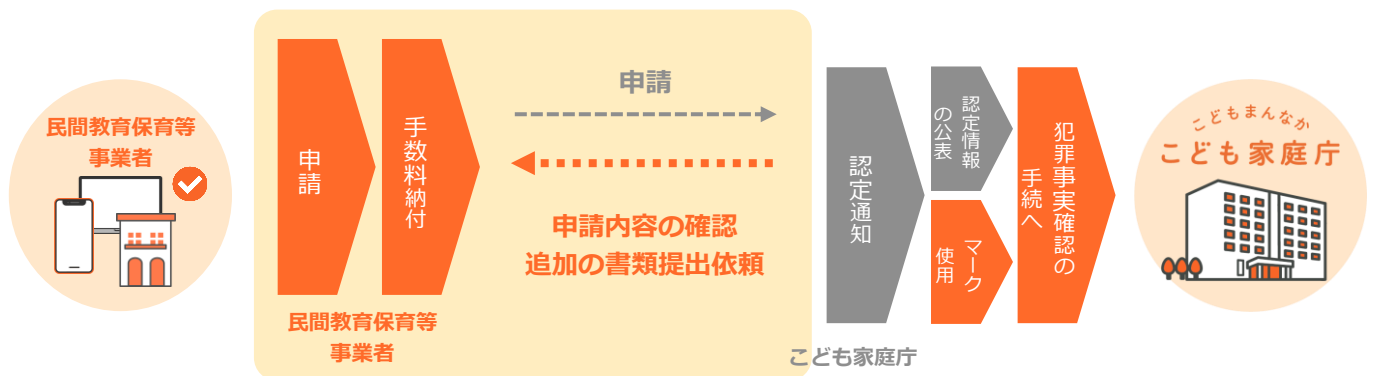
認定の申請には事業ごとに手数料3万円が必要です。手数料納付は、電子納付サービスのPay-easy（ペイジー）、税金・各種料金払込みサービスに対応した金融機関をご利用いただけます。

■申請内容の審査

申請した内容は審査され、必要に応じて申請内容の確認や追加の書類提出依頼の連絡が来ることがあります。その場合は、修正や追加の対応をお願いします。

審査

認定のフロー



G.bizIDの取得は
こちらから
<https://gbiz-id.go.jp/top/>



Pay-easyについて
はこちら
<https://www.pay-easy.jp/>



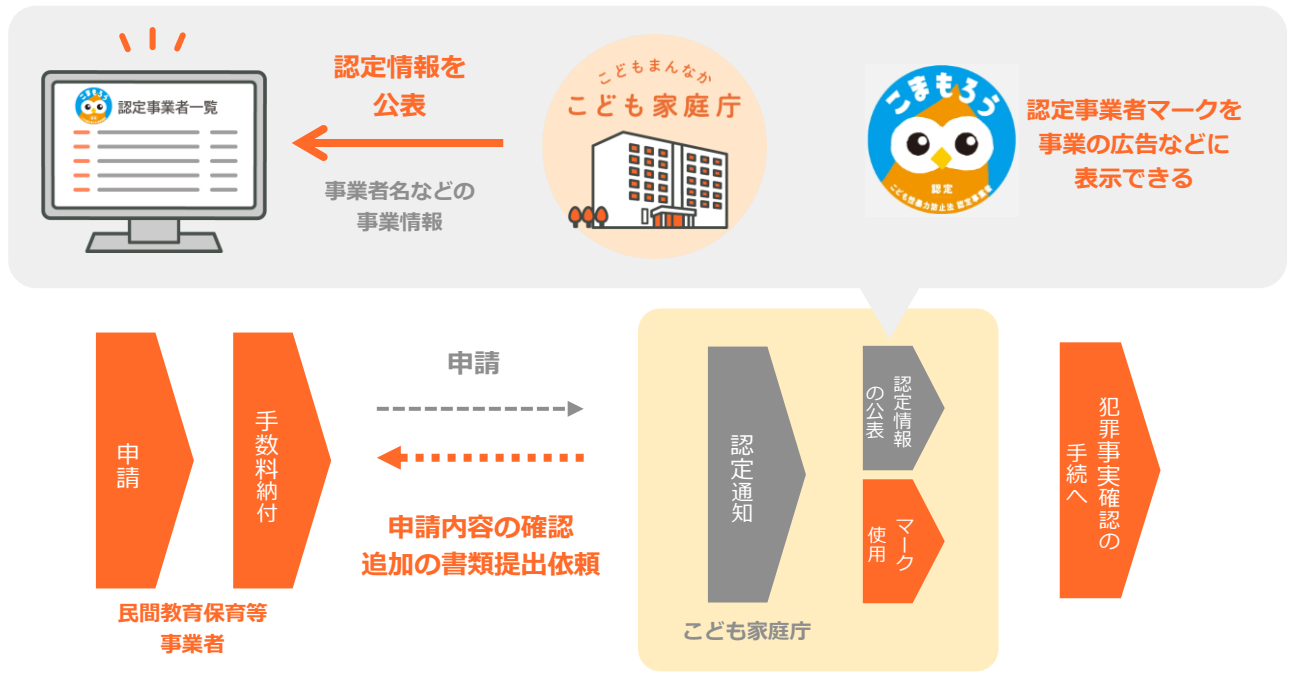
※オンラインであれば最短即日取得できます

■ 認定審査の完了

審査が終わると、審査結果が通知されます。認定された場合は、事業者名などの事業に関する情報がこども家庭庁のウェブサイト公表されます。また、認定を受けた事業者は、事業の広告や事業所に認定事業者マークを表示できるようになります。

認定後は速やかに犯罪事実確認の手続に移っていただくようお願いいたします。

認定



認定後は速やかに犯罪事実確認の手続に移っていただくようお願いいたします。

認定申請時の申請書記載事項および添付書類

申請書記載事項	添付書類
申請年月日	-
民間教育保育等事業者について、 ・ 氏名または名称 ・ 住所または所在地 ・ 代表者の氏名(法人の場合) ・ 連絡先	定款・登記事項証明書 ※ 申請者が国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人または公立大学法人の場合は、不要 ※ 申請者が法人格のない社団または財団の場合は、定款に準ずる書類(会則、規約など)・登記事項証明書に準ずる書類 ※ 申請者が個人の場合は、住民票の写し
民間教育保育等事業を行う事業所について、 ・ 名称 ・ 所在地	民間教育保育等事業を行っていることを証する資料 ※ 申請者が国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人または公立大学法人の場合は、民間 ※ 教育事業の申請を除き、不要
民間教育保育等事業について、 ・ 概要 ・ 民間教育保育等事業の種別	民間教育保育等事業および対象業務従事者の業務の詳細を説明する資料
民間教育保育等事業に従事する者のうち、その行う業務が教育保育等従事者の業務に該当すると思料するものの業務の概要	-
対象業務従事者に該当すると思料するもの的人数	-
事業者の異なるフランチャイズ事業者が申請対象事業と同一事業を行っている場合には、その旨	-
Gビズ ID	-
-	認定基準に適合していることを証する資料 ・ 犯罪事実確認の適切な実施を確保するための責任者の部署名・役職および氏名、研修の受講を証する書類など
-	児童対象性暴力等対処規程
-	情報管理規程
-	犯罪事実確認を適切に実施する旨を誓約する書面
-	欠格に該当しないことを誓約する書面
-	役員の氏名、略歴などを示す書類(法人の場合) ※ 申請者が国または地方公共団体の場合は、不要

共同認定申請時の申請書記載事項および添付書類

申請書記載事項	添付書類
申請年月日	-
民間教育保育等事業者および事業運営者について、 ・ 氏名または名称 ・ 住所または所在地 ・ 代表者の氏名(法人の場合) ・ 連絡先	定款・登記事項証明書 ※ 申請者が国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人または公立大学法人の場合は、不要 ※ 申請者が法人格のない社団または財団の場合は、定款に準ずる書類(会則、規約など)・登記事項証明書に準ずる書類 ※ 申請者が個人の場合は、住民票の写し ※ 民間教育保育等事業者および事業運営者のそれぞれの提出が必要
民間教育保育等事業所(事業運営者が管理する事業所に限る。)について、 ・ 名称 ・ 所在地	民間教育保育等事業(事業運営者が管理する事業所において行われるものに限る。)を行っていることを証する資料 ※ 申請者が国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人または公立大学法人の場合は、民間教育事業の申請を除き、不要
民間教育保育等事業(事業運営者が管理する事業所において行われるものに限る。)に従事する者のうち、その行う業務が教育保育等従事者の業務に該当すると思料するものの業務の概要 ・ 概要 ・ 民間教育保育等事業の種別	民間教育保育等事業(事業運営者が管理する事業所において行われるものに限る。)および対象業務従事者の業務の詳細を説明する資料
民間教育保育等事業(事業運営者が管理する事業所において行われるものに限る。)に従事する者のうち、その行う業務が教育保育等従事者の業務に該当すると思料するものの業務の概要	民間教育保育等事業(事業運営者が管理する事業所において行われるものに限る。)および対象業務従事者の業務の詳細を説明する資料
対象業務従事者に該当すると思料するもの的人数 ※ 民間教育保育等事業者、事業運営者それぞれの提出が必要	-
事業者の異なるフランチャイズ事業者が申請対象事業と同一事業を行っている場合には、その旨	-
Gビズ ID ※ 民間教育保育等事業者、事業運営者それぞれの提出が必要	-
-	認定基準に適合していることを証する資料 ・ 犯罪事実確認の適切な実施を確保するための責任者の部署名・役職および氏名、研修の受講を証する書類など ※ 民間教育保育等事業者および事業運営者のそれぞれの役割を説明した内容を含む
-	児童対象性暴力等対処規程 ※ 民間教育保育等事業者および事業運営者のそれぞれの役割を説明した内容を含む
-	情報管理規程 ※ 民間教育保育等事業者および事業運営者のそれぞれの役割を説明した内容を含む
-	犯罪事実確認を適切に実施する旨を誓約する書面 ※ 民間教育保育等事業者・事業運営者それぞれの提出が必要
-	欠格に該当しないことを誓約する書面 ※ 民間教育保育等事業者および事業運営者のそれぞれの提出が必要
-	役員の氏名、略歴などを示す書類(法人の場合) ※ 申請者が国または地方公共団体の場合は、不要 ※ 民間教育保育等事業者および事業運営者のそれぞれの提出が必要

4. 認定事業者の公表・届出

こども家庭庁は、認定を受けた事業の情報をウェブサイトに公表します。これにより、認定を受けた事業の詳細の情報を保護者など多くの国民にお知らせすることになっています。



認定を受けた事業について公表される内容：

- ・ 認定年月日
- ・ 事業者の名称、所在地、代表者氏名
- ・ 事業概要、どの事業について認定を受けたか
- ・ 事業所の名称、所在地
- ・ 認定を受けた事業における対象従事者の業務の概要
- ・ 同じ事業を行うフランチャイズの有無

認定を受けた事業者は、次のような場合には、オンラインでこども家庭庁に届け出る必要があります。

- ・ 認定時点ですでに従事・内定していた全ての現職者について犯罪事実確認を完了したとき
- ・ 認定を受けたときに公表された事項に変更があったとき
- ・ 認定事業を廃止したとき

など

公表事項一覧のイメージ

認定番号	認定日	認定事業者等の氏名または名称	住所または所在地	法人の場合は代表者の氏名	民間教育保育等事業の種類（※選択肢）	認定等事業者の概要（※選択肢）	事業所の名称	事業所の所在地	教育保育等従事者の業務の概要（※選択肢）	認定時現職者の犯罪事実確認を完了	事業主の異なるフランチャイズ事業者の有無
xxxxx xxxx	R9.1.15	株式会社A	〒xxx-xxxx○ ○県 ○○市 ○○	家庭 太郎	民間教育事業	学習塾	学習塾a ○○駅前校	事業者の所在地と同じ	・講師 ・個別相談員 ・受付業務員	完了/未完了	あり
xxxxx xxxx	R9.2.1	株式会社B	〒xxx-xxxx○ ○県 ○○市 △△	家庭 花子	認可外保育事業	企業主導型保育施設	●●保育園A ●●保育園B	事業者の所在地と同じ 〒xxx-xxxx○ ○県◇◇市 △△	・保育士 ・調理師 ・看護師 ・保育士 ・調理師 ・看護師	完了/未完了	なし

5. 認定事業者マークの表示やその留意事項

■事業者マーク（こまもろうマーク）とは

事業者マーク（こまもろうマーク）は、子どもや保護者などにとって、しっかりと性暴力の防止に取り組む事業者が一目でわかるようにつけるもの

認定を受けた事業者は、その事業に関する広告などに、内閣総理大臣が定める表示、いわゆる、認定事業者マーク（図表左側）をつけることができる

学校や保育所などの義務対象の事業者がつけることができる法定事業者マーク（図表右側）をもある

事業者マーク（こまもろうマーク）



子どもや保護者などにとって、しっかりと性暴力の防止に取り組む事業者が一目でわかるようにつけるもの

法定事業者マーク



学校や保育所などの義務対象の事業者がつけることができる

■マークにこめられた意味

いずれも、大きな目で子どもを見守る「フクロウ」をモチーフとしており、子どもをしっかりと“見て守る”黒い大きな瞳と、子どもを守るために張り巡らせた“アンテナ”のような頭の形が特徴です。子どもを守ろう、という意味をこめて、こまもろう、という愛称がつけられました。

今後、これらのマークが社会に浸透することにより、性暴力から「子どもをまもろう、みんなでまもろう」という意識が社会全体に広がることを目指します。

認定事業者マークをつけることができる対象物：

- ・ 年度・日時などを記載したパンフレット
- ・ 受講生・子どもの募集案内、メディア広告
- ・ 求人広告や求人票
- ・ 契約書
- ・ 名刺
- ・ 電子メール
- ・ 事業所の看板・扉などへの掲示
- ・ ウェブサイト

など



認定を受けていない事業者が、広告などに認定事業者マークまたはこれと紛らわしい表示をつけることはできず、違反した場合には罰則も設けられています。

広告などの類型と具体例

広告などの類型	具体例
ア 認定等事業の用に供する物品	認定等事業のサービス提供時に着用する制服 など
イ 認定等事業の広告	認定等事業の案内パンフレット、受講生・こどもの募集案内、メディア広告など（対象年度・日時などを記載）
ウ 認定等事業の取引などに関する書類または通信	認定等事業に関する契約書、認定等事業に携わる社員の名刺、電子メール など
エ 認定等事業を行う事業所	認定等事業を行う事業所の受付、玄関ホール、看板、のぼり旗、扉 など
オ 認定等事業に関し、インターネットを利用した方法により公衆の閲覧に供する情報	認定等事業のウェブサイト など
カ 認定等事業に関する労働者などの募集の用に供する広告または文書	求人広告、ハローワークの求人票 など

※ 宣伝・広告用のペン、クリアファイルなど、配布後に第三者により再利用・流通などがなされ、事業者による回収などが困難となるものは対象外となる。

※ 名刺については、名刺を受け取った者から第三者に渡されるケースが多く想定されないことや、取消しなどがあった場合には、名刺に記載の連絡先に問合せができることなどから、当該表示を付すことができる対象物として認められるが、認定等事業に携わる従事者（幹部、社員など）のみ認定事業者マークを活用可能とするとともに、従事者が認定等事業を行う部署から異動・退職する場合には、事業者の責任の下、廃棄、回収など（名刺管理アプリにおいては更新）を行うことが必要である。



認定事業者マークの使用に当たっては下記の点に留意してください。

認定事業者マーク使用上の留意点

- 複数の事業のうち、その一部が認定を受けた場合があるときは認定を受けた事業についてのみマークを使用できる
- フランチャイズ展開をしているときは、直接認定を受けた事業者のみがマークを使用できる
- フランチャイズ元の事業者や他のフランチャイズ先の事業者が認定を受けていても、認定を受けていないフランチャイズ先の事業者は、認定事業者マークを表示することはできない
- 保護者などの求めに応じて、以下の必要な説明を行うことが望ましいと考えられる
 - 認定事業者マークを付けていても、最初の1年間は、現職者について、犯罪事実確認を終えていないこともある
 - その事業者のうち、こどもと接する業務を行わない従事者は犯罪事実確認の対象とならない

※ その他留意事項については、ガイドライン「IV. 認定等 5. 認定事業者等及び学校設置者等の表示」を確認してください。

6. 認定の取消し

認定は、次のような場合に取り消されます。

- ・ 申請内容を偽っているなど、不正の手段により認定を受けたとき
- ・ 必要な犯罪事実確認を行っていないとき
- ・ 性犯罪歴の記録の目的外利用または第三者提供を行ったとき
- ・ こども家庭庁の報告徴収・立入検査に適切に対応しなかったとき
- ・ 認定基準を満たさなくなったとき

※ これらあくまで例となっておりますので、申請前に[ガイドライン](#)をご覧ください、どういった場合に取消しとなるかご確認ください。



一度認定を取り消されると、**取消日から2年間**は、再度認定を受けることはできません。
認定を取り消された場合には、認定マークを表示した物の撤去や回収が必要となります。

■ 「共同認定」の場合の取消し

共同認定の場合は、もし一方の事業者が認定取消処分を受けた場合、その取消しの効果は、もう一方にも及びます。この場合、取消しを受けた両方の事業者はともに、取消日から2年間、認定を受けることができなくなります。



民間教育保育等事業者



事業運営者

一方が認定取り消し処分を受けた場合、
もう一方も取消しとなる

認定等が必ず取り消されるケースの具体例（法第32条第1項各号関係）

認定などが必ず取り消されるケース	具体例
偽りその他不正の手段により認定などを受けたとき	認定申請の要件を満たすために、本来事業に携わっていない人物の名義貸しを受けていた
認定などの欠格事由に該当することとなったとき	異なる事業者で認定取消しを受けた事業の役員が、自らの認定事業者の役員に就任した
必要な犯罪事実確認を行っていないとき	一部の新規採用者について、犯罪事実確認を行わなかった
こども家庭庁による適合命令または是正命令に違反したとき	従事者に対して研修を受講させていないことについて、こども家庭庁からの是正命令に従わず、期限までに改善が図られなかった

認定などが取り消され得るケースの具体例（法第32条第2項各号関係）

認定などが必ず取り消されるケース	具体例
民間教育保育等事業者または事業運営者に該当しなくなったとき	民間教育保育等事業者または事業運営者としての定義要件を満たしていない（例：民間教育事業において、従事者が2名である状態が継続した）にもかかわらず、廃止の届出などを行わなかった
認定基準に適合しなくなったとき	相談窓口の担当者が退職したにもかかわらず、次の相談窓口の担当者を任命せず、不在の間が継続した
児童対象性暴力等対処規程を遵守しなかったとき	児童対象性暴力等のおそれがあったにもかかわらず、児童対象性暴力等対処規程に沿わず、調査などを行わなかった
犯罪事実確認記録等の不適切な目的外利用または第三者提供を行ったとき	法に定める例外（刑事手続・捜査への協力等）ではない形で、犯罪事実確認書を第三者に提供した
犯罪事実確認書に記載された情報の漏えいなどの報告に係る規定に違反したとき	犯罪事実確認書に記載された情報が漏えいしたにもかかわらず、適切な報告を行わなかった
こども家庭庁の報告徴収・立入検査に適切に対応しなかったとき	こども家庭庁の求めに対し、虚偽の報告や資料提出を行っていた

本章で学んだこと

1. 認定の概要
2. 認定の基準
3. 認定申請の手続
4. 認定事業者の公表・届出
5. 認定事業者マークの表示
6. 認定の取消し

この章で学んだことをおさらいするための確認テストをご用意していますので、お取り組みください。

第12章 監督



こどもを性暴力から守るためには、これまで確認してきたそれぞれの措置が、こども性暴力防止法の措置の対象となる全ての事業者において確実に行われなければなりません。

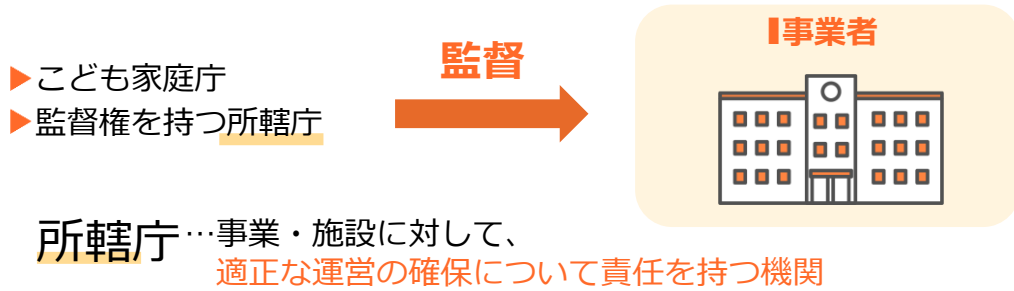
そこで、事業者は、これらの実施状況について、こども家庭庁などから監督を受けることとなります。定期的に報告が必要となる事項や、必要に応じて、こども家庭庁などが行う対応について理解しましょう。

本章で学ぶこと

1. 監督の概要
2. 監督が行われる事項
3. 監督の流れ

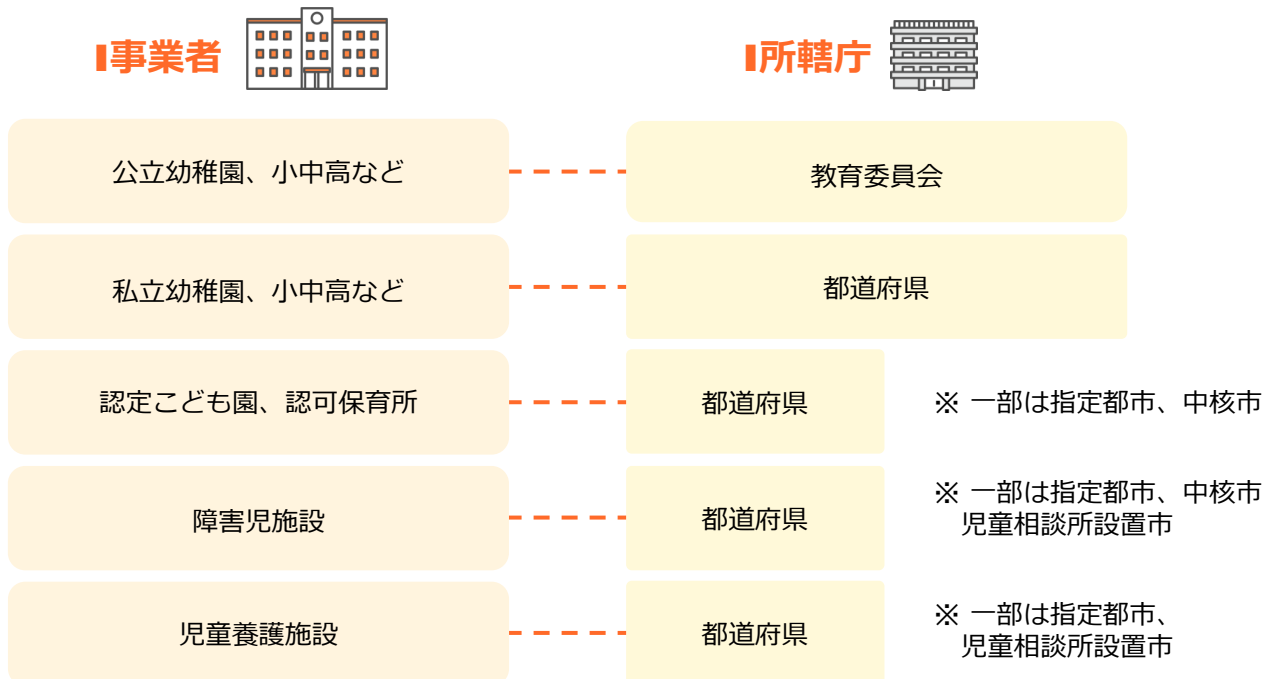
1. 監督の概要

監督はこども家庭庁や、他の法律に基づいて事業者に対して監督権を持つ地方公共団体などの所轄庁により行われます。所轄庁とは、学校教育法（昭和22年法律第36号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）などに基づき、事業・施設に対して、その適正な運営の確保について責任を持つ機関です。



例えば、公立学校であれば教育委員会、私立学校であれば都道府県、認定こども園、認可保育所、障害児施設、児童養護施設などであれば都道府県や、施設によっては指定都市、中核市などがこれに当たります。

■ 所轄庁の例



所轄庁および対象施設（学校関係）

所轄庁（※1）	犯罪事実確認実施者等	施設	監督の根拠法令・通知
都道府県知事 （※2 施設の所轄庁）	学校法人	学校（学校法人立） ※大学・高専を設置する学校法人が設置するもの	私立学校法、 行政手続法
文部科学大臣		高等専門学校（学校法人立）	
都道府県知事 （※2 施設の所轄庁）		専修学校高等課程（学校法人立） ※大学・高専を設置する学校法人が設置するもの	
設置する省庁（※2）	国（現時点で厚生労働省のみ）	専修学校高等課程（国立）	（内部監査） （※3）
国立大法人学（※2）	国立大学法人	学校（国立大学附属）	（内部監査） （※3）
独立行政法人国立高等専門学校機構（※2）	独立行政法人国立高等専門学校機構	高等専門学校（国立）	（内部監査） （※3）
公立大学法人（※2）	公立大学法人	学校（公立大学附属）	（内部監査） （※3）
		高等専門学校（公立）	
都道府県教育委員会（※2）	都道府県教育委員会	学校（都道府県立）	（内部監査） （※3）
都道府県知事	都道府県（現時点で知事部局のみ）	専修学校高等課程（都道府県立）	（内部監査） （※3）
都道府県知事等 （※2 施設の所轄庁） ※指定都市・中核市区域内の 幼保連携型認定こども園は、 指定都市・中核市の長	学校法人（専修学校にあつては準学校法人を含む。）	学校（学校法人立） ※大学・高専を設置する学校法人が設置するもの以外 専修学校高等課程（学校法人※又は準学校法人立） ※大学・高専を設置する学校法人が設置するもの以外	私立学校法、 行政手続法
	宗教法人、社会福祉法人、株式会社など	学校（宗教法人、社会福祉法人立、株式会社立など） ※私立の幼稚園も含む。 専修学校高等課程（宗教法人、社会福祉法人立など） ※個人立・株式会社立などが設置主体である場合も含む。	
指定都市教育委員会（※2）	指定都市教育委員会	学校（指定都市立）	（内部監査） （※3）
市町村教育委員会（※2） ※県費負担教職員の犯罪事実 確認および防止措置の実施状況の 監督などは都道府県教委	市町村教育委員会	学校（市町村立）	（内部監査） （※3）
	市町村（現時点で教育委員会のみ）	専修学校高等課程（市町村立）	

- ※1 本制度において、所轄庁は「各業法において、各事業・施設の適正な運営の確保について責任を有する公的機関」のことを指す。
- ※2 学校関係における「所轄庁」については、学校への日常的な実務上の対応や指導などを行っている機関という視点から整理。（私立については、私立学校法（昭和24年法律第270号）において、学校設置者等（学校法人など）の「所轄庁」と学校の「所轄庁」が異なる場合があるが、この視点に立ち、犯罪事実確認や安全確保措置の実施状況の確認機関を学校の所轄庁としている。）
- ※3 内部監査が不十分な場合には、各業法を所轄する省庁などが必要な指導などを実施。

所轄庁および対象施設（児童福祉関係（障害児、認定こども園関係を除く。））

所轄庁（※）	犯罪事実確認実施者等	施設	監督の根拠法令・通知
国（現時点で子ども家庭庁のみ）	国（現時点で子ども家庭庁のみ）	児童福祉施設（国立）	（通知に基づく内部監査）
都道府県	都道府県	児童福祉施設（都道府県立）	児童福祉法、児童福祉法施行令、関連通知
	一般市区町村、中核市	児童福祉施設（一般市区町村立、中核市立（保育所、母子生活支援施設を除く。））	
	社会福祉法人、独立行政法人など	児童福祉施設（私立） ※指定都市、児童相談所設置市に所在する施設、中核市に所在する保育所または母子生活支援施設を除く。	
	都道府県	児童相談所（都道府県設置）	児童福祉法、通知に基づく内部監査
	登録一時保護委託者（都道府県が登録する者）	登録一時保護委託者（都道府県が登録する者）	児童福祉法
指定都市、児童相談所設置市	指定都市、児童相談所設置市	児童福祉施設（指定都市、児童相談所設置市立）	（通知に基づく内部監査）
	社会福祉法人、独立行政法人など	児童福祉施設（私立）	児童福祉法、児童福祉法施行令、関連通知
	指定都市、児童相談所設置市	児童相談所（指定都市、児童相談所設置市立）	児童福祉法、通知に基づく内部監査
	登録一時保護委託者（指定都市、児童相談所設置市が登録する者）	指定都市、児童相談所設置市が登録する登録一時保護委託施設	児童福祉法
中核市	中核市	保育所、母子生活支援施設（中核市立）	（通知に基づく内部監査）
	社会福祉法人、独立行政法人など	保育所、母子生活支援施設（私立）	児童福祉法、児童福祉法施行令、関連通知
市区町村	市区町村	家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業または事業所内保育事業）、乳児等通園支援事業（市区町村立）	児童福祉法、児童福祉法施行令、関連通知
	独立行政法人、社会福祉法人、民間企業など		

※本制度において、所轄庁は「各業法において、各事業・施設の適正な運営の確保について責任を有する公的機関」のことを指す。

所轄庁および対象施設（障害児関係）

所轄庁（※）	犯罪事実確認実施者	施設	監督の根拠法令など
国（現時点で厚生労働省のみ）	国（現時点で厚生労働省のみ）	指定障害児入所施設（国立）	児童福祉法、 関連通知
都道府県	独立行政法人国立病院機構または 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター	指定発達支援医療機関	
	都道府県	指定障害児入所施設（都道府県立）	
		指定障害児通所支援事業（都道府県立）	
	市区町村	指定障害児入所施設（市区町村立）	
		指定障害児通所支援事業（市区町村立）	
社会福祉法人、民間企業など	指定障害児入所施設（私立）		
	指定障害児通所支援事業（私立）		

※ 指定都市、児童相談所設置市または中核市に所在する指定障害児通所支援事業所は、当該指定都市、児童相談所設置市または中核市（指定障害児入所施設は、指定都市または児童相談所設置市）

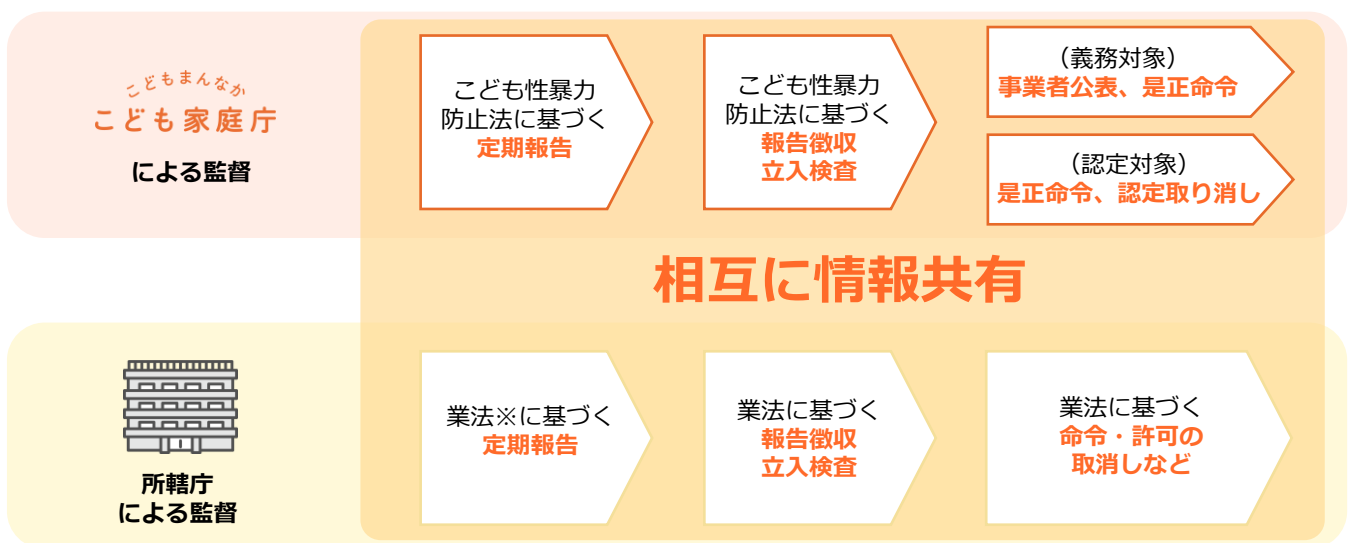
所轄庁及び対象施設（認定こども園関係）

所轄庁（※）	犯罪事実確認実施者等	施設	監督の根拠法令など
都道府県	都道府県	幼保連携型認定こども園（都道府県立）	認定こども園法、 関連通知
		幼保連携型以外の認定こども園（都道府県立）	（内部監査）
	市区町村（指定都市または中核市を除く。）	幼保連携型認定こども園（市区町村立）	認定こども園法、 関連通知
		幼保連携型以外の認定こども園（市区町村立）	
	学校法人、社会福祉法人、独立行政法人等	幼保連携型認定こども園（私立）（指定都市又は中核市に所在するものを除く。）	
幼保連携型以外の認定こども園（私立）（指定都市または中核市に所在するものを除く。）			
指定都市または中核市	指定都市または中核市	幼保連携型認定こども園（指定都市、中核市立）	認定こども園法、 関連通知
		幼保連携型以外の認定こども園（指定都市、中核市立）	（内部監査）
	学校法人、社会福祉法人、独立行政法人など	幼保連携型認定こども園（私立）（指定都市または中核市に所在するものに限る。）	認定こども園法
		幼保連携型以外の認定こども園（私立）（指定都市または中核市に所在するものに限る。）	

※本制度において、所轄庁は「各業法において、各事業・施設の適正な運営の確保について責任を有する公的機関」のことを指す。

こども家庭庁はこども性暴力防止法に基づき、所轄庁は学校教育法、児童福祉法などの事業や施設を規制する法律に基づいて、監督を行います。具体的には、事業者からの定期報告や、報告徴収、立入検査などを通じて、事業者が犯罪事実確認や安全確保措置、情報管理措置を適切に実施しているか確認を行います。

確認結果によっては、これらの措置が適正に行われるよう、必要な対応を行います。例えば、是正命令のほか、必要な犯罪事実確認を行っていなかった場合の事業者名の公表や、認定の取消しなどがあります。



義務対象事業者が国や地方公共団体の事業や施設である場合はこども家庭庁による監督の対象となりませんが、自らの内部監査などを通じて、適切に義務を履行する必要があります。

※ こども家庭庁と所轄庁による監督の詳細や役割分担については、ガイドライン「IX.監督等 2.こども家庭庁及び所轄庁の役割分担等」もご参照ください。

犯罪事実確認実施者等に対する監督など

		国（法に基づく監督など）	所轄庁（業法に基づく監督など）
犯罪事実確認	国公立	（法に基づく定期報告、公表などの対象外）	<ul style="list-style-type: none"> ・業法に基づく定期報告受領 ・業法に基づく指導・助言など ・業法に基づく報告徴収・立入検査など ・業に基づく命令・処分など
	民間法人など	<ul style="list-style-type: none"> ・法に基づく定期報告受領 ・法に基づく報告徴収・立入検査 ・法に基づく違反事業者の公表 	
その他の安全確保措置	共通	（法に基づく監督権限なし）	
情報管理措置	国公立	<ul style="list-style-type: none"> ・法に基づく情報漏洩時の報告受領（法に基づく定期報告、命令などの対象外） 	（法に基づきこども家庭庁が監督などを行うため、定期報告受領はしないが、こども家庭庁からの情報提供により必要に応じて次の対応を実施） <ul style="list-style-type: none"> ・業法に基づく報告徴収など ・業法に基づく命令・処分など
	民間法人など	<ul style="list-style-type: none"> ・法に基づく情報漏洩時の報告受領 ・法に基づく定期報告受領 ・法に基づく報告徴収・立入検査 ・法に基づく是正命令 	

認定事業者に対する監督など

		国（法に基づく監督など）	所轄庁（業法に基づく監督など）（※）
犯罪事実確認	その他の安全確保措置 情報管理措置	<ul style="list-style-type: none"> ・法に基づく情報漏洩時の報告受領 ・法に基づく定期報告受領 ・法に基づく報告徴収・立入検査 ・法に基づく基準適合命令・是正命令 ・法に基づく認定消し・公表 	（法に基づきこども家庭庁が監督するため、定期報告受領はしないが、こども家庭庁からの情報提供により必要に応じて次の対応を実施） <ul style="list-style-type: none"> ・業法に基づく報告徴収など ・業法に基づく命令・処分など
その他の安全確保措置			
情報管理措置			

※ 監督権限がある所轄庁が存在している場合のみ

2. 監督が行われる事項

それぞれの措置の実施状況について、どのような点を確認するのかを見ていきましょう。

■ 犯罪事実確認についての確認事項

こども家庭庁や所轄庁は、次の点について確認を行います。

- ・ 全ての対象従事者について犯罪事実確認が行われているか
- ・ その確認期限が守られているか

確認期限は従事者ごとに異なるので注意してください。

➔	新規採用	⇒	業務開始日まで
	義務対象事業の現職者	⇒	施行から3年以内
	認定対象事業の現職	⇒	認定から1年以内
	いとま特例(※1)が適用された者	⇒	従事から3か月または6か月以内(※2)

※1 やむを得ない事情がある場合に、例外的に犯罪事実確認を行う前にこどもと接する業務に従事できることとする特例

※2 「やむを得ない事情」の内容により異なる。

「いとま特例」が適用される場合には、次の点についても確認します。

- ・ やむを得ない事情の要件を満たしているか
- ・ いとま特例の対象となる従事者について、原則として一対一にさせないなどの必要な措置がとられているか

※ 犯罪事実確認の詳細については、本資料「第8章 犯罪事実確認」や、こども性暴力防止法の解説動画「犯罪事実確認」を参照し、適切に対応するようにしましょう。

■安全確保措置についての確認事項

安全確保措置については、次のような事項について確認します。

- ・ 日常的な観察、面談・アンケート、性暴力や不適切な行為の疑いを把握した場合の適切な報告・対応ルールの策定・周知が行われているか
- ・ 相談員の選任または相談窓口の設置、外部相談窓口の周知が行われているか
- ・ 対象従事者に対して、必要な内容を含む研修が行われているか
- ・ 子どもや従事者などの人権などに配慮し、関係機関との適切な連携の下で調査が行われているか
- ・ 加害を行った従事者と被害にあった子どもとの接触の回避や、子どもや保護者に対する支援機関の紹介や情報提供、誠実な相談対応などが行われているか
- ・ 性暴力のおそれがある場合に、防止措置がとられているか

子どもを性暴力から守るため、どのような措置を行う必要があるか、詳細については安全確保措置の章や解説動画などを活用し、しっかりと把握しておきましょう。

※安全確保措置の内容については、下記の章や動画もご参照ください。

解説動画：

- 「安全確保措置 性暴力の防止に関する基礎」
- 「安全確保措置 1.未然防止」
- 「安全確保措置 2.早期発見」
- 「安全確保措置 3.疑いを把握した事業者の初期対応」
- 「安全確保措置 4.調査」
- 「安全確保措置 5.調査を踏まえた対応」

解説資料

- 「第2章 安全確保措置 性暴力の防止に関する基礎」
- 「第3章 安全確保措置 1.未然防止」
- 「第4章 安全確保措置 2.早期発見」
- 「第5章 安全確保措置 3.疑いを把握した事業者の初期対応」
- 「第6章 安全確保措置 4.調査」
- 「第7章 安全確保措置 5.調査を踏まえた対応」

■ 情報管理措置についての確認事項

情報管理措置については、事業者が、性犯罪歴の記録を適正に管理するために、次の点を遵守しているか確認を行います。

- **情報管理規程が適切に作成されているか**

情報管理規程には、情報管理に関する基本方針と4つの情報管理措置について定めておく必要がある

**基本方針
(7つの基本原則)**



- ① 組織的情報管理措置
- ② 人的情報管理措置
- ③ 物理的情報管理措置
- ④ 技術的情報管理措置

- これら情報管理規程に定める事項が遵守されているか

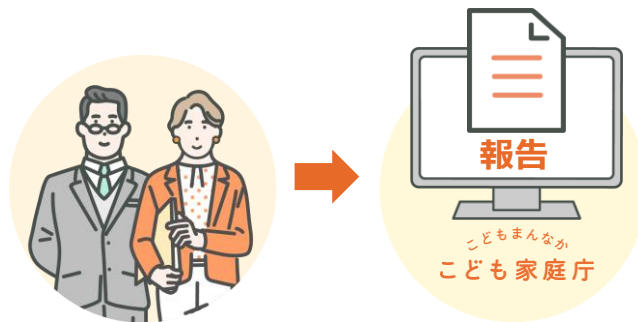
- 情報の漏えいなどの重大な事態が生じた際、必要な事項がこども家庭庁に報告されているか

事業者の皆さんは、性犯罪歴という取扱いに細心の注意が必要な情報を管理することになりますので、本資料「第10章 情報管理措置」やこども性暴力防止法の解説動画「情報管理措置」などを活用し、適切な対応についてしっかりと把握しておきましょう。

3. 監督の流れ

■ 定期報告とは

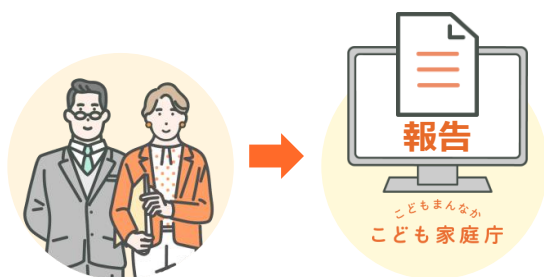
事業者は、それぞれの措置の実施状況について、定期的にこども家庭庁に報告を行う必要があります。また、こども家庭庁への報告とは別に、各施設・事業の所轄庁から報告を求められることもあります。



※ガイドライン「IX. 監督等 3.(2)、(3)こども家庭庁への定期報告事項」を参照ください。

■ こども家庭庁への定期報告の方法

こども性暴力防止法上のこども家庭庁への定期報告の内容を確認します。犯罪事実確認や情報管理措置の状況については、義務対象・認定対象を問わず、年に1回、こまもろうシステムと呼ばれる専用のシステムを通じて、オンラインで報告します。認定事業者は、これに加え、安全確保措置の実施状況についてもこども家庭庁に報告を行います。



Ⅰ義務対象事業者※・認定事業者
犯罪事実確認・情報管理措置の状況

※国公立は対象外

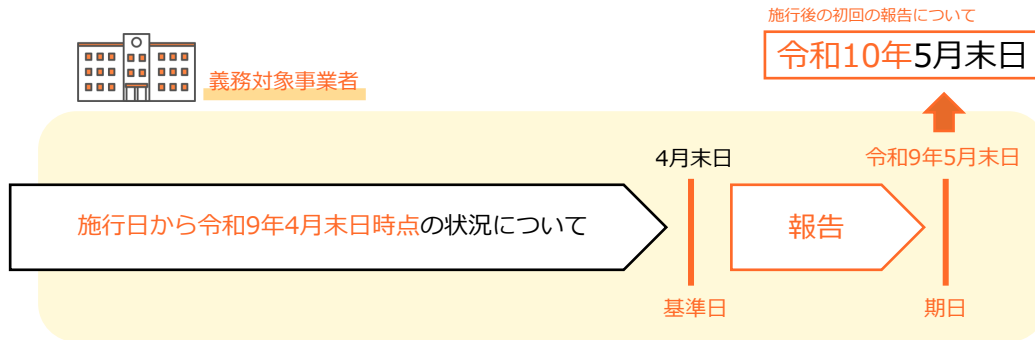
Ⅰ認定事業者
+安全確保措置の状況

※義務対象事業者は、所轄庁の求めに応じて報告

報告項目のうち、犯罪事実確認の実施状況については、犯罪事実確認の申請をこまもろうシステムから行うことで、その内容がこまもろうシステムに記録され、自動で帳簿が生成されます。定期報告では、こまもろうシステム上の帳簿の情報を利用することにより、大部分の報告事項を自動で生成することができます。

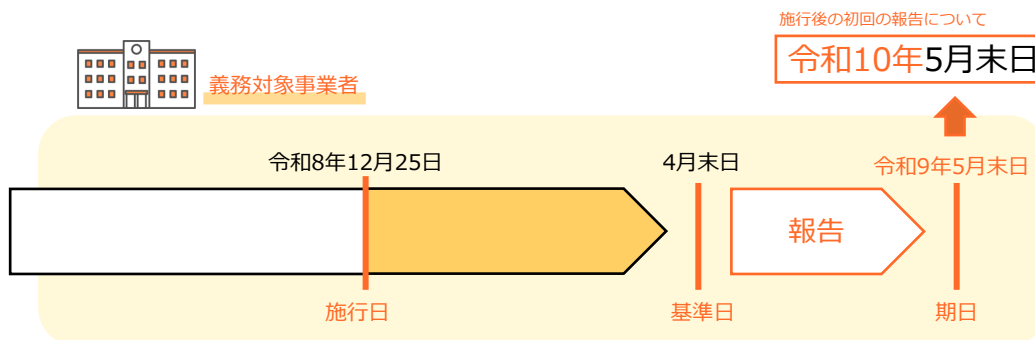
■ 報告の期間(義務対象事業者の場合)

- 義務対象の事業者は、毎年、4月末日を基準日とし、基準日時点の状況について5月末日までにこども家庭庁に定期報告を行う



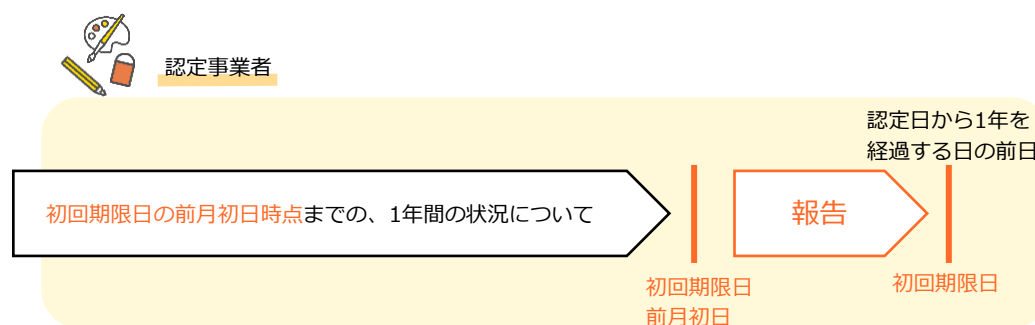
【初回の報告(義務対象事業者の場合)】

なお、こども性暴力防止法は令和8年12月25日に施行されますが、初回の報告は施行開始から間もないことから、令和9年5月末日までではなく、令和10年5月末日までに行うとされています。このため、義務対象事業者は、令和8年12月25日から令和10年4月末日までの状況を報告する必要があります。



■ 報告の期間(認定対象事業者の場合)

認定事業者は、認定日から1年が経過する日の前日を初回の報告期限とし、そこから1年ごとに前月初日時点までの1年間の状況について、定期報告を行います。



🔄 1年ごとにこれを繰り返す

■ 報告徴収・立入検査

定期報告以外にも、こども家庭庁や所轄庁は、事業者において適切な措置が行われることを確保するため、事業者に報告を求めたり、事業所に立入検査をしたりすることがあります。これに応じなかったり、虚偽の報告をしたりした場合には、50万円以下の罰金を科されることがあります。



こうした報告や検査などで把握した状況から、事業者がこども性暴力防止法の規定に違反している場合には、こども家庭庁や所轄庁は、それを是正するための必要な措置を命ずることがあります。

さらに、義務対象事業者については、事業者情報や違反の内容の公表、認定対象事業者については、認定の取消しとその公表などの処分が行われます。

本章で学んだこと

1. 監督の概要
2. 監督が行われる事項
3. 監督の流れ

この章で学んことをおさらいするための確認テストをご用意していますので、お取り組みください。

1. 参考資料

■ 関連サイト

No.	資料名	URL
1	こども性暴力防止法施行ガイドライン	https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou#guideline
2	こども性暴力防止法に基づく従事者向け研修教材	https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou/jujisya
3	こども性暴力防止法に関する解説動画・資料	https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou/jigyousya
4	教育・保育等を提供する事業者による児童対象性暴力等の防止等の取組を横断的に促進するための指針（横断指針）	https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou/odanshishin
5	文部科学省「生命（いのち）の安全教育」教材	https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index2.html
6	独立行政法人情報処理推進機構（IPA）「情報セキュリティ・ポータルサイト」	https://www.ipa.go.jp/security/sec-tools/index.html
7	個人情報保護委員会「法令・ガイドライン等」	https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/
8	個人情報保護委員会「研修資料一覧」	https://www.ppc.go.jp/kensyu_material/
9	こども家庭庁「児童生徒等に対し性暴力等を行った保育士への厳正な対応について」	https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/tokuteihoiku
10	こども家庭庁「こどもの人権を守るために保育現場での性暴力を起こさせないための取組ガイド（保育現場向け）」	https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/7bd2fbc8-98ab-4cfc-87c5-0c4330d8ea9d/28783c9c/20250528_policies_hoiku_tokuteihoiku_15.pdf
11	こども家庭庁「こどもの人権を守るために保育現場での性暴力を起こさせないための実習生取組ガイド（養成校向け）」	https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/7bd2fbc8-98ab-4cfc-87c5-0c4330d8ea9d/868fa49f/20250528_policies_hoiku_tokuteihoiku_16.pdf
12	こども家庭庁「動画『こどもの人権を守るために～保育現場での性暴力を起こさせないために取り組むべきこと～』」	https://www.youtube.com/playlist?list=PLIQ7HtehdR3J62suTilVuo8kE8Fva2UiK
13	文部科学省「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等について」啓発教材、取組事例集、研修資料等	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/mext_00001.html
14	こども家庭庁「こども性暴力防止に向けた総合的な対策」	https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/kinkyutaisaku/
15	内閣府男女共同参画局・こども家庭庁「こどもたちのためにできること～性被害を受けたこどもの理解と支援～」	https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/72e390fa-db00-44e9-af2e-084e71c76b93/01949a12/20231121_policies_child-safety_efforts_kinkyutaisaku_08.pdf
16	「政府広報オンライン」サイト（動画：こどもの性被害のサインを見逃さないで）	https://www.gov-online.go.jp/prg/prg27340.html
17	法務省「性犯罪関係の法改正等 Q & A」	https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00200.html

2.用語集

■用語集

- ・ ガイドラインや「従事者向け標準教材」「こども性暴力防止法の解説動画・資料」に記載されている、こども性暴力防止法に関する用語集

No.	用語一覧	解説
1	学校設置者等 (義務対象事業者)	学校や認可保育所、認定こども園など、すべての事業者がこども性暴力防止法の取組の対象となる施設・事業。公立・私立の別を問わず対象となる。
2	教員等	学校設置者等(義務対象事業者)における犯罪事実確認などの取組の対象となる従事者。
3	民間教育保育等事業者 (認定対象事業者)	放課後児童クラブや学習塾など義務対象の施設・事業以外でこどもに教育・保育などを提供する事業者。こども家庭庁に申請し、認められた場合に法律に基づく取組の対象となる。
4	教育保育等従事者	民間教育保育等事業者(認定対象事業者)における犯罪事実確認などの取組の対象となる従事者。
5	支配性	こどもへの性暴力が生じやすい環境面の特性の1つ。指導などを通じて、強い立場に立つ特性のこと。
6	継続性	こどもへの性暴力が生じやすい環境面の特性の1つ。業務の中で繰り返しこどもと接する特性のこと
7	閉鎖性	こどもへの性暴力が生じやすい環境面の特性の1つ。保護者などの目が届かない特性のこと
8	こどもの権利	すべてのこどもが、一人の人間として人権を持ち、成長の過程で特別な保護や配慮が必要なこどもならではの権利のこと。
9	特定性犯罪	不同意性交、不同意わいせつ、児童買春、児童ポルノ所持、盗撮などのこども性暴力防止法で定める一般的な性犯罪。本解説動画・資料では、特定性犯罪の前科を「性犯罪歴」としている。
10	性犯罪歴の記録	こども家庭庁から交付される犯罪事実確認書や、犯罪事実確認書に記載された情報を転記したもの。こども性暴力防止法上は「犯罪事実確認記録等」という。 性犯罪歴の有無など、犯罪事実確認書の一部の内容を転記したものや、それを示唆する情報も「性犯罪歴の記録」に該当する。この場合、性犯罪歴がない旨の情報であっても、情報管理の対象となることに注意が必要。
11	児童対象性暴力等	不同意性交、わいせつな言動、盗撮など、こども性暴力防止法において定められる、事業者による防止のための取組の対象となる性暴力。犯罪に該当しないものも含まれる。
12	不適切な行為	行為そのものは「性暴力」には該当しなくとも、業務上必要な行為とは言えず、その行為が継続・発展することにより性暴力につながる可能性のある行為のこと。事業によって、その具体的な行為の内容や範囲は異なる。
13	認知の偏り・思考の誤り	「少し触っただけだ」、「実はこどもも喜んでいる」、「これだけ頑張っているから見返りを求めてもよいはずだ」などの一方的な思い込み。
14	性的グルーミング	性加害者本人の特性の一つであり、こどもを手なずけ、信頼関係を醸成し、こどもの心情や行動を操作して性暴力に及ぼす行動。
15	救済心理	性加害者本人の特性の一つであり、「自分だけがこの子を救ってあげられる」などと、自分の行為を正当化し加害に転じる際の心理状態。
16	安全確保措置	こどもの安全を守るために事業者が行わなければならない取組を指す。 具体的には、未然防止や早期発見、性暴力が疑われる場合の調査、被害にあったこどもの保護・支援、犯罪事実確認、性暴力が行われるおそれがある場合の防止措置が含まれる。
17	記憶の汚染	性被害にあったこどもに、何度も話を聴いたり、誘導するような質問をしたりすると、質問に含まれる情報や、あとから聞いた情報を、自分の考えや体験と思い込んでしまうことがあります。このようにして、本来の体験の記憶が変わってしまうこと。 記憶能力が発達段階にある幼少期などにおいて、生じやすいとされています。一方で、年齢が高くても、状況によっては記憶があいまいになり、記憶が変わってしまう場合もある。

No.	用語一覧	解説
18	犯罪事実確認	性暴力の防止のため、こども性暴力防止法の対象となる事業者が対象となる従事者の性犯罪歴について、こども家庭庁を通じて確認する取組。
19	犯罪事実確認書	従事者の性犯罪歴の有無などが記載された、こども家庭庁から交付される書面。
20	犯罪事実確認記録	犯罪事実確認書に記載された情報を転記したもの。
21	こまもろうシステム	こども性暴力防止法に基づく様々な手続きを行うための専用システム。
22	GビズID	事業者向け行政サービスにログインするための共通認証システム。こまもろうシステムへログインするために必要となる。
23	防止措置	事業者が、犯罪事実確認の結果や、事業者による調査の結果などを踏まえて、従事者によって性暴力が行われるおそれがあると認めるときに、その従事者をこどもと接する業務に就かせないなど、性暴力を防止するために講じなければならない必要な措置。
24	いとま特例	一定の要件を満たす場合には、特例的に、犯罪事実確認を行う前に、従事を開始することを可能とする特例。やむを得ない事情により犯罪事実確認を行ういとまがない場合であって、その従事者を直ちに従事させなければ事業などの運営に著しい支障が生ずるときに適用される。
25	情報管理措置	従事者の性犯罪歴の記録を適切に管理するために事業者が行わなければならない措置。
26	情報管理規程	従事者の性犯罪歴の記録を安全に管理する方策や、情報の漏えいなどが発生した場合の対応の手順、報告・連絡体制などを定めた性犯罪歴の記録の管理に関する措置を定めた規程。こども性暴力防止法の対象となる事業者が、情報管理措置の一環として策定することが求められる。
27	組織的情報管理措置	情報管理措置の1つ。組織として適切に情報を取り扱うための体制を整備すること。
28	人的情報管理措置	情報管理措置の1つ。従事者に対して情報の取扱いに関する研修・訓練を実施し、適正な取扱いを確保すること。
29	物理的情報管理措置	情報管理措置の1つ。業務上必要な者のみに情報のアクセスを認め、権限を持たない者には物理的にアクセスを認めないこと。
30	技術的情報管理措置	情報管理措置の1つ。性犯罪歴の記録を取り扱う情報システムに対する不正アクセスなどを防止すること。
31	認定	民間教育保育等事業（認定対象事業者）が申請し、その実施する事業について、学校設置者等（義務対象事業者）に求められる措置を同じ水準で実施できる体制が確保されていることについて、こども家庭庁に認定されること。
32	児童対象性暴力等対処規程	各事業において性暴力や不適切な行為、またその疑いを把握した場合に対応すべき内容をあらかじめ整理し、それらが発生した場合に迅速・的確に対応できるようにするために定める規程であり、これを策定することが認定の基準の1つとなっている。 具体的には、防止措置、性暴力が行われた疑いがある場合の調査、被害にあったこどもの保護・支援の3つの措置について定めたもの。
33	認定事業者マーク	認定を受けた事業者が、その事業に関する広告などにつけることができる、こども家庭庁が定める表示。これをつけることにより、こどもや保護者などにとって、しっかりと性暴力の防止に取り組む事業者が一目でわかるようになる。 大きな目でこどもを見守る「フクロウ」をモチーフとしており、こどもをしっかりと“見て守る”黒い大きな瞳と、こどもを守るために張り巡らせた“アンテナ”のような頭の形が特徴。こどもを守ろう、という意味をこめて、愛称はこまもろう。
34	法定事業者マーク	学校設置者等（義務対象事業者）がつけることができるマーク。 大きな目でこどもを見守る「フクロウ」をモチーフとしており、こどもをしっかりと“見て守る”黒い大きな瞳と、こどもを守るために張り巡らせた“アンテナ”のような頭の形が特徴。こどもを守ろう、という意味をこめて、愛称はこまもろう。
35	事業運営者	民間教育保育等事業者（認定対象事業者）からの指定管理や委託を受けて、事業の運営を行う事業者。民間教育保育等事業者（認定対象事業者）と共同で認定の申請ができる。
36	共同認定	民間教育保育等事業者（認定対象事業者）と、その指定管理や委託を受けた事業運営者が、こども家庭庁に共同で認定されること。
37	認定事業者等	認定を受けた民間教育保育等事業者や、共同認定を受けた民間教育保育等事業者と事業運営者
38	監督	こども家庭庁や所轄庁が、事業者からの定期報告や、報告徴収、立入検査などを通じて、事業者が犯罪事実確認や安全確保措置、情報管理措置を適切に実施しているか確認を行い、必要な場合には是正命令や事業者名公表、認定の取消などの対応を行うこと。こども家庭庁はこども性暴力防止法に基づき、所轄庁は学校教育法、児童福祉法などの事業や施設を規制する法律に基づき、それぞれ行う。

こども性暴力防止法の解説資料

2026年4月 初版発行

こども家庭庁
<https://www.cfa.go.jp/>

〒100-6090
東京都千代田区霞が関3-2-5
霞が関ビルディング14階、20階、21階、22階
電話番号：03-6771-8030（代表）